

令和7年第1回定例会
一般会計予算決算常任委員会資料
(令和7年度一般会計予算審査資料)

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(総務文教分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ	
1	継続		情報システム標準化・共通化事業	477,945	2	1	4	70 ~ 73	デジタル推進課	1 ~ 9	
2	継続	デジタル スマイル 大学	山口東京理科大学との協創・データ活用 によるスマートシティ推進事業	52,912	2	1	9	76 ~ 79	デジタル推進課	10 ~ 17	
3	継続	① スマイル	地域運営組織推進事業	28,637	2	1	22	92 ~ 95	市民活動推進課	18 ~ 22	
4	継続	①	集落支援員設置事業	39,008	2	1	22	92 ~ 95	市民活動推進課	23 ~ 26	
5	新規	スマイル	中学生の文化・スポーツ活動体制整備推 進事業	6,553	2	1	28	102 ~ 105	文化スポーツ推進課	27 ~ 42	
6	継続	③	きらら交流館再整備事業	628,300	2	1	31	106 ~ 109	シティセールス課	43 ~ 47	
7	新規	②	学校施設長寿命化改修事業	51,735	10	2 ・ 3	3	264 ・ 265	~ 265 ・ 296	教育総務課	48 ~ 51

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(民生福祉分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ	
8	新規		こども計画推進事業	4,090	3	2	1	156 ~ 159	子育て支援課	52 ~ 57	
9	継続	②	子ども医療費助成事業	131,600	3	2	2	158 ~ 163	子育て支援課	58 ~ 60	
10	継続	②	小野田地区公立保育所整備事業	482,097	3	2	4	162 ~ 167	子育て支援課	61 ~ 70	
11	新規	② スマイル	こども家庭センター事業	745	3 ・ 4	2 ・ 1	5 ・ 1	166 ・ 176	~ 167 ・ 183	子育て支援課	71 ~ 73
12	新規	②	妊婦のための支援給付金事業	30,126	3	2	10	172 ~ 173	子育て支援課	74 ~ 77	
13	新規		自立支援給付事業(就労選択支援)	6,123	3	1	2	140 ~ 145	障害福祉課	78 ~ 81	
14	新規		加齢性難聴者補聴器購入助成事業	2,760	3	1	3	146 ~ 149	高齢福祉課	82 ~ 85	
15	継続		のぞみ園更新事業	274,581	3	1	9	154 ~ 157	障害福祉課	86 ~ 92	
16	新規		定期予防接種事業(帯状疱疹ワクチン)	25,088	4	1	2	182 ~ 183	健康増進課	93 ~ 95	
17	継続		飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事 業	2,200	4	1	3	182 ~ 185	環境課	96 ~ 100	

令和7年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会（産業建設分科会）資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ			担当課	資料 ページ		
									～				～	
18	継続		浄化槽整備推進事業	71,633	4	1	3	182	～	185	下水道課	101	～	104
19	継続		農地利用最適化推進事業	5,564	6	1	1	200	～	203	農業委員会事務局	105	～	110
20	継続		担い手支援事業	4,000	6	1	3	204	～	205	農林水産課	111	～	116
21	継続		新規就農・就業者定着支援事業	2,350	6	1	3	204	～	205	農林水産課	117	～	121
22	継続	③	新規就農者支援事業	5,088	6	1	3	204	～	205	農林水産課	122	～	125
23	継続		多面的機能推進事業	54,983	6	1	4	206	～	209	農林水産課	126	～	129
24	継続		小規模土地改良助成事業	8,500	6	1	4	206	～	209	農林水産課	130	～	133
25	継続	①	防災重点ため池等廃止事業	31,800	6	1	5	208	～	209	農林水産課	134	～	137
26	継続		有害鳥獣捕獲奨励事業	2,312	6	2	2	210	～	213	農林水産課	138	～	141
27	継続		地方バス路線維持対策事業	137,038	7	1	1	216	～	221	商工労働課	142	～	144
28	継続		地方バス路線維持対策事業（臨時）	11,509	7	1	1	216	～	221	商工労働課	145	～	148
29	継続		厚狭北部デマンド型交通運営事業	8,200	7	1	1	216	～	221	商工労働課	149	～	154
30	継続	デジタル 化	高泊地区デマンド型交通運営事業	6,288	7	1	1	216	～	221	商工労働課	155	～	159
31	継続		小規模土木事業	22,000	8	2	1	228	～	231	土木課	160	～	163
32	新規		市道共和台1号線道路整備事業	9,300	8	2	3	230	～	233	土木課	164	～	167
33	継続	②	通学路安全対策事業	98,000	8	2	4	232	～	235	土木課	168	～	170
34	継続		自然災害防止事業負担金（海岸）	16,000	8	3	1	234	～	235	土木課	171	～	174
35	継続	①	河川整備事業	24,000	8	3	1	234	～	235	土木課	175	～	178
36	継続		住宅リフォーム資金助成制度	12,000	8	6	1	244	～	249	建築住宅課	179	～	188
37	継続		市営住宅改修事業	152,766	8	6	1	244	～	249	建築住宅課	189	～	196
38	継続		市営住宅建替整備事業	337,200	8	6	2	248	～	249	建築住宅課	197	～	207

1	実施計画番号	2999916	事務事業番号	299991602	課(局・室・所)・係・担当者	デジタル推進課	情報管理係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	-------

29999デジタル推進課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	9	施策体系外	99	施策体系外	99	施策体系外		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
16	住民情報系システム管理・運営事業	2	情報システム標準化・共通化事業					

事業概要	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示され、令和7年度末までに国が提供するガバメントクラウドに設置される標準準拠システムへ移行しなければならない。 令和7年度は、標準準拠システムへ移行しガバメントクラウドでの運用を開始する。	対象	住民情報系システム
		手段	システム更新
		意図	安定稼動

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	標準仕様書の確認	活動	標準仕様との比較分析	標準仕様との比較分析		
			標準仕様との比較分析・文字同定作業	標準仕様との比較分析作業開始		
			100.00%			
2	標準準拠システムへ移行	活動		移行準備	移行・運用開始	
				移行準備作業開始		
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	行政サービスにおける事務処理の効率化、安定化を図るための事業である。	5	33
	自治体関与の妥当性	住民基本台帳法、地方税法などの主務省令で定める事務処理を効率的、安定的に行うためのシステムである。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市の業務に係るシステムを更新する事業であり、受益者は全市民である。	5	
有効性	事業の優先度	いわゆる標準化法に基づく事業で、令和7年度末までに移行する必要がある。	3	
	行政評価との整合性	行っていない。	3	
	手法の有効性	総務省の施策である「電子自治体の推進」に沿う事業である。	3	
効率性	実施主体の適正化	住民情報系システムの更新であるので市が実施する必要がある。	3	
	受益者負担の適正化	住民情報系システムの更新であるので受益者である市民に負担を求めるべきではない。	3	
	コスト効率	国の補助金を活用する。	5	

事業期間	R3	年度	~	R7	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	4	情報管理費	
	大事業	1	住民情報系システム管理・運営事業費			中事業	1	住民情報系システム管理・運営事業費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			標準仕様との比較分析 (Fit&Gap)及び文字同定		標準仕様との比較分析 (Fit&Gap)及び文字同定 移行準備作業		移行作業及び運用開始		運用		運用			
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費	電算委託料	5,555千円	電算委託料	96,096千円	電算委託料	408,375千円	電算委託料	16,104千円	電算委託料	16,104千円			
				ネットワーク改修 委託料	2,365千円	ガバメントクラウド 利用料	69,169千円	ガバメントクラウド 利用料	69,169千円	ガバメントクラウド 利用料	69,169千円			
				回線使用料	854千円	機械器具借上料	401千円	システム利用料	59,034千円	システム利用料	59,034千円			
								電算ソフトウェア 保守委託料	30,888千円	電算ソフトウェア 保守委託料	30,888千円			
								通信運搬費	9,108千円	通信運搬費	9,108千円			
								電算機保守委託 料	20,685千円	電算機保守委託 料	20,685千円			
							機械器具借上料	1,604千円	機械器具借上料	1,604千円				
合計			5,555千円		99,315千円		477,945千円		206,592千円		206,592千円			
財源内訳 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他		デジタル基盤改革支援 補助金	5,555千円	デジタル基盤改革支援 補助金	80,444千円	デジタル基盤改革支援 補助金	477,544千円						
	一般財源					18,871千円		401千円		206,592千円		206,592千円		
	合計			5,555千円		99,315千円		477,945千円		206,592千円		206,592千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業) (上限748,991千円)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) デジタル推進課 情報管理係 事務事業番号 299991602

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	9	施策体系外	99	施策体系外	99	施策体系外		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
16	住民情報システム管理・運営事業	2	情報システム標準化・共通化事業				政策的	
事業概要	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示され、令和7年度までに国が推し進める標準準拠システムが設置されるガバメントクラウドに移行することとなる。				対象	住民情報系システム		
	令和5年度では、移行前準備として、標準仕様書と現行システム(やまぐち自治体クラウド)との機能の比較分析(Fit&Gap)及び文字情報の標準化のため文字情報基盤(IPAmj明朝)への文字同定作業を実施する。				手段	システム更新		
					意図	安定稼働		

事業期間	R3 年度	～	R7 年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳					電算委託料	5,555千円	電算委託料	96,096千円
							ネットワーク改修委託料	2,365千円
							回線使用料	854千円
	合計					5,555千円		99,315千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他				デジタル基盤改革支援補助金	5,555千円	デジタル基盤改革支援補助金	80,444千円
	一般財源							18,871千円
合計					5,555千円		99,315千円	
人工数 人件費			0.25人	1,433千円	0.45人	2,621千円		
総経費				1,433千円		8,176千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	標準仕様書の確認		現行システム概要調査	標準仕様との比較分析	標準仕様との比較分析
			現行システム概要調査	標準仕様との比較分析・文字同定作業	
			100.00%	100.00%	
2					
3					

成果	標準仕様との比較分析と文字同定作業の予定範囲を実施した。					
R7年度に向けた課題及び改善策	令和7年度中にガバメントクラウド上での標準準拠システム稼働を目指し、現行システムの移行作業を進めていく。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項						

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

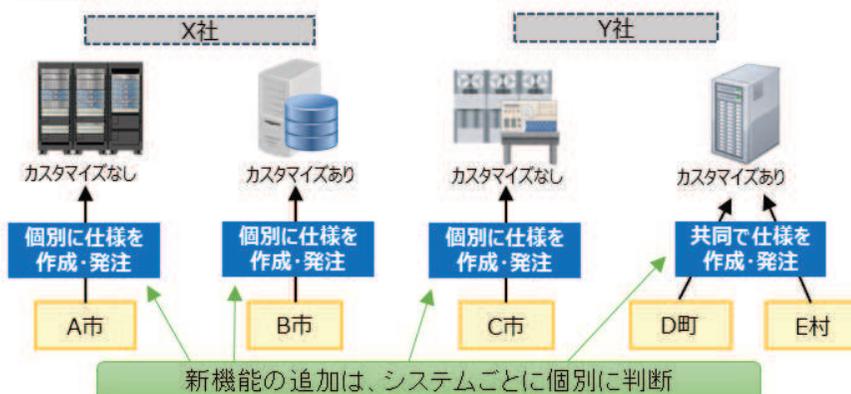
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

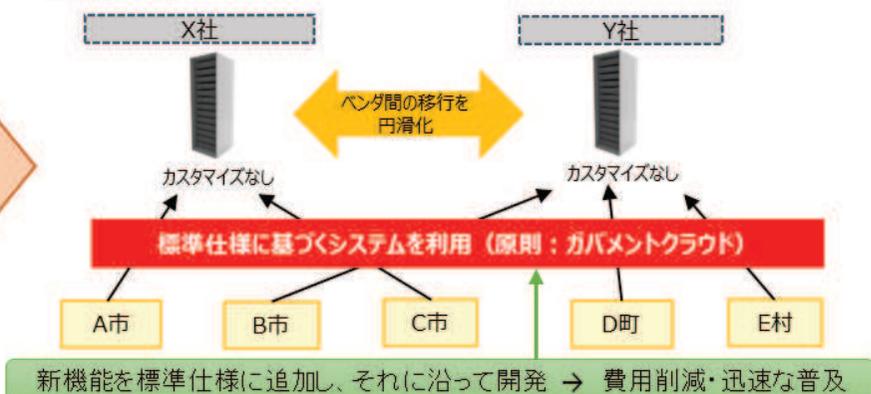
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要なとされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

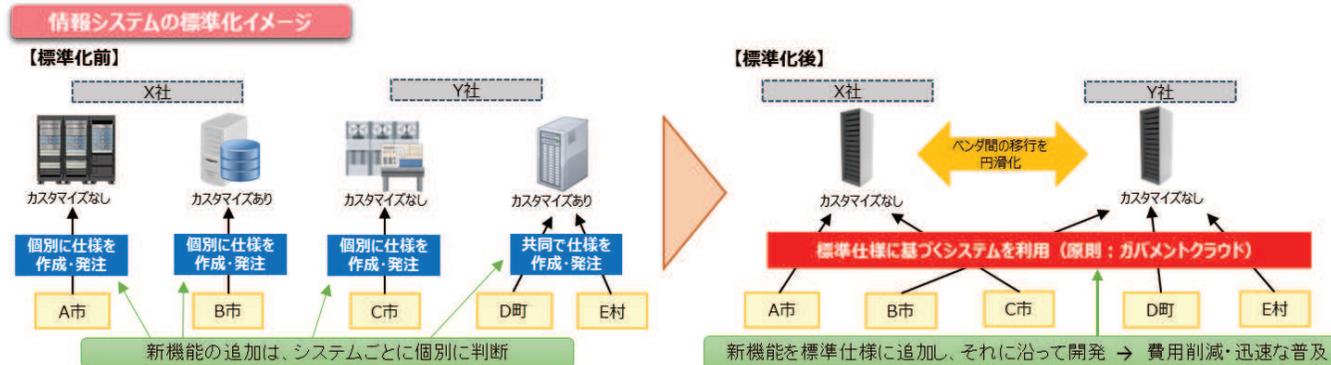
⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

標準化・共通化の取組概要

- 自治体情報システムについて、原則、令和7年度（2025年度）末までに、標準準拠システムへの移行を目指す。
→（令和3年5月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定）
 - ・維持管理や制度改正対応等に係る**人的・財政的負担の軽減**。
 - ・地域の実情に即した**住民サービスの向上**、新たな行政サービスの**迅速な全国展開等の実現**。



移行経費への財政支援の経緯

- 令和4年1月に20業務（※）を標準化対象事務と位置づけ。
※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）
- 令和4年度末までに、各業務の標準仕様書が作成されるなど、事業者の標準準拠システムの開発環境を整備。
- 一方で、全国の自治体からは、**財政支援の拡充や基金の設置年限（令和7年度末まで）の延長について要望等があったところ**。

令和6年度補正予算計上額 194億円（補正後：7,182億円）

これまでの予算額：6,988億円（うちR2第3次補正予算：1,509億円、R3第1次補正予算：317億円、R5補正予算：5,163億円）

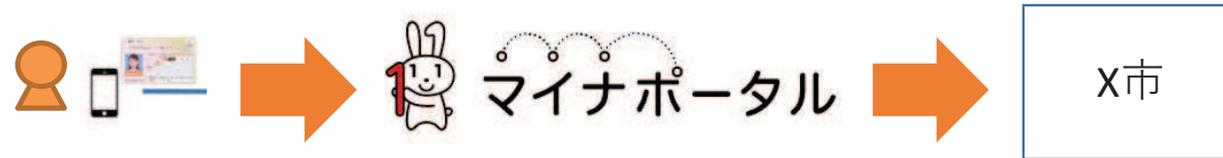
※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

- 全国の自治体への移行経費の調査結果に基づき、物価上昇等を踏まえ、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行することができるよう、**令和6年度補正予算に計上**。今後、上限額等の改定を検討するとともに、**基金の設置年限の延長を検討**。

基幹業務システムの統一・標準化により期待される効果

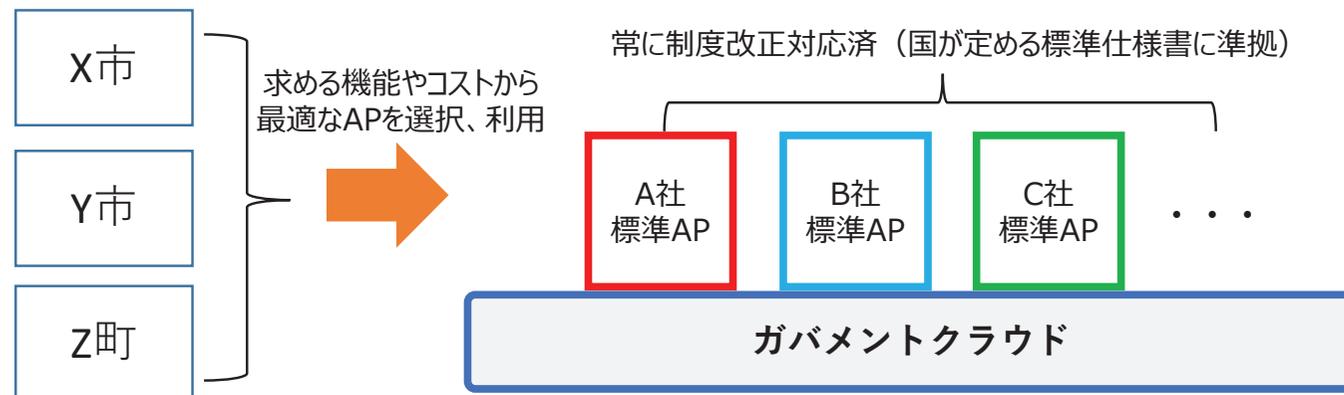
国民

- 全国の自治体でオンライン申請などの基盤が共通化。マイナンバーカードも活用しながら、**24時間365日スムーズに行政サービスへのアクセスが可能に！**



自治体

- **制度改正のたびに自ら行っていたシステム改修等は不要、標準準拠アプリを選択することでスムーズに対応可能に！**
- アプリの**共同利用等により、運用経費を削減！**全国共通で使うシステム（申請管理等）もガバメントクラウドで提供し、更に**コストを抑えつつ、簡便に様々な行政サービスを展開可能に！**



国

- データが標準化され、同じ形式で扱えることから、**国・地方の様々なデータを活用した新たな施策やアプリのよりスピーディーな展開が可能に！**

情報システム標準化・共通化事業

これまでの主な経緯

- 平成30年度 県内7市町（本市・宇部市・防府市・長門市・美祢市・周防大島町・和木町）で構成する、やまぐち自治体クラウド協議会（以下、「協議会」）において「やまぐち自治体クラウド基幹系業務システムの共同利用に関する協定」を締結、共同調達を実施
- 令和元年度 共同調達による基幹系業務システムへの移行・稼働開始
- 令和3年度 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の制定を受け、協議会で標準化対応検討開始
- 令和4年度 協議会にて「自治体情報システムの標準化・共通化に係る情報提供依頼」（RFI）を実施
RFIの結果を受け協議会で移行方針を決定
- 令和5・6年度 現行システムと標準仕様書の比較分析を実施、分析結果を受けて差分の運用等を検討

令和7年度スケジュール



情報システム標準化・共通化事業

令和7年度事業に係る費用

予算費目	内容	算出根拠	予算額 (千円)	補助対象金額 (千円)
電算委託料	調査準備経費 文字の標準化・データ移行経費 環境構築経費 テスト・研修経費 関連システム連携経費 既存システム整理経費	10,400,000円×一式×1.1 44,135,000円×一式×1.1 90,772,100円×一式×1.1 49,558,400円×一式×1.1 67,730,000円×一式×1.1 2,263,620円×48か月×1.1	408,375	408,375
システム利用料	ガバメントクラウド利用経費	5,240,058円×12か月×1.1	69,169	69,169
機械器具借上料	追加端末更新 (9台)	13,500円×1.1×9台3か月	401	対象外
合計			477,945	477,544

令和8年度以降の費用 (運用経費)

	予算費目	月額 (円)	令和8年度 (千円)	令和9年度 (千円)	令和10年度 (千円)	令和11年度 (千円)
①	電算委託料	1,342,000	16,104	16,104	16,104	16,104
②	ガバメントクラウド利用料	5,764,064	69,169	69,169	69,169	69,169
③	システム利用料	4,919,420	59,034	59,034	59,034	59,034
④	電算ソフトウェア保守委託料	2,574,000	30,888	30,888	30,888	30,888
⑤	通信運搬費	759,000	9,108	9,108	9,108	9,108
⑥	電算機保守委託料	1,723,700	20,685	20,685	20,685	20,685
⑦	機械器具借上料	133,650	1,604	1,604	1,604	1,203
			206,565	206,565	206,565	206,191
債務負担行為 <u>543,276千円</u> (上記②⑦を除いたものが対象)			135,819	135,819	135,819	135,819

2	実施計画番号	2320505	事務事業番号	232050508	課(局・室・所)・係・担当者	デジタル推進課	デジタル政策係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	---------

23205デジタル推進課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信		32	効率的で効果的な行政運営	5	デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化		
5	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)		建設部
	スマートシティ推進事業		山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業			デジタル化 理科大	知守 運動	食事 交流	

事業概要	<p>令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。</p> <p>また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用にも広げていくことも想定しながら取り組む。</p> <p>中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。</p>	対象	市民・山口東京理科大学
	手段	データの収集・分析・市民向けサービスの充実、大学とのデータ連携・分析、データ連携基盤の段階的構築	
	意図	健康寿命の延伸・データを活用した市民生活の質向上	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	理科大と連携したデータ分析	活動	検討	一部実施	本格実施		
			検討	協議中			
			100.00%	20.00%			
2	スマートウォッチ等のデジタル機器を活用する中で、健康状態が改善した人数	活動	24	80	120		
			19				
			79.20%	0.00%			
3	理科大と連携したデータ連携基盤構築	成果	一部構築	一部構築	一部構築		
			一部構築				
			100.00%	50.00%			

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	利用者の拡大に向け、関係課やスマイルエイジング薬局、NPOと連携して、健康相談が可能な場所を増やし、気軽に健康指導が受けられるようにする。また、データ連携基盤の構築やデータの分析について、山口東京理科大学との協議を進めていく。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	国や市のデジタル化の推進に向けた方針に沿う取組である。	5	35
	自治体関与の妥当性	市と市立大学との連携事業に、市として積極的に関与する必要がある。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市民全般を対象とするものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	令和5年度に数理情報科学科が設置されることから、あわせて事業化する必要がある。	3	
	行政評価との整合性	横断的施策としてデジタル化の推進に引き続き取り組むこととしている。	3	
	手法の有効性	横断的施策であるデジタル化の推進の内、スマートシティ推進の根幹事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	市と山口東京理科大学が連携して取り組む必要がある。	3	
	受益者負担の適正化	取組の立ち上げ時には、市が中心になって推進する必要がある。	3	
	コスト効率	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用する。	5	

事業期間	R5	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	9	企画費	事業区分	政策的
	大事業	4	デジタル化関連事業費			中事業	1	デジタル化関連事業費(臨時)					

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			<ul style="list-style-type: none"> 市と大学とのデータ連携・分析体制の構築 糖尿病予防教室でのデータ収集・分析・活用の実証 データ連携基盤の構築 		<ul style="list-style-type: none"> 市と大学とのデータ連携・分析体制の確立 実証を踏まえたデータ収集・分析・活用の本格実施 データ連携基盤の機能強化 		<ul style="list-style-type: none"> 大学でのデータ分析開始 関係課・薬局・団体・事業者等とのデータ収集・分析・活用の連携 データ連携基盤の機能強化 							
支出内訳	R5からR6への繰越明許費	システム開発委託料	17,160千円	システム開発委託料	18,700千円	システム開発委託料	27,280千円							
		システム運用支援業務委託料	10,574千円	システム運用支援業務委託料	8,871千円	システム運用支援業務委託料	9,148千円							
		システム利用料	536千円	アドバイザー業務委託料	7,920千円	アドバイザー業務委託料	7,920千円							
		機械器具費等	1,117千円	機械器具費	2,933千円	システム利用料	3,546千円							
		報償金	300千円	業務委託料	2,400千円	機械器具費	2,348千円							
						システム利用料	1,110千円	業務委託料	2,090千円					
				その他	1,072千円	その他	580千円							
合計			29,687千円		43,006千円		52,912千円							
財源内訳／割合	国庫支出金	1/2	14,844千円	1/2	21,503千円	1/2	26,456千円							
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源		14,843千円		21,503千円		26,456千円							
	合計		29,687千円		43,006千円		52,912千円							

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
R5～R7:デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) デジタル推進課 デジタル政策係 事務事業番号 232050508

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	32	効率的で効果的な行政運営	5	デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化		
事業概要	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
	5	スマートシティ推進事業	8	山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		デジタル化 理科大	知守 食事 運動 交流	政策的
令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくりの提案があった。提案を基に、関係課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、市全体の施策に活用することでより効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、健康以外の分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。中期基本計画における3つの横断的施策にも合致する事業となる。					対象	市民・山口東京理科大学		
					手段	データの収集・分析・市民向けサービスの充実、大学とのデータ連携・分析、データ連携基盤の段階的構築		
					意図	健康寿命の延伸・市民生活の質向上		

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)			R6(予算額)	
支出内訳					システム開発委託料	17,160千円	システム開発委託料	18,700千円
					システム運用支援業務委託料	10,574千円	システム運用支援業務委託料	8,871千円
					システム利用料	536千円	アドバイザー業務委託料	7,920千円
					機械器具費等	1,117千円	機械器具費	2,933千円
					報償金	300千円	業務委託料	2,400千円
							システム利用料	1,110千円
							その他	1,072千円
合計						29,687千円		43,006千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金				1/2	14,844千円	1/2	21,503千円
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源					14,843千円		21,503千円
合計						29,687千円		43,006千円
人工数 人件費					0.60人	3,495千円		
総経費						33,182千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	理科大と連携したデータ分析	活動			検討	一部実施
					検討	
					100.00%	
2	スマートウォッチ等のデジタル機器を活用する中で、健康状態が改善した人数	活動			24	80
					19	
					79.20%	
3	理科大と連携したデータ連携基盤構築	成果			一部構築	一部構築
					一部構築	
					100.00%	

成果	データ連携基盤を一部構築するとともに、健康増進課と連携し、糖尿病予防教室の参加者にスマートウォッチを貸与し、生活習慣の改善に取り組んだ。また、DX協創プラットフォーム事業を通じ、数理情報科学科の教授や学生と協議する場を設け、データ分析のあり方等について相談する体制を構築した。					
R7年度に向けた課題及び改善策	利用者の拡大に向け、スマイルエイジング薬局やNPOと連携して、健康相談が可能な場所を増やし、気軽に健康指導が受けられるようにする。また、データ連携基盤の構築やデータの分析について、山口東京理科大学との協議を進めていく。					
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性				
	成果	現状維持	コスト	現状維持		
特記事項						

理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

目指す
将来像

誰もが笑顔で年を重ねていく「スマイルエイジング」（健康寿命の延伸）

事業経緯

令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて提案された、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくりについて、3年間で実証を行いながら事業化する。

事業概要

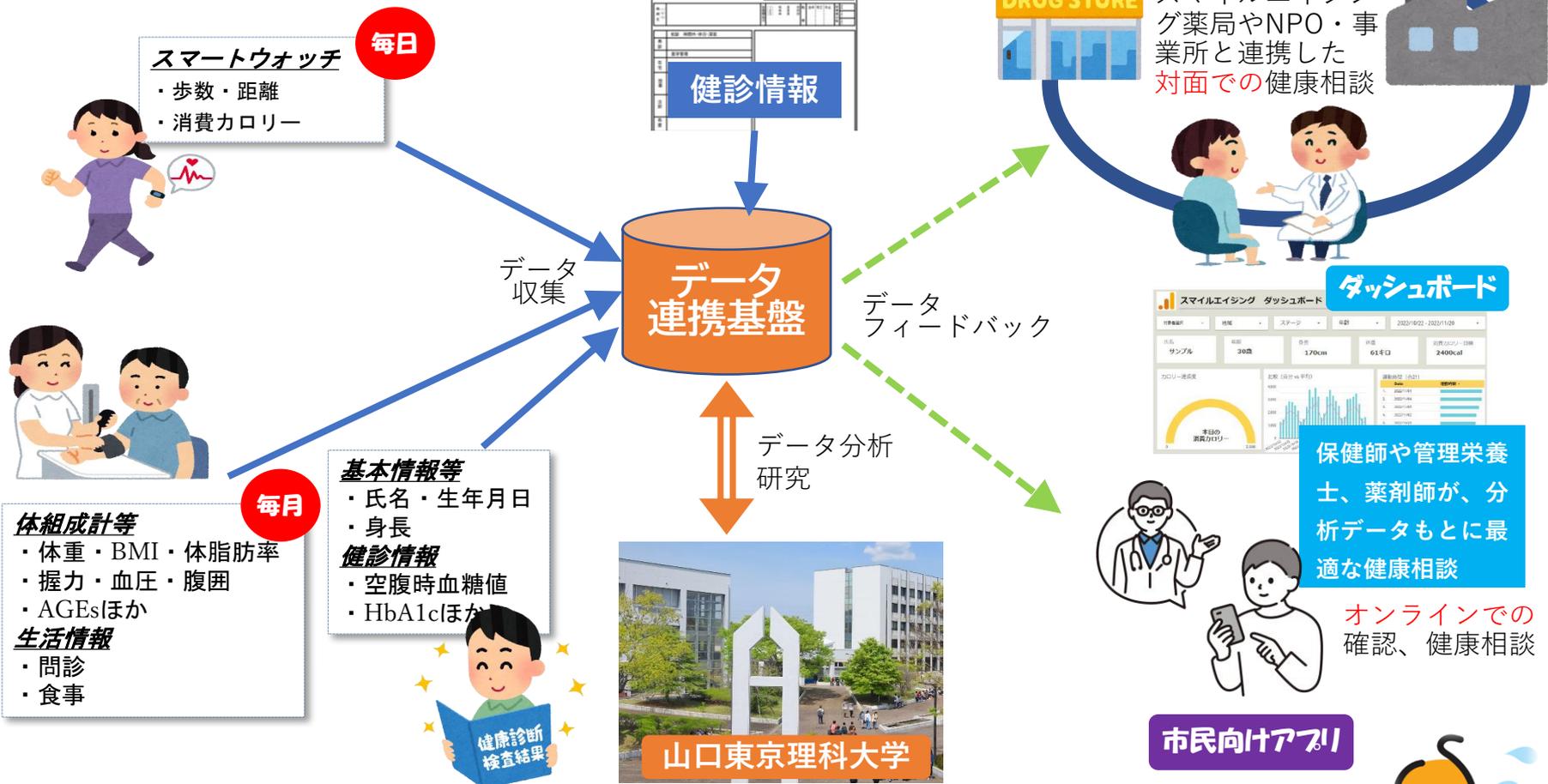
スマートウォッチを活用し、市民の日々の健康データや生活習慣を記録する。それらのデータを収集、蓄積、分析した上で、健康状態を可視化し、公的な医療・健康情報と組み合わせたPHR（個人健康情報記録）を健康相談・指導に活用することで、健康に対する意識向上、生活習慣の改善等の行動変容を促す。また、山口東京理科大学と連携し、データの分析・分析データの活用に取り組むことで、市の施策の評価や見直しを図る。

	事業詳細	1年目 (R5年度)	2年目 (R6年度)	3年目 (R7年度)
①	スマートウォッチ等から健康データを収集・蓄積し、その分析データを基に健康相談を行う	実証		サービス拡充
②	健康データを山口東京理科大学と連携して分析する	体制構築	データ分析準備	データ分析
③	データ連携基盤を段階的に構築する	構築	①・②を見据え機能強化	

実証を行いながら3年間で事業を実装する

理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

データ連携基盤を段階的に構築



地域づくりなど他分野サービスとのデータ連携も視野に取り組む



理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

	事業詳細	1年目 (R5年度)	2年目 (R6年度)	3年目 (R7年度)
15	① スマートウォッチ等から健康データを収集・蓄積し、その分析データを基に健康相談を行う	実証 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病予防教室での実証 	実装 利用者の拡大 (R6:100人・R7:150人) <ul style="list-style-type: none"> ・スマイルエイジング薬局との連携 ・NPOとの連携 ・保健事業(特定保健指導等)との連携 	
	② 健康データを山口東京理科大学と連携して分析する	体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・数理情報科学科との関係づくり 	データ分析準備 <ul style="list-style-type: none"> ・理科大・関係課との協議 ・データ提供に係る業者の支援 ・データの大学への提供を可能にするための準備 	データ分析 <ul style="list-style-type: none"> ・スマイルエイジング事業の効果測定 ・データの分析
	③ データ連携基盤を段階的に構築する	構築 <ul style="list-style-type: none"> ・スマートウォッチのデータ収集基盤構築 ・保健指導用ダッシュボード構築 	①・②を見据え機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ダッシュボードの市民利用可 ・データの拡充(健診データ) ・データのエクスポート機能 ・メモ機能の追加 	

理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

これまでの評価と課題

項目	評価	課題
データを活用した 保健指導	<ul style="list-style-type: none">・歩数や消費カロリーを把握、定量的目標設定をした上で、データを基にした個別指導ができる・薬局やNPOの専門職とデータを共有し、効果的に保健指導ができる	<ul style="list-style-type: none">・企業などと連携し、保健指導への活用を広げる必要がある
山口東京理科大学と 連携したデータ分析	<ul style="list-style-type: none">・大学と連携し、来年度からデータ分析を進める環境をつくることのできた <p>※分析予定事項</p> <ul style="list-style-type: none">・スマートウォッチのデータに基づいた市民の行動と健康の関係分析・健康保険のデータを活用した市の健康課題の分析	<ul style="list-style-type: none">・データの収集・共有・活用に向けた課題が随時出てくるので、その都度解決する必要がある

理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進

予算額まとめ

(千円)

		取組	項目	1年目	2年目	3年目
17 歳出	<ul style="list-style-type: none"> 市と大学とのデータ連携・分析体制の構築 市民（関係団体）・大学との協議体での協議 大学でのデータ分析実施、データの可視化 	官学連携・分析支援業務委託	6,600	7,920	7,920	
		先生への報償費等	500	500	200	
		健康指導（市・NPO）	既存事業	2,100	1,700	
	<ul style="list-style-type: none"> 個人健康データの収集 分析データによる保健師の健康指導 健康データ収集や健康指導でのスマイルエイジング薬局・事業所等との連携 	スマートウォッチ購入等	990	2,933	2,348	
		通信運搬	462	271	250	
		スマイルエイジング薬局等委託	0	300	390	
		消耗品	0	300	130	
		データ連携基盤構築	17,600	18,700	27,280	
	<ul style="list-style-type: none"> データ連携基盤の構築 	システムサポート	12,105	8,871	9,148	
		クラウド維持費	557	1,110	3,546	
		合計	38,814	43,005	52,912	

		財源	計算	1年目	2年目	3年目
歳入	デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生推進タイプ	1/2	19,407	21,502	26,456	
	一般財源	特別交付税措置あり	19,407	21,503	26,456	

3	実施計画番号	2110101	事務事業番号	211010101	課(局・室・所)・係・担当者	市民活動推進課	地域運営組織推進室
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	-----------

21101市民活動推進課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	地域運営組織推進事業	1	地域運営組織推進事業	1-1			交流		

事業概要	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	対象	地区運営協議会、地域住民・団体
		手段	財政的・人的支援、人材育成
		意図	住民が主体となった地域課題解決への取組を推進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	研修会・ワークショップ・説明会等の開催回数	活動	36	12	—	—
			112	69		
			311.11%	575.00%		
2	協議会会議・研修会開催回数	活動			220	220
						220
3	実施事業数	成果			270	270
						270

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	持続可能な地域づくりに地域と市がともに取り組むものであり、妥当である。	5	39
	自治体関与の妥当性	協創のまちづくり推進指針に基づき取り組むものであり、市の関与は妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	地域づくりを進める組織への支援であり、地域内の全住民が受益者となる。	5	
有効性	事業の優先度	協創のまちづくりを進める上で重要な事業である。	5	
	行政評価との整合性	地域運営組織推進事業の行政評価において、人的・財政的支援の充実を図っている。	5	
	手法の有効性	総合計画の3つの創るのうち「地域を創る」において、重要な施策である。	3	
効率性	実施主体の適正化	各地域が主体となることで地域の特性に応じた取り組みが可能となる。	3	
	受益者負担の適正化	地域内の全住民が受益者となるものである。	3	
	コスト効率	特別交付税措置対象事業	5	

事業期間	R3	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	22	地域づくり推進費	
	大事業	1	地域運営組織推進費			中事業	1	地域運営組織推進費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの派遣 形成支援補助金の交付 		<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり交付金(一括交付金)の交付 地域づくり政策アドバイザーの設置 地域運営組織運営支援費 		<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり交付金(一括交付金)の交付 地域づくり政策アドバイザーの設置 地域運営組織運営支援費 		<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり交付金(一括交付金)の交付 地域づくり政策アドバイザーの設置 地域運営組織運営支援費 		<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり交付金(一括交付金)の交付 地域づくり政策アドバイザーの設置 地域運営組織運営支援費 			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費	委託料	3,089千円	地域づくり交付金	25,736千円	地域づくり交付金	25,921千円	地域づくり交付金	25,921千円	地域づくり交付金	25,921千円			
		負担金、補助及び交付金	1,000千円	アドバイザー業務委託料	2,852千円	アドバイザー業務委託料	2,574千円	アドバイザー業務委託料	2,574千円	アドバイザー業務委託料	2,574千円			
				消耗品費	50千円	消耗品費	50千円	消耗品費	50千円	消耗品費	50千円			
				通信運搬費	50千円	通信運搬費	50千円	通信運搬費	50千円	通信運搬費	50千円			
				庁用器具費	50千円	普通旅費	32千円	普通旅費	32千円	普通旅費	32千円			
				普通旅費	31千円	通行料	10千円	通行料	10千円	通行料	10千円			
				その他	10千円									
合計			4,089千円		28,779千円		28,637千円		28,637千円		28,637千円			
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源		4,089千円		28,779千円		28,637千円		28,637千円		28,637千円			
	合計		4,089千円		28,779千円		28,637千円		28,637千円		28,637千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	地域運営組織の運営支援に対する交付税措置あり
地域づくり交付金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 市民活動推進課 地域運営組織推進室 事務事業番号 211010101

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
1	地域運営組織推進事業	1	地域運営組織推進事業	1-(1)		交流	政策的
事業概要	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々を中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織(RMO)の形成を推進する。令和5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を行う地区に対して人的支援・財政的支援を行う。(アドバイザー派遣事業) 地域づくりを専門としたアドバイザーを招聘し、地域運営組織の形成に向けた取組を強化する。(地域運営組織形成支援補助金) 地域運営組織の形成に向けた検討を始める地区に対して、1地区あたり10万円の補助金を交付する。				対象	各地域のまちづくり団体、地域住民	
					手段	人的・財政的支援、人材育成	
					意図	住民が主体となった地域課題解決への取組を推進	

事業期間	R3	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)			
支出内訳	講師謝礼	376千円	講師謝礼	90千円	委託料	3,089千円	地域づくり交付金	25,736千円		
	普通旅費	352千円	消耗品費	13千円	負担金、補助及び交付金	1,000千円	アドバイザー業務委託料	2,852千円		
	消耗品	50千円	通信運搬費	14千円			消耗品費	50千円		
	備品購入費	208千円					通信運搬費	50千円		
							庁用器具費	50千円		
							普通旅費	31千円		
合計	986千円		117千円		4,089千円		28,779千円			
財源内訳 / 割合	国庫支出金	1/2	317千円	1/2	58千円					
	県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源		669千円		59千円		4,089千円		28,779千円	
合計		986千円		117千円		4,089千円		28,779千円		
人工数	人件費	0.70人	4,048千円	0.85人	4,451千円	1.10人	6,000千円			
総経費		5,034千円		4,568千円		10,089千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6	
1	研修会・ワークショップ・説明会等の開催回数	活動	3回	36回	36回	12回
			1回	12回	112回	
			33.3%	33.3%	311.11%	
2	地域運営組織の形成数	成果				11
3	設立準備会の設置	活動			11	
					10	
					90.91%	

成果	(地域の動き) R5.5月から各地区へ地域運営組織検討会の設置に向けた話し合いを実施し、10地区で検討会が立ち上がった。R5.5月末から各地区において、地域住民に対して地域づくり政策アドバイザーによるワークショップを開催した。地域運営組織についての理解を深めるとともに、話し合いの体験ミニワークを実施により、各地区の組織形成に向けての足がかりとなった。(行政の動き) 地域運営組織の設立に向け、地域交流センター職員へ計画づくりや組織形成に向けた研修会を6回開催し、各地区への支援を実施した。また、市からの補助金等を可能な範囲で一括交付する一括交付金の制度を策定しR6年度からの財政支援の基盤を作った。					
R7年度に向けた課題及び改善策	地域運営組織の設立後も、地域づくり政策アドバイザーの助言を受けながら、事業計画や予算、地域づくり計画の見直しを行い、各地区の地域運営組織が円滑な運営が実施できるよう個別の支援を行っていく。また、市が実施する事業のうち、今後、地域が行った方が効果の見込まれる事業については、別途メニュー化し、各地区の希望に応じて選択して取り組むことができる仕組みを検討する。					
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項	特別交付税措置あり					

持続可能な地域社会の実現に向け、R6年9月に市内全地区で地区運営協議会（地域運営組織）が設立された。円滑な運営と活動を進め、さらなる充実を図っていくため、財政的支援及び人的支援を実施する。

地域づくり交付金交付事業

事業内容

山陽小野田市地域づくり交付金は、地区運営協議会による地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対する財政支援として交付するもの。市から地区に対して交付している補助金を可能な範囲で一本化し、協議会に対して一括交付することで、地区が自らの裁量で各事業への配分や用途の決定ができる仕組み。（内訳は地域づくり交付金の概要参照）

地域づくり政策アドバイザー設置事業

事業内容

地区運営協議会の運営・活動を円滑に進め、かつ充実させるため、地域づくり政策アドバイザーを設置し、継続的にサポートする体制を整備する。（R5.4から設置、3年目）

R5年度：協議会形成に向けた取組の強化

R6年度：協議会形成と形成後の円滑な運営・活動の推進

R7年度：協議会形成後の運営と活動のさらなる充実（職員等の関係者を対象とした研修会の実施、地区の実情に合わせた各地区事務局への個別支援、広報やプロジェクト事業などのテーマ別の支援、行政支援 など）

👉 山陽小野田市地域づくり政策アドバイザー NPO法人市民プロデュース 理事長 平田 隆之 氏



※山口ゆめ花博（2018）などをはじめ、様々なイベントで多様なセクターをつなぐ協働の架け橋の役割を果たしてきた。中山間地域の地域運営組織に対する組織・計画づくりの支援、支援者向けの研修等も行う。市民の自主的、主体的な活動の支援、対話による協働の推進、実現を柱として活動中。

- ・山口市総合計画市民ワークショップ運営（2016）、・山口県中山間地域支援事務局（2019～）、・長門市協働政策アドバイザー（2020～2022）、
- ・山口県キラリと輝く県民活動イベントディレクター（2023～）ほか

地域運営組織運営支援事業

事業内容

地区運営協議会に対して、運営・活動に関する研修や視察等を行うための経費。

事業名	概要	予算費目	算出根拠	予算額（千円）
地域づくり交付金交付事業	上記のとおり	負担金補助及び交付金	各地区運営協議会（11地区）に対する地域づくり交付金 （地域づくり交付金）19,321,000円 （地域づくりプロジェクト事業費）300,000円×2事業×11地区=6,600,000円	25,921
地域づくり政策アドバイザー設置事業		委託料	地域づくり政策アドバイザー業務委託料 2,574,000円	2,574
地域運営組織運営支援事業		消耗品費等	消耗品費 50,000円、普通旅費 32,000円 通信運搬費 50,000円 通行料 10,000円 計 142,000円	142
			合計	28,637

<交付税措置>

①地域運営組織の運営支援に対する交付税措置（措置対象：事務局人件費等、高齢者交流、買い物支援、交流事業等に係る活動経費）・・・普通交付税
また、①を上回る経費については、特別交付税が措置される。【地域づくり交付金、地域づくり政策アドバイザー事業ともに措置対象となる見込み】 措置率1/2・財力補正

地域づくり交付金の概要

目的

山陽小野田市地域づくり交付金は、地区運営協議会による地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対する財政支援として交付するもの。これまでの市から地区に対して交付している補助金を一本化し、地区運営協議会（11地区）へ一括交付することで、地区が自らの裁量で各事業への配分や用途の決定ができる仕組み。

交付金算定額

(単位：円)

R7 予算	人口 (R6.10.1)	75歳以上 (R6.10.1)	基本額	基本事業費		合計 (千円未満切り捨て)
				人口割	後期高齢者割	
			1,000,000	50	450	
本山	2,810	571	1,000,000	140,500	256,950	1,397,000
赤崎	4,958	853	1,000,000	247,900	383,850	1,631,000
須恵	7,913	1,585	1,000,000	395,650	713,250	2,108,000
小野田	5,837	1,159	1,000,000	291,850	521,550	1,813,000
高泊	4,034	863	1,000,000	201,700	388,350	1,590,000
高千帆	10,836	1,990	1,000,000	541,800	895,500	2,437,000
有帆	3,557	858	1,000,000	177,850	386,100	1,563,000
厚狭	10,106	1,905	1,000,000	505,300	857,250	2,362,000
出合	2,485	516	1,000,000	124,250	232,200	1,356,000
厚陽	1,750	497	1,000,000	87,500	223,650	1,311,000
埴生	4,731	1,149	1,000,000	236,550	517,050	1,753,000
合計	59,017	11,946	11,000,000	2,950,850	5,375,700	19,321,000

(単位：円)

R6 予算	人口 (R5.10.1)	75歳以上人口 (R5.10.1)	合計 (千円未満切り捨て)
赤崎	5,039	824	1,622,000
須恵	7,943	1,534	2,087,000
小野田	5,908	1,116	1,797,000
高泊	4,129	826	1,578,000
高千帆	10,936	1,908	2,405,000
有帆	3,552	811	1,542,000
厚狭	10,150	1,829	2,330,000
出合	2,541	470	1,338,000
厚陽	1,788	480	1,305,000
埴生	4,806	1,111	1,740,000
合計	59,627	11,466	19,136,000

22

交付金算定基準

①基本額

地区運営協議会の運営及び基本的な事業に要する経費として交付する。

各協議会に一律 **100万円**

②基本事業費

地区運営協議会の活動を行うための経費として交付する。

○人口割額

協議会の区域内の人口 × **50円**

○後期高齢者人口割額

協議会の区域内の75歳以上の人口 × **450円**

(R7予算:19,321,000円)



③地域づくりプロジェクト事業費

地区運営協議会が策定する「地域づくり計画」にもとづいて、地域の創意工夫により、地域課題の解決に向けた事業や地域の特色を活かした地域づくりのための事業など、協創によるまちづくりを推進するための事業に対して交付する。

事業の計画・提案に対し、審査会等による審査を行う。

1事業につき 上限**30万円**（1年度2事業まで）

(R7予算:6,600,000円)

④地域選択事業費【今後検討】

各課における地域課題解決に係る事業のうち、地域が行った方が効果の見込まれる事業をメニュー化し、交付金の算定額を設定する。

メニューについては、協議会の活動状況や各課の地域と連携した事業を整理し、R7年度以降検討する。

交付金の活用

交付金の積立て

後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金の一部を積み立てることができる。

・積立金の期限は、**5年以内**とする。

・積立金の額は、当該年度の交付金の**20%**を限度とする。

交付金の繰越し

予定していた事業内容の変更等によって、当該年度に使わなかった交付金を次年度に繰越すことができる。

繰越せる交付金は、当該年度の交付金の**30%**を限度とする。

R6年度に一本化した他課補助金

・地区防災訓練補助金

・地区社会福祉協議会助成金

・社会教育関係団体補助金

・ふるさとづくり事業補助金

・敬老会運営補助金

・人権教育推進事業補助金

・国民健康保険健康づくり補助金

・ほたる飼育管理助成金

・河川海岸清掃大会業務委託料

4	実施計画番号	2110101	事務事業番号	211010103	課(局・室・所)・係・担当者	市民活動推進課	地域運営組織推進室
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	-----------

21101市民活動推進課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	地域運営組織推進事業	3	集落支援員設置事業	1-(1)				

事業概要	<p>集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。本市では、「地域づくり支援員」として、各地区の運営組織の会計や広報活動等の事務局機能、地域課題の把握、また、地域住民の話し合いの場の設定といった役割を担う。組織設立後の支援員の役割は、協議会の事務局機能(会計含む)及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行していくこととなるが、各協議会の多岐にわたる分野の事業支援、組織内の各分会、各種団体や人の対応、会議資料の作成、会議・事業への参加など大幅な業務量の増加となる。R7年度以降は、現状各地区1名(週3日勤務)の支援員に対して1名(週2日勤務)増員、又は1名(週5日勤務)とし、各地区地域交流センターに配置し業務量の増加に対応する。</p>	対象	地域づくり支援員
		手段	地域の巡回、地域課題の把握、地域との話し合いの場の支援等
		意図	地域運営組織の運営支援及び事務局機能

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	地域づくり支援員の配置地区数	活動	11	11	11	11	11
			8	9			
			72.72%	81.81%			
2	協議会会議・研修会開催回数	成果			220	220	220
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	地区運営協議会設立後の事務局機能を強化するため、地域づくり支援員の配置を増やす		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	地域運営組織の推進は本市の重点施策であり目的は妥当である。	5	39
	自治体関与の妥当性	協創によるまちづくり推進指針に基づき取り組むものであり、市の関与は妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	地域づくりを進める組織への支援であり、地域内の全住民が受益者となる。	5	
有効性	事業の優先度	協創によるまちづくりを進める上で重要な事業である。	5	
	行政評価との整合性	地域運営組織推進事業の行政評価において、人的・財政的支援の充実を図っている。	5	
	手法の有効性	総合計画の3つの創るのうち「地域を創る」において、重要な施策である。	3	
効率性	実施主体の適正化	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を公募等により選出し、市が委嘱する。	3	
	受益者負担の適正化	地域づくりの中核的な人材となるものであり受益者負担金を求めることは不相当である。	3	
	コスト効率	特別交付税措置の対象事業である。	5	

事業期間	R5	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	23	地域づくり推進費	
	大事業	1	地域運営組織推進費			中事業	1	地域運営組織推進費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容		R5からR6への繰越明許費	地域づくり支援員の配置(11名分) ■R5.9月補正 地域づくり支援員PC購入11台		同左		地域づくり支援員の配置(17名分) ※週5日(5名) ※週3日(6名) ※週2日(6名)		同左		同左			
支出内訳	報酬		5,984千円	会計年度任用職員報酬	14,055千円	会計年度任用職員報酬	24,426千円	会計年度任用職員報酬	24,426千円	会計年度任用職員報酬	24,426千円			
	職員手当		717千円	期末勤勉手当	5,159千円	期末勤勉手当	9,364千円	期末勤勉手当	9,364千円	期末勤勉手当	9,364千円			
	旅費(通勤手当)		94千円	共済組合負担金	2,488千円	共済組合負担金	4,217千円	共済組合負担金	4,217千円	共済組合負担金	4,217千円			
	共済費		662千円	費用弁償	832千円	費用弁償	662千円	費用弁償	662千円	費用弁償	662千円			
	備品購入費		1,444千円	普通旅費	115千円	普通旅費	229千円	普通旅費	229千円	普通旅費	229千円			
	使用料及び賃借料		187千円	消耗品費	110千円	消耗品費	110千円	消耗品費	110千円	消耗品費	110千円			
			その他	100千円										
合計			9,088千円	22,859千円	39,008千円	39,008千円	39,008千円	39,008千円						
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源		9,088千円	22,859千円	39,008千円	39,008千円	39,008千円	39,008千円						
	合計		9,088千円	22,859千円	39,008千円	39,008千円	39,008千円	39,008千円						

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	※1 地域づくり支援員の人件費は人事課要求 ※2 集落支援員1人あたり上限485万円(R6～)の特別交付税措置あり(R5上限額:445万) 集落支援員の設置に要する経費については、交付税対象(人口集中地区を除く) ※3 「集落」とは、「基本的な地域単位」として、①いわゆる集落、常会、組、②行政区、町内、大字、字、③地域協議会、地域振興会、④小学校区など、最も適切な地域単位を対象とする。 ※4 R7支援員配置予定:17名 ・週5日勤務:5名、週3日勤務:6名、週2日勤務:6名

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 市民活動推進課 地域運営組織推進室 事務事業番号 211010103

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	1	地域運営組織推進事業	3	集落支援員設置事業				政策的
	集落支援員とは、地域の实情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、現在取組中の地域運営組織の形成に向けて、地域住民と市による話し合いの場の中間支援や地域運営組織形成後の事務局機能を担う中核的な役割を担う。 R5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を強化するため、各地域交流センターに1名配置する。(計 11名配置予定) ■R5.9月補正 地域づくり支援員が使用する行政系ノートパソコン(11台)及び会議用ノートパソコン(2台)を整備する。				対象	集落支援員		
					手段	集落支援の実施、地域と市の話し合いの場の参加等		
					意図	地域運営組織の組織化の促進、事務局機能		

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳					報酬	5,984千円	会計年度任用職員報酬	14,055千円
					職員手当	717千円	期末勤勉手当	5,159千円
					旅費(通勤手当)	94千円	共済組合負担金	2,488千円
					共済費	662千円	費用弁償	832千円
					備品購入費	1,444千円	普通旅費	115千円
					使用料及び賃借料	187千円	消耗品費	110千円
							その他	100千円
合計						9,088千円		22,859千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源						9,088千円	
合計						9,088千円		22,859千円
人工数 人件費					0.20人	1,165千円		
総経費						10,253千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	地域づくり支援員の配置	活動			11	11
					8	
					72.72%	
2						
3						

成果	令和5年度は、8地区について地域づくり支援員を配置することができた。地域づくり支援員会議やセンター職員との合同研修会を定期的に開催することで、各地区では、ワークショップの実施や地域づくり計画の策定などR6年度中の組織形成に向けたプロセスを踏むことができた。					
R7年度に向けた課題及び改善策	未配置となっている地区については、適切な人材が配置できるよう、引き続き地区との協議を進めていく。地域運営組織の設立後は、事務局機能の強化を図るため、支援員の更なる資質向上に伴う研修機会の提供、また、総務省における集落支援制度を活用し、支援員の増員等を検討する必要がある。					
目標達成度	C	R7年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項	特別交付税措置あり					

集落支援員とは？

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を行う。本市では、「地域づくり支援員」として、R5年度以降配置を進めている。

地域づくり支援員の業務は？

- 1 地区運営協議会の事務局機能
- 2 地域づくり計画の進捗状況の把握と調整
- 3 地区運営協議会の話し合いの場や地域の課題解決に向けた取組の運営支援
- 4 地域住民や関係機関、行政との連絡調整、情報発信（中間支援業務）

地域づくり支援員の配置状況は？

R6年度まで：各地区1名（週3日勤務）を各地域交流センターに配置。【計11名（R7.2月時点で10名配置済）】

本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	埴生
R5.7～	R6.4～	R5.7～	R6.2～	R6.9～	R5.8～	R5.8～	人選中	R5.10～	R5.8～	R5.8～

R7年度からの配置予定は？

R7年度から：各地区1名（週5日勤務）又は、2名（週3日勤務＋週2日勤務）を各地域交流センターに配置予定。

※週5日勤務：5名、週3日勤務：6名、週2日勤務：6名（計17名を予定）

支援員体制充実への主な要因

・R6,9月末までは、地域づくり計画や規約の作成、組織体制の構築について、センター長、主事と役割分担しながら地域と協議し組織形成に向け取り組んだ。

・組織形成後の地域づくり支援員は、関係者との協議の増加、事業実施と進捗管理、組織運営のサポート、情報発信・広報活動等について担うこととなり、事務局機能（会計含む）及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行する。

👉 役割の多様化より、地域づくり支援員の体制を充実させ、事務局機能の強化を図る。

<特別交付税措置>

- 措置額 集落支援員1人あたりの上限額：4,850千円【本市特交上限額：4,850千円×17人＝82,450千円】 ※ただし、人口集中地区については対象外
- 対象経費 ①集落支援員の設置に要する経費（人件費）②集落の点検の実施に要する経費 ③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

5	実施計画番号	2310201	事務事業番号	231020110	課(局・室・所)・係・担当者	文化スポーツ推進課	スポーツ振興係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----------	---------

23102文化スポーツ推進課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	5	教育・文化・スポーツ	31	スポーツによるまちづくりの推進	2	スポーツ活動の推進			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	スポーツによるまちづくり推進事業	10	中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業				運動	依頼不要	

事業概要	<p>令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和7年度においては実証事業を実施し、令和8年4月からの休日における学校部活動の地域移行に向けて取組を進める。</p> <p>体制整備の検討については、引き続き協議会を開催することで、今後の運営団体や実施主体について調整を図る。また、中学生の活動環境を整備するために指導者の確保や派遣、活動場所の調整など実証事業を実施することで課題を洗い出し、次年度以降の活動に反映する。</p>	対象	市内の中学生、保護者、学校関係者、文化・スポーツ団体
	手段	協議会の開催、地域団体による活動場所の提供、指導者派遣	
	意図	文化・スポーツ活動を希望する中学生が取り残されることのないよう従前の部活動と異なる体制整備が行われていること	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	休日の中学校部活動における地域移行数	成果		20クラブ	全クラブ	全クラブ
2	中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会の開催	活動		5回	3回	3回
3	指導者研修会の開催	活動		2回	2回	2回

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策(芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進)に寄与する事業である。	3	33
	自治体関与の妥当性	市要綱(山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会設置要綱)により義務付けた事業である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	市内の中学生、保護者、学校関係者、文化・スポーツ団体に関わる事業で、住民ニーズが高い事業である。	5	
有効性	事業の優先度	既に国や県は方針を示しており、本市において実施しなければ中学生に多大な悪影響(不安)を与える事業である。	3	
	行政評価との整合性	新規事業ではあるが、芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進に効果が期待される事業である。	3	
	手法の有効性	総合計画の施策(芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進)を進める効果が高い事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	現時点(協議会の開催)については、民間委託などの外部の活用が適用しにくい事業である。	3	
	受益者負担の適正化	協議会の開催については、受益者負担を求めることが適当でない事業である。	3	
	コスト効率	現時点(協議会の開催)については、国費等の充当はなく、コスト削減の余地がない事業である。	3	

事業期間	R7	年度	～	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	28	スポーツ振興費	
	大事業	1	スポーツ振興費			中事業	1	スポーツ振興費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							・休日の部活動の実証 ・協議会の開催 (5回開催予定)	・休日の部活動の地域移行 の実証 ・協議会の開催 (3回開催予定)	・休日の部活動の地域移行 の実証 ・協議会の開催 (3回開催予定)					
	支出内訳						報償金	5,150千円	報償金	6,000千円	報償金	6,000千円		
	R5からR6 への繰越 明許費						役務費	903千円	役務費	1,000千円	役務費	1,000千円		
							普通旅費	400千円	普通旅費	400千円	普通旅費	400千円		
							委託料	100千円	委託料	100千円	委託料	100千円		
	合計							6,553千円		7,500千円		7,500千円		
財源内訳 割合	国庫支出金													
	県支出金						交付金	5,000千円						
	地方債													
	その他						参加費	500千円						
	一般財源							1,053千円		7,500千円		7,500千円		
	合計							6,553千円		7,500千円		7,500千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
地域クラブ活動体制整備事業県委託金	協議会(構成):スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、文化協会、中体連、中文連、校長会、PTA、学識経験者、教育委員会事務局、協創部 【令和8年度以降(予定)】
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	指導者謝金 2,000円×30人×3時間×24回 指導者謝金 1,000円×20人×3時間×24回 保険料:指導者1,650円×50人+生徒800円×1000人 ※スポーツ安全保険 委託料:指導者研修委託料 2回 ※県スポーツ協会 普通旅費:先進地視察、研修参加
山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会設置要綱	

審査事業名／中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業

【事業概要】

令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和7年度においては実証事業を実施し、令和8年4月からの休日における学校部活動の地域移行に向けて取組を進める。

- ① 協議会の開催（地域クラブ設立要件等の検討）
- ② 実証事業の実施（休日における地域クラブ活動の実施）
- ③ 指導者育成（指導者研修会の開催）

【実証事業（地域クラブ活動）の概要】

地域クラブ活動の実施に当たっては、まずは休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することを目指し実証事業を実施する。

- ◇期間 令和7年9月～令和8年2月までの休日
- ◇対象 学校部活動実施種目のうち、重点種目8競技を中心に実施
※8競技/陸上、軟式野球、バスケ、バレー、ソフトテニス、卓球、サッカー、吹奏楽
- ◇回数 月1回（土曜日又は日曜日）以上
- ◇運営団体 運営団体は、行政が担う。
- ◇実施主体 スポーツ関係団体（スポーツ協会、スポーツ少年団等）
文化団体（文化協会等）
- ◇会費 地域クラブに参加する生徒から一人500円の参加費を徴収
- ◇指導者謝金 地域クラブ活動の指導者へ謝金を支払

【指導者育成】

中学生の指導を行うに当たり最低限必要な知識や考え方を学ぶ機会を提供する。

- ◇指導者の育成／指導者研修会の開催（委託）
- ◇指導者の確保／競技団体からの情報提供（人材のリスト作成）
山口県が設置したマッチングシステム「つなぐナビ」を活用

【生徒への支援】

- ◇地域クラブに参加するための保険料を行政が負担
- ◇地域クラブ参加に係る会費負担を軽減

山陽小野田市

中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針



令和 6 年 1 1 月

山 陽 小 野 田 市
山陽小野田市教育委員会

目 次

- 1 はじめに
- 2 本市における学校部活動の現状と課題
 - (1) 中学校の生徒数推移予測
 - (2) 中学校文化部・運動部の現状と課題
 - (3) 地域の文化芸術・スポーツ環境
- 3 本市における中学生の文化スポーツ活動の方向性
 - (1) 本市が目指す中学生の文化スポーツ活動
 - (2) 改革の時期
- 4 中学生の文化スポーツ活動の体制整備
 - (1) 運営団体の設置
 - (2) 実施主体の整備・設立
 - (3) 実施主体の登録
 - (4) 中学生の文化スポーツ活動を支援する組織づくり

1 はじめに

学校部活動は、文化芸術・スポーツ活動に興味・関心のある中学生が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の支えにより、その振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る以外にも、異年齢との交流の中で、中学生同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を養成するなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては部活動の存続が厳しい状況にあります。

また、専門性や意思に関わらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

こうした状況を受け、国（文化庁及びスポーツ庁）においては、学校部活動の段階的な地域への移行を図ることとして、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、新たな地域クラブ活動をするために必要な対応などを示しています。

令和5年10月には、山口県が「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定し、国のガイドラインに沿って、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間とし、県内の全ての市町において、休日の地域連携、又は地域移行に向けた取組（平日の移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む）を実施していくこととしています。

本市では、地域の子どもは地域で育てるとの考えのもと、市内の実情に応じた部活動の地域への移行を着実に推進するため、「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」を策定し、地域等の運営団体・実施主体による文化芸術・スポーツ活動の環境整備に向けた方向性を示すこととしました。

この方針は、義務教育である中学校段階の文化活動及び運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい文化芸術・スポーツ活動の実施環境を構築する

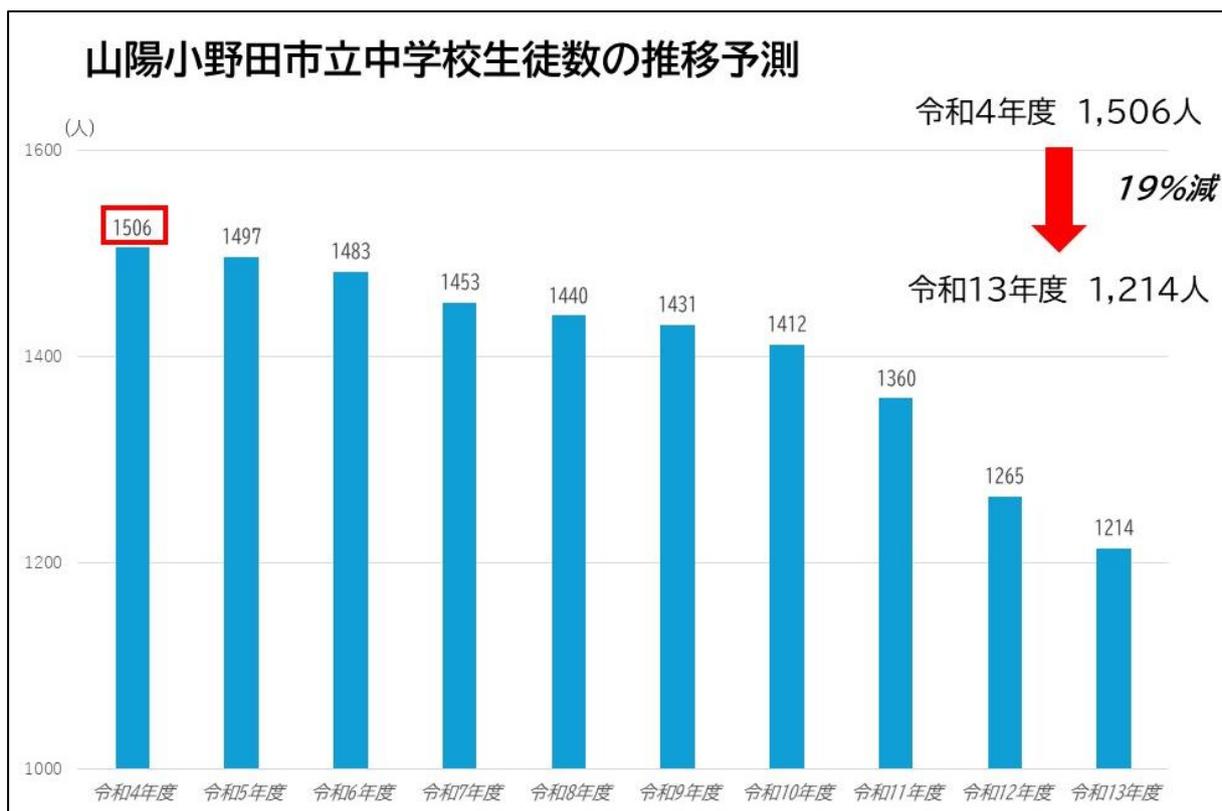
観点に立ち、次の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的などに応じた多様な形で、望ましい姿で実施されることを目指します。

- 中学生の文化スポーツ活動が持続可能な指導・運営体制を構築すること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環としての活動を継承し、学校活動との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮すること。
- 令和8年度からの学校部活動の地域移行に向け、まずは休日における活動体制の整備を図ること。

2 本市における学校部活動の現状と課題

(1) 中学校の生徒数推移予測

本市の中学校に通う生徒数は、今後10年間で約300人が減少する推移予測が示されており、本市での直近の出生数（令和4年度327人）の現状からみても、将来において現在と同様の学校活動を維持することが難しくなると予想されます。



(2) 中学校文化部・運動部の現状と課題

令和6年8月現在、山陽小野田市内の6つの中学校において文化部5種目13部、運動部12種目54部が活動していますが、学校によっては、以前あった部活動が廃部や休部になったり、団体競技においては単独の学校単位での大会出場ができなくなったり、生徒によっては小学生の時にスポーツ少年団の活動で行っていた競技を中学校では選択できなくなったりしています。

本市や隣接する市町において、中学生を対象としたクラブチームの設置は、一部の競技に限られており、中学生が自身の嗜好に合わせて「やってみたい」競技やチームなどを選択できる環境は整っていません。

また、指導者についても、専門的な指導資格を保有する指導者や部活動指導員の配置が進んでおらず、生徒が望む専門的な指導が受けられないことも課題となっています。

部活動設置状況

令和6年8月現在

	部活動名	高千帆	小野田	竜王	厚狭	埴生	厚陽
1	陸上部	○	○	○	○臨時		
2	水泳部	○臨時	○臨時	○臨時	○臨時		
3	バスケットボール部（男子）	○	○		○		
4	バスケットボール部（女子）	○	○	○	○		
5	バレーボール部（男子）						
6	バレーボール部（女子）	○	○	○	○	○	
7	ソフトテニス部（男子）	○	○		○	○	
8	ソフトテニス部（女子）	○	○	○	○	○	○
9	卓球部（男子）	○	○	○	○	○	○
10	卓球部（女子）	○	○	○臨時	○		○
11	軟式野球部	○	○	○	○	○	
12	サッカー部	○	○	○			
13	剣道部				○	○臨時	
14	柔道部					○臨時	
15	弓道部				○		
16	テニス部				○臨時		
17	吹奏楽部	○	○	○	○		
18	総合文化部		○	○	○	○	
19	英語部	○					
20	美術・文芸部	○	○				
21	ボランティア部	○	○臨時				
	部活動数	15	15	11	15	8	3

※○臨時：活動を学校外で行っている臨時部活動

(3) 地域の文化芸術・スポーツ環境

【文化施設・体育施設の現状と課題】

本市で中学生が文化スポーツ活動を実施するに当たり学校以外の施設は限られています。文化施設については、不二輸送機ホールや市民館文化ホールがありますが、日常的に利用するに当たり道具や楽器の保管などができる施設ではなく、中学生が利用するためにはハードルが高くなっています。

スポーツ施設については、小野田地区に多くのスポーツ施設が集中しており、竜王、高千帆、厚陽、厚狭、埴生地区からの利用に当たっては移動手段や移動時間に課題があります。

また施設の老朽化に伴う施設の改修・整備や、平日では一般利用が、休日では各種競技大会の利用が多く入っており、中学生の活動を地域へ移行するに当たり施設の優先的な利用や利用時間帯の調整などが課題となります。

【地域の文化芸術・スポーツ環境の現状と課題】

地域の文化芸術活動については、文化協会を中心に様々な文化活動が行われています。特に生涯学習の観点での地域交流センターにおける活動は活発に行われています。

スポーツ活動については、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブが中心となり小学生から一般まで各種大会が開催され、競技志向から生涯スポーツを楽しむ活動など多様な活動団体も存在しています。

しかしながら、文化スポーツ活動について、中学生を対象とした活動は限られており、学校以外での文化スポーツ活動の拡大が今後の課題となります。

3 本市における中学生の文化スポーツ活動の方向性

(1) 本市が目指す中学生の文化スポーツ活動

本市の第二次総合計画の基本目標の中で、文化スポーツ活動については「生涯を通じて、豊かな人間性を育むことや、心身ともに健やかに暮らすことができるよう芸術文化やスポーツの推進に取り組みます」と示していることから、中学生についても、生涯にわたって文化スポーツ活動に親しむ機会を確保し、子どもの心身の健全育成を図り、地域とともに文化芸術・スポーツ環境の整備につなげていくことを目指します。

そのためには、地域と学校と行政との連携・協働により、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、地域で中学生を育てるとの視点を持ち、生涯にわたり中学生が文化スポーツ活動を継続できるよう、新たな「地域クラブ活動」(*)の環境整備に取り組んでいく必要があります。

※「地域クラブ活動」：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ「社会教育」の一環として捉えることができる文化スポーツ活動のことをいう。

【目指す姿】

◎中学生が地域において多様な活動ができる機会を提供します。

◎学校部活動の意義や役割を継承し、発展させる活動を創出します。

◎学校と地域が連携し、中学生が参加しやすい環境の整備を図ります。

(2) 改革の時期

現在の文化スポーツ活動体制の整備・改革について、令和6年度から令和7年度末までを改革推進期間と位置づけ、令和8年4月からは休日の学校部活動について廃止し、地域が主体となった地域クラブ活動で子どもたちが活動するスケジュールとして体制整備を進めます。

なお、平日の学校部活動についても、可能な学校・地域・競技から新たな地域クラブ活動の体制を整備します。

4 中学生の文化スポーツ活動の体制整備

中学生の文化スポーツ活動について、以下のような課題があります。

- ・部員数の減少により、生徒が取り組みたい競技が実施できていない
- ・学校部活動だけでは、生徒の選択肢が減っている
- ・取り組みたい競技がないため、仕方なく学内の部活動を選択している
- ・学校部活動以外に選択できる文化スポーツ活動の環境が少ない
- ・選択できる環境があっても、「活動場所」「活動時間」「会費負担」などの理由により参加できない生徒がいる
- ・専門的な指導が受けられる環境がない
- ・専門の指導者が少ない
- ・学校施設以外に中学生が優先的に利用できる施設、環境が不十分

今後の活動体制整備に当たり、上記課題の解決に向けて、運営団体の設置や実施主体による活動場所の提供、専門的な指導など、本市が目指す姿の実現に向けた取組を進めます。

(1) 運営団体の設置

中学生の文化スポーツ活動に関する課題に対応し、中学生が地域において安全安心に活動できる体制を整え、本市が目指す活動を展開するために、文化活動・スポーツ活動に関する実務を担う事務局として、運営団体を設置します。

運営団体は、各中学校、生徒、保護者、競技団体、指導者、行政等と連携し、地域における多様な文化スポーツ活動の展開を図ります。

<運営団体の役割>

① 新たな地域クラブ活動の環境整備・構築

運営団体は、中学生の活動を支援するため事務局として環境整備を図ります。

- 中学生の活動を提供する（指導する）実施主体である文化・スポーツ団体の確保、設立支援

- 指導者の確保、人材発掘、人材育成、講習会・研修会の実施
- 活動場所の確保、調整

② 新たな地域クラブ活動の管理運営

運営団体は、中学生の活動を主体的に進める団体（以下「実施主体」という。）の登録・管理に関すること、実施主体と各種関係機関との調整に関するところを行います。

- 地域クラブ活動団体の登録に関する受付、管理、指導
- 中学生のニーズに応じた新たなプログラムの提供、調整（レクリエーション、複数の文化活動・スポーツ種目に取り組める環境整備など）
- 指導者の確保・育成 ※研修、講習会の実施
- 地域クラブ活動に係る年間及び毎月の活動計画の策定、公表
- 活動中の事故やトラブルの対応を含む管理責任の明確化
- 学校部活動（学校部活動の在り方に関する方針）に準じた管理
- 各中学校との調整に関する事項

（２）実施主体の整備・設立

中学生の文化スポーツ活動の場として、市内においても既存のクラブチームやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、民間の文化・スポーツ教室が自主的に運営されています。

そのような中、「中学生の活動を支える」「中学生を指導する」実施主体としては、現在の部活動を核とした活動団体の設置、既存の民間クラブチームや地域交流センターにおける講座・教室・サークル・同好会、新たに立ち上げられた活動団体・チームが、「地域クラブ活動」として団体の登録を行い、中学生が参加できる環境を提供します。

また、現在は基本的に小学生を対象に活動しているスポーツ少年団が中学生を受け入れるケースも想定し、新たな地域クラブ活動の実施主体は、地域の実情に応じて、様々な形態での整備・設置など柔軟に対応できる体制づくりを進めていきます。

(3) 実施主体の登録

地域における活動の実施主体となる団体・クラブについて、以下のような「地域クラブ活動の要件」に基づき活動する場合は、今後、地域クラブ活動の実施主体として運営団体に登録する仕組みを構築します。

本市の地域クラブ活動として登録された実施主体については、学校施設の優先的な利用調整や市有施設の使用料の減免、学校備品の利用など、地域での活動に必要な支援が受けられるよう、学校や関係施設との調整を行います。

【地域クラブ活動の基本的な要件】

国のガイドラインに準じた活動を行っていること。

【主な内容】

- ・活動時間/平日は長くとも2時間程度、休日は原則として3時間程度とすること。
- ・休養日/週2日以上以上の休養日を設けること。(原則平日・休日ともに1日以上)
- ・会費/活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉であること。
- ・指導者/適正な指導を実施できる体制を有していること。
- ・関係機関との連携/活動について、運営団体と情報共有が行われていること。
- ・運営体制/事故やトラブルの管理責任の主体が明確であり、その解決に向けた体制が整備されていること。
- ・規約や定款等に基づき団体の運営が行われ、会計が適切に処理されていること。

(4) 中学生の文化スポーツ活動を支援する組織づくり

中学生の文化スポーツ活動体制を継続していくために、文化芸術・スポーツ団体関係者、学校関係者、保護者、学識経験者、行政関係者で構成する山陽小野田市文化スポーツ活動体制整備協議会を設置します。

【協議会の役割】

- ・ 運営団体の管理
- ・ 実施主体の要件の設定
- ・ その他中学生の文化スポーツ活動体制整備に必要な事項の調整

山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制のイメージ

～地域の子どもは地域で育てる～

**教育委員会
学校教育課**

各中学校との連携・調整
学校施設利用調整
兼職兼業の制度整備

**協創部
文化スポーツ推進課**

文化スポーツ団体の管理
公共施設利用調整

**<運営団体> ※候補
行政・文化協会スポーツ協会**

実施主体の確保、設立支援
指導者の確保、育成
(研修・講習の実施)
活動場所の確保、調整
実施主体の登録・管理
関係機関との調整

**文化協会
スポーツ協会**

指導者情報の把握、提供
競技団体の情報提供
指導者育成、指導者の派遣



**各中学校
又は拠点校**

活動場所の提供
外部指導者の
受け入れ

【中学校】
平日部活動の継続、指導者確保
実施主体との連絡調整
学校施設利用調整

【生徒・保護者】
希望する活動に参加
練習場所への移動の負担
会費や保険料などの負担
大会出場等に係る協力
実施主体の運営協力

**<実施主体> ※候補
地域クラブ活動団体**

**総合型地域
スポーツクラブ**

スポーツ少年団

**地域の文化
スポーツ団体**

**中学生対象の
新たなクラブ活動**

活動情報の提供
活動への中学生の受け入れ
指導者育成・確保・派遣
多様なニーズに対応する活動
場所の提供

**文化スポーツ活動
体制整備協議会**

運営団体の管理
実施主体の要件の設定
活動体制整備に必要な調整

山口東京理科大学

指導・見守りとして学生派遣
活動場所の提供

民間企業・事業所

指導者としての従業員派遣
活動場所の提供



6	実施計画番号	2250101	事務事業番号	225010102	課(局・室・所)・係・担当者	シティセールス課
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	----------

22501シティセールス課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	25	観光・交流の振興	1	観光・交流資源の整備・充実		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	観光交流資源整備事業	2	きらら交流館再整備事業	3-(1)			建設部説明済	

事業概要	<p>宿泊研修施設きらら交流館の再整備にあたり、令和2・3年度に実施した基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務の結果、「公設+指定管理方式」が最適であるとの結論になった。また、同計画において、リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募することとし、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。同年12月には、基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、設計事業者として株式会社NSP設計と契約を行い、令和6年度末までの設計完了を目指す。令和7年度から改修工事に入り、令和8年度中の完成を目指す。</p>	対象	きらら交流館
	手段	施設の改修及び周辺施設との連携	
	意図	交流人口の増加	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	指定管理候補者の選定	活動	指定管理候補者選定			
			選定完了			
			100.00%			
2	基本設計・実施設計	活動	基本設計着手	実施設計完了		
			着手完了	設計中		
			100.00%	30.00%		
3	改修工事	活動		改修工事着工	改修工事完了	

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	きらら交流館は、「道の駅」、「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たな観光交流拠点『海辺の駅 そらうみ』として、リニューアルオープンすることとしている。令和7年度から改修工事に着工し、令和8年度中の完成を目指す。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	一部施設が更新時期を迎えており、施設のあり方を検討する必要がある。また、重点プロジェクトの交流の促進に寄与する施設である。	5	33
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市きらら交流館条例	3	
	対象(受益者)の妥当性	市が設置した施設に関する事業	5	
有効性	事業の優先度	一部施設が更新時期を迎えており、施設のあり方を検討する必要がある。また、重点プロジェクトの交流の促進に寄与する施設である。	5	
	行政評価との整合性	施策評価において次年度の取組と合致した事業である。	3	
	手法の有効性	焼野海岸・竜王山周辺施設との連携及び観光拠点施設として、交流人口の増加を図る事業であり有効である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が設置した施設であり、調査業務委託の結果、公設+指定管理方式の結論が出ている。	3	
	受益者負担の適正化	受益者は、施設の利用者及び指定管理者であり、リニューアルオープン後の管理運営において検討する。	3	
	コスト効率	担当課としての事業精査をしており、コスト削減の余地がない事業である。	3	

事業期間	R4以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時		会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	32	きらら交流館改修事業費		事業区分	政策的
	大事業	1	きらら交流館改修事業費				中事業	1	きらら交流館改修事業費					

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			・基本設計・実施設計① ※R5～R6 債務負担		・基本設計・実施設計② ※R5～R6 債務負担		・改修工事① ※R7～R8 債務負担		・改修工事② ※R7～R8 債務負担 ・備品購入					
支出内訳	R5からR6への繰越明許費 12,722千円	(繰越明許)		基本設計・実施設計業務委託	43,189千円	工事請負費※	614,400千円	工事請負費※	921,600千円					
		報償金	12千円	建築確認申請	1,245千円	監理業務委託料※	6,900千円	監理業務委託料※	16,417千円					
		アドバイザー業務委託料	12,709千円				設計意図伝達業務委託料※	4,100千円	設計意図伝達業務委託料※	9,746千円				
							廃棄物処分業務委託料	2,000千円	アドバイザー業務委託料※	1,600千円				
		報償金	8千円				アドバイザー業務委託料※	600千円	備品購入費	80,000千円				
		測量調査委託料	343千円				建築確認変更申請手数料	300千円	建築確認申請手数料	618千円				
		設計委託料	18,400千円						消耗品費	3,000千円				
合計			31,472千円	44,434千円		628,300千円	1,032,981千円							
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債	75%	5,700千円	75%	14,400千円	90%、75%	544,000千円	90%、75%	711,200千円					
	その他	まちづくり魅力基金	10,667千円	まちづくり魅力基金	25,144千円									
	一般財源		15,105千円		4,890千円		84,300千円		321,781千円					
	合計			31,472千円	44,434千円		628,300千円	1,032,981千円						

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
地域活性化事業債(90%) 一般事業債(75%)	●リニューアルオープン 令和9年1月予定
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	【債務負担行為(R7～R8)】 ・工事請負費 1,536,000千円【R7:614,400千円(40%)、R8:921,600千円(60%)】 ・工事監理業務委託料 23,317千円【R7:6,900千円(30%)、R8:16,417千円(70%)】 ・設計意図伝達業務委託料 13,846千円【R7:4,100千円(30%)、R8:9,746千円(70%)】 ・アドバイザー業務委託料 2,200千円【R7:600千円(30%)、R8:1,600千円(70%)】

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) シティセールス課 観光振興係 事務事業番号 225010102

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	25	観光・交流の振興	1	観光・交流資源の整備・充実		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	1	観光交流資源整備事業	2	きらら交流館再整備事業	3-(1)			政策的
	宿泊研修施設きらら交流館の再整備にあたり、令和2・3年度に実施した基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務の結果、「公設+指定管理方式」が最適であるとの結論になった。また、同計画において、リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募することとし、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。同年12月には、基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、設計事業者として株式会社NSP設計と契約を行い、令和6年度末までの設計完了を目指す。令和7年度から改修工事に入り、令和8年度中の完成を目指す。				対象	きらら交流館		
					手段	施設の改修及び周辺施設との連携		
					意図	交流人口の増加		

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	
支出内訳	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)				
	(債務負担)				(繰越明許)		設計委託料				
	調査委託料		7,500千円		報償金		12千円		手数料		43,189千円
					アドバイザー業務委託料		12,709千円				1,245千円
					報償金		8千円				
					測量調査委託料		343千円				
合計	7,500千円				設計委託料		18,400千円				
財源内訳 / 割合	国庫支出金	地方創生推進交付金(1/2)	3,750千円								
	県支出金										
	地方債					75%		5,700千円		75%	14,400千円
	その他					まちづくり魅力基金		10,667千円		まちづくり魅力基金	
	一般財源	3,750千円						15,105千円		4,890千円	
	合計	7,500千円						31,472千円		44,434千円	
人工数	人件費	0.30人	1,740千円		1.13人		6,478千円		0.74人		4,311千円
総経費		9,240千円		6,478千円		35,783千円					

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	施設のあり方の検討・決定	活動	基本計画策定・導入可能性調査 策定・調査完了 100.00%			
2	指定管理候補者の選定	活動		指定管理候補者選定 募集要項作成中 80.00%	指定管理候補者選定 選定完了 100.00%	
3	基本設計・実施設計の着手・完了	活動			基本設計着手 着手完了 100.00%	基本設計・実施設計完了

成果	前年度より繰越となっていたリニューアルオープン後の指定管理候補者の選定について、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定し、完了させた。また、同年12月に基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、株式会社NSP設計と設計業務の契約を行った。当該設計書の完成に向けて、市、設計業者及び指定管理候補者とともに設計内容を協議を行い、令和6年度末までの設計完了を目指す。					
R7年度に向けた課題及び改善策	きらら交流館は、「道の駅」、「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たな観光交流拠点『海辺の駅 そらうみ』として、リニューアルオープンすることとしています。令和7年度から改修工事に着工し、令和8年度中の完成に向け、関係各課等と連携を取りながら業務を遂行していく必要がある。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
	成果	現状維持	コスト	現状維持		
特記事項						

□ブランド

新しい業態表現の創造
「交流館」から「海辺の駅」へ

消費者に広く認知されている「道の駅」「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たに「海辺の駅」という業態表現を開発します。
「道の駅」「海の駅」の業態をビジネスモデルとして、「道の駅」「海の駅」の機能を有しながら、自由度の高い公共性のあるレジャー施設の運営を目指します。

□ロゴ・マークデザイン

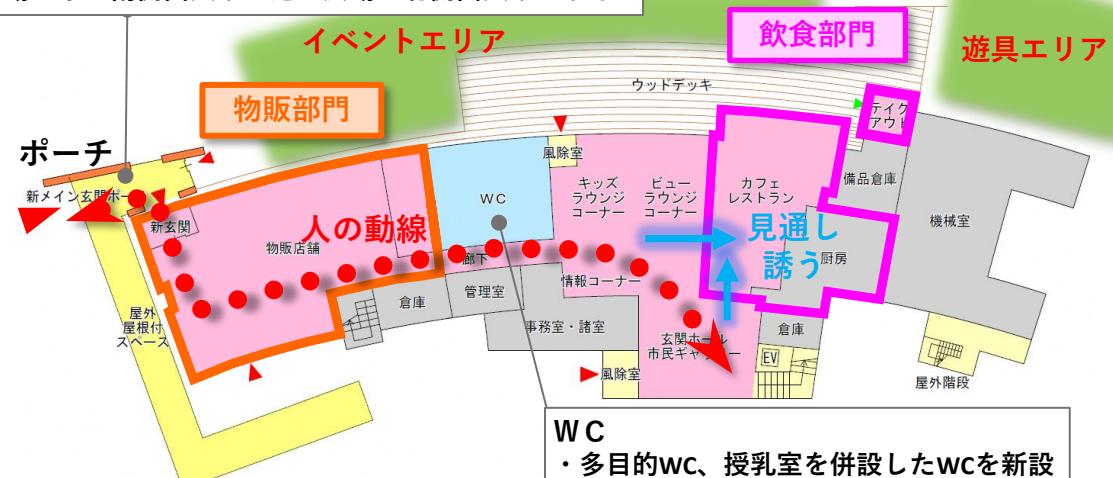


□海辺の駅の方向性の検討 / これに伴う平面計画図

- 46 「きらら交流館再整備事業」では、以下の3つの観点を柱とします。
- スマイルエイジングにつながる機能
 - 道の駅、海の駅などの観光・交流拠点としての機能
 - 対象施設周辺の地域資源を活かした交流人口の増加及びにぎわいの創出につながる機能

このたびの「きらら交流館整備事業」は、全国に展開されている国土交通省認定の「道の駅・海の駅」の業態をビジネスモデルとして、従来の宿泊研修施設から山陽小野田市の新たなレジャー施設への機能転換を図るものです。

新メイン玄関ポーチ
 ・物販店舗の運営時間はメイン出入口として館内利用者が店舗内を経由する動線とする
 ・駐車場からの南側出入りと芝生広場の北側出入りとする



WC
 ・多目的wc、授乳室を併設したwcを新設

改修後 1階平面図

「そらうみ」ネーミングストーリー

この施設の目の前に広がるのは、遮るもののない「空」と「海」の景色があります。遠く九州の山並みすら望むことができるこの圧倒的なロケーションの中で、人々が集う、山陽小野田市の海辺のレジャー拠点の名前です。
どの世代にも分かりやすく、ロケーションの魅力をストレートに伝えるため、すべて「ひらがな」でシンプルに表現しました。
SNSとの相性も考慮しながら、「覚えやすい」「伝えやすい」「分かりやすい」ネーミングとしました。広域周知も考慮して「山陽小野田」の地名もセットアップします。

□事業概要

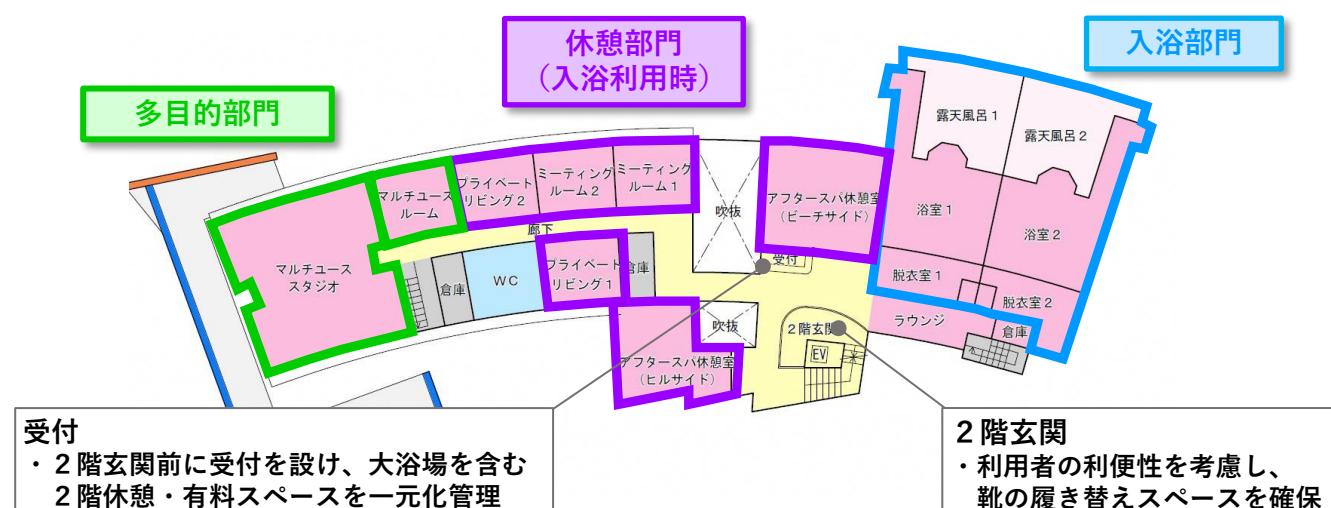
- ターゲット
 - ・ファミリー（主に子育て世代）
 - ・市内外の人（山陽小野田市、宇部市、下関市）
- 商圏人口：31.8万人
- 想定来場者数：年間26万人
- オープン時期：令和9年1月（予定）



駐車場南面外観イメージ



駐車場南面外観イメージ（夕景）



受付
 ・2階玄関前に受付を設け、大浴場を含む2階休憩・有料スペースを一元化管理

2階玄関
 ・利用者の利便性を考慮し、靴の履き替えスペースを確保

改修後 2階平面図

『海辺の駅 そらうみ』完成予想イメージ

① 駐車場南面外観イメージ



② 東面外観イメージ



③ 物販店舗イメージ



④ カフェレストランイメージ (1)



⑤ キッズラウンジコーナーイメージ



⑥ ビューラウンジコーナーイメージ



⑦ 2階受付廻りイメージ



⑧ 浴室イメージ



⑨ 露天風呂イメージ



⑩ アフタースパ休憩室 (ビーチサイド) イメージ



⑪ アフタースパ休憩室 (ヒルサイド) イメージ



⑫ 駐車場南面外観イメージ (夕景)



7	実施計画番号	2260205	事務事業番号	226020518	課(局・室・所)・係・担当者	教育総務課	学校施設係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-------

22602教育総務課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	5	教育・文化・スポーツ	26	学校教育の推進	2	教育環境の向上		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
5	学校施設整備事業	18	学校施設長寿命化改修事業	2-(2)				

事業概要	対象	学校施設
	手段	屋根改修、外壁改修、内部改修工事等の長寿命化及び改築
	意図	児童生徒の安全確保と施設の延命化

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	耐力度調査する棟数	活動			4棟	2棟	1棟
2	実施設計する棟数	活動					2棟
3	工事する棟数	活動			1棟		

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	教育環境を良好な状態に維持する必要がある、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	学校教育法、学校保健安全法により、学校の設置者である市が関与することになっており、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市が所有管理する施設であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	児童生徒の安心安全を守る要となる校舎の改修であり、優先度は高い。	5	
	行政評価との整合性	学校施設の整備であり合致している。	3	
	手法の有効性	学校施設の整備であり効果が高い。	3	
効率性	実施主体の適正化	学校施設の整備は市が行っており、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	教育基本法により、市が全額負担する必要がある、適性である。	3	
	コスト効率	国の補助金を活用する。	3	

事業期間	R7	年度	~	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	10	教育費		項	2・3	小・中学校費		目	3	学校建設費	
	大事業	1	小・中学校建設費			中事業	4・1	小・中学校施設改良補修事業費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)	R6(予算額)	R7	R8	R9	R10	R11
年度別 事業内容					<ul style="list-style-type: none"> 外壁改修(赤崎小学校管理特別教室棟) 耐力度調査(厚狭小学校校舎3棟、体育館1棟) 	<ul style="list-style-type: none"> 耐力度調査(小野田中学校生徒棟、厚陽小中学校体育館) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計(厚狭小学校) 実施設計(小野田中学校生徒棟、厚陽小中学校体育館) 耐力度調査(赤崎小学校特別教室棟) 		
	支出内訳	R5からR6への繰越明許費				工事請負費 31,050千円 調査委託料 20,643千円 手数料 28千円 消耗品費 14千円	耐力度調査委託料 ・小野田中学校生徒棟 5,000千円 ・厚陽小中学校体育館 5,000千円	基本設計委託費 ・厚狭小学校 15,000千円 実施設計委託費 ・小野田中学校生徒棟 5,000千円 ・厚陽小中学校体育館 5,000千円 耐力度調査委託料 ・赤崎小学校特別教室棟 5,000千円	
	合計				51,735千円	10,000千円	30,000千円		
財源内訳 割合	国庫支出金				1/3(+1%)	10,453千円			
	県支出金								
	地方債				90%	18,500千円		75%	7,400千円
	その他								
	一般財源					22,782千円	10,000千円	22,600千円	
	合計				51,735千円	10,000千円	30,000千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 国庫支出金: 学校施設環境改善交付金防災機能強化事業(文部科学省): 3分の1(+事務費1%) 地方債: 学校教育施設等整備事業債: 75%(国庫補助対象90%) 	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

赤崎小学校管理特別教室棟外壁改修工事



工 事 名：赤崎小学校管理特別教室棟外壁改修工事

工事場所：山陽小野田市大字小野田4402番地 地内

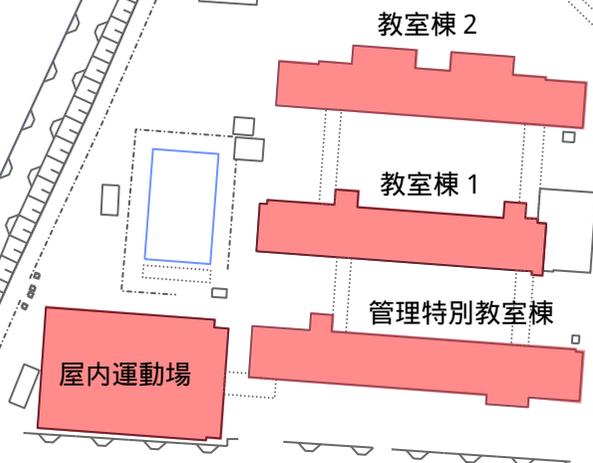
予定工期：令和7年11月末まで

概 要：管理特別教室棟 RC造 2階建て 延べ床面積 727㎡(S48年築)

1階 校長室、職員室、事務室、倉庫ほか

2階 図書室、児童会室、放送室、会議室

厚狭小学校耐力度調査業務



業務名：厚狭小学校耐力度調査業務

業務場所：山陽小野田市大字厚狭 8 9 7 番地 2 地内

予定期間：令和 8 年 1 月末まで

概要	管理特別教室棟	RC造	2階建て	延べ床面積	1,456m ² (S46年築)
	教室棟 1	RC造	3階建て	延べ床面積	2,010m ² (S46年築)
	教室棟 2	RC造	2階建て	延べ床面積	1,445m ² (S46年築)
	屋内運動場	S造	平屋建て	延べ床面積	963m ² (S46年築)

8	実施計画番号	2010201	事務事業番号	201020109	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	子育て支援係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	--------

20102子育て支援課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	子育て世代応援事業	9	こども計画推進事業					

事業概要	令和5年4月1日施行された「こども基本法」において、国は、市町村に、国が定めるこども大綱を勘案し、市におけるこども政策についての計画「こども計画」の策定に努めることとしている。 本市においても、すべてのこども・若者の健やかな成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現に向け、令和7年度末までに策定する。 こども計画に「子ども貧困対策推進計画」「こども若者計画」を内包する予定であり、貧困対策に係るアンケート調査等を実施する予定である。調査、分析を実績、ノウハウのある専門業者に委託することで、正確なデータを取得し、将来の子育て支援施策に実態を反映させ、子育てしやすいまちづくりを推進していく。	対象	児童とその保護者
		手段	こども政策についての計画を策定・実施する。
		意図	すべてのこども・若者の健やかな成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現を目指す

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	計画策定			策定		
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	様々な子育てにおける課題に対応するための施策を円滑に実施するための計画であり妥当。	5	35
	自治体関与の妥当性	こども基本法第10条第2項で策定が努力義務とされている。	5	
	対象(受益者)の妥当性	子育て世帯を対象としており妥当。	5	
有効性	事業の優先度	こども基本法第10条第2項で策定が努力義務とされている。	3	
	行政評価との整合性	すべてのこども・若者の健やかな成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現を目指す本市のこども政策についての計画である。	3	
	手法の有効性	国の「こども大綱」、県の「こども計画」に即して実施している。	3	
効率性	実施主体の適正化	こども基本法第10条第2項で策定が努力義務とされている。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率	国からの交付金を充当する想定となっている。	5	

事業期間	R7	年度	~	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童総務費		目	1	児童福祉総務費	
	大事業	4	子育て世代応援事業費			中事業	4	こども計画推進事業費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							計画策定							
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費						アンケート集計・ 分析委託料		4,090千円					
	合計								4,090千円					
財源内訳 割合	国庫支出金						1/2		1,500千円					
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源								2,590千円					
合計							4,090千円							

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業) こども家庭庁	【委託料内訳】 アンケート集計・分析委託料 4,090,000円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	【補助金】 補助基準額 3,000千円 補助率 国1/2
	【県内他市の状況】 R6年度:8市策定、R7年度:2市策定予定

自治体子ども計画策定のためのガイドライン



○子ども基本法第10条において、

- ・都道府県は、子ども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を作成
- ・市町村は、子ども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成する努力義務が課せられています。



○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体子ども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。



子ども大綱

子ども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広い子ども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化



勘案



(自治体子ども計画)
都道府県子ども計画

勘案



(自治体子ども計画)
市町村子ども計画

○各法令等に基づく子どもに関する計画等を一体的なものとして作成することができます。

- (例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画
・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県/市町村計画
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ①子ども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体子ども計画と位置付けることも可能です。

○子ども・子育て事業債は、自治体子ども計画へ位置付けた事業が対象です。

事務連絡
令和6年6月3日

各都道府県 こども政策担当部（局）長 殿
各指定都市 こども政策担当部（局）長 殿

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行について」に係る情報提供及び自治体こども計画の策定について

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第202号）」が令和6年5月31日に公布・施行されました。

今般、こども家庭庁成育局より、別紙のとおり、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行について（通知）」（令和6年5月31日こ成母第259号こども家庭庁成育局長通知。以下「施行通知」という。）が、各都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛に通知されました。当該施行通知の第2において、都道府県こども計画について、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令」（令和元年政令第170号）に規定され、都道府県は当該計画の作成に当たり成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする等との記載があります。

こども基本法（令和4年法律第77号）では、第10条において、都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成すること、また、市町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成することに努めることとされています。また、都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下「自治体こども計画」という。）は、既存の各法令に基づく都道府県計画及び市町村計画（子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定によ

り地方公共団体が策定する計画)と一体のものとして作成することができるとされています。こども基本法に明記された計画のほか、一体とできる計画や計画と紐づく法令・指針として、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）」及びそれに基づく母子保健を含む成育医療等に関する計画も含まれることから、このことにご留意いただくとともに、関係部局が密接に連携して、**地域の
実情に応じた自治体こども計画を策定いただきますようお願いいたします。**

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してこの旨の周知をお願いいたします。

<連絡先>

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付計画係
新田、石崎、荒木

TEL 03-6860-0116

Email sougouseisaku.keikaku@cfa.go.jp

令和7年度概算要求額 1.6億円（78百万円）

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画の策定経費を支援するとともに、こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に策定している計画の状況等について調査し、横展開を図ることにより、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援・促進する。

事業の概要

- 57
1. 自治体こども計画策定支援（現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上） 【拡充】
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し、補助枠を拡充し支援する。
 2. こどもに関する計画の一体的策定・効果的な計画策定プロセスに係る好事例の横展開
こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に作成されている計画の状況や様々な自治体規模に合わせたモデルを調査分析し、計画策定にかかる効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、好事例の横展開を図ることで自治体の計画策定を支援する。

実施主体等

1. 【実施主体】 都道府県及び市区町村 【補助率】 1 / 2
2. 【実施主体】 国（委託）

9	実施計画番号	2010204	事務事業番号	201020403	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	子育て支援係
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	--------

20102子育て支援課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	4	乳幼児・子ども医療費等助成事業	3	子ども医療費助成事業	2-(1)				

事業概要	子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	対象	小学1年生から中学3年生までの児童
		手段	対象者に受給者証を交付し、医療費自己負担分を助成する
		意図	児童の保健の向上、子育て世代の経済的負担の軽減

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	受給者証発行件数	活動	4,700人	4,600人	4,400人	4,200人
			4,171人	4,058人		
			88.74%	88.22%		
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクトに該当する事業である。	5	37
	自治体関与の妥当性	行政機関以外が実施主体になりえない事業。	3	
	対象(受益者)の妥当性	中学3年生までの児童を対象としており妥当	5	
有効性	事業の優先度	県内各市が独自の医療費助成を行っている。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業	5	
	手法の有効性	総合計画を進める効果が見込める事業	5	
効率性	実施主体の適正化	行政機関以外が実施主体になりえない事業	3	
	受益者負担の適正化	保護者の所得によることなく小学校1年生から中学校3年生までを等しく対象とした事業である。	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない事業である。	5	

事業期間	R4以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	2	児童措置費		
	大事業	3	福祉医療助成事業費			中事業	1	福祉医療助成事業費					事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			医療費助成		医療費助成		医療費助成		医療費助成		医療費助成			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費	子ども医療助成費	114,379千円	子ども医療助成費	131,600千円	子ども医療助成費	131,600千円	子ども医療助成費	131,600千円	子ども医療助成費	131,600千円			
				【12月補正】子ども医療助成費	22,400千円									
		合計		114,379千円		154,000千円		131,600千円		131,600千円		131,600千円		
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他		高額療養費、ふるさと支援基金	50,652千円	高額療養費、ふるさと支援基金	41,000千円	高額療養費、ふるさと支援基金	31,000千円	高額療養費	1,000千円	高額療養費	1,000千円		
	一般財源			63,727千円		113,000千円		100,600千円		130,600千円		130,600千円		
	合計			114,379千円		154,000千円		131,600千円		131,600千円		131,600千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年8月、対象者を拡大(小学3年生まで→中学3年生まで) 令和2年8月、助成割合を1割から2割に拡充 令和3年8月、助成割合を2割から全額助成に拡充 令和5年8月、所得制限を撤廃

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 子育て支援課 子育て支援係 事務事業番号 201020405

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
4	乳幼児・子ども医療費等助成事業	5	子ども医療費助成拡充事業	2-(1)			政策的
事業概要	子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小1から中3までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成し、令和2年8月から助成割合を2割に拡充、令和3年8月から助成割合を3割(全額)に拡充した。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136,700円を超える世帯は対象外であった。令和5年8月から所得制限を撤廃し、小1から中3までの児童全員を対象とした。				対象	小学1年生から中学3年生まで	
					手段	対象者に受給者証を交付し、医療費自己負担分助成する	
					意図	医療費助成による子育て支援	

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)		
支出内訳	子ども医療費助成費	48,568千円	子ども医療費助成費	67,591千円	子ども医療費助成費	114,379千円	子ども医療費助成費	131,600千円	
	合計	48,568千円		67,591千円		114,379千円		131,600千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他	高額療養費、ふるさと支援基金	30,300千円	高額療養費、ふるさと支援基金	30,673千円	高額療養費、ふるさと支援基金	50,652千円	高額療養費、ふるさと支援基金	41,000千円
	一般財源		18,268千円		36,918千円		63,727千円		90,600千円
合計		48,568千円		67,591千円		114,379千円		131,600千円	
人工数 人件費	0.25人	1,450千円	0.20人	1,147千円	0.35人	2,039千円			
総経費		50,018千円		68,738千円		116,418千円			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6	
1	受給者証発行枚数	活動	2,500人	2,500人	4,700人	4,600人
			2,397人	2,453人	4,171人	
			95.88%	98.10%	88.74%	
2						
3						

成果	市内在住の小学1年生から中学3年生まで、保護者の所得によらず、医療費助成の対象とし、子育て支援の一助となった。				
R7年度に向けた課題及び改善策					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項					

10	実施計画番号	2010101	事務事業番号	201010106	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------

20101子育て支援課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	保育所等運営支援事業	6	小野田地区公立保育所整備事業	2-(1)			建設部説明済	

事業概要	対象	公立保育所
	手段	再編計画に基づき再編整備する
	意図	公立保育所の環境改善及び運営の効率化を実現する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	待機児童数(厚生労働省基準) 3月末現在	減少 20人	減少 0人	減少	減少	減少
2		-	-			
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	公立保育所が抱える課題を解消するため再編整備を行うもので、児童福祉の充実に資するため妥当	5	35
	自治体関与の妥当性	公立保育所の再編整備であり妥当	3	
	対象(受益者)の妥当性	公立保育所に通う児童であり妥当	5	
有効性	事業の優先度	施設の老朽化、各施設の定員に対する入所児童の不均衡の課題の解消を図るもの	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において効果が高いと評価した事業	5	
	手法の有効性	公立保育所の環境改善であり、総合計画を進める効果が見込めるもの	5	
効率性	実施主体の適正化	公立保育所の環境改善及び課題解決のための事業であり、市が主体となることが適当	3	
	受益者負担の適正化	公の施設の再編整備であり、受益者負担を求めるべきものではない	3	
	コスト効率	必要最低限の費用負担に努めている	3	

事業期間	R2	年度	~	R9以降	年度	予算種別	継続	臨時		会計種別	一般	交付税	有	
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	4	保育所費		事業区分	政策的
	大事業	12	公立保育所再編整備事業			中事業	2	小野田地区公立保育所整備事業						

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			・実施設計(建築)・地質調査・実施設計(水路・造成)・水路・造成工事		・工事監理・設計意図伝達・建築工事(建築・機械)・迂回路整備工事・実施設計(建築・継続)・事前家屋調査		・工事監理・設計意図伝達・建築工事(建築・機械・電気)・外構実施設計		・工事監理・設計意図伝達・建築工事(建築・機械・電気)・外構1期工事・解体・改修実施設計		・外構1期工事・イントラ・電話工事・園舎解体・改修工事・外構2期工事			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費	地質調査委託料	9,823千円	工事請負費(建築・機械)	551,800千円	工事請負費(建築・機械)	413,900千円	工事監理	11,007千円	工事請負費(解体・改修)	67,931千円			
		実施設計業務委託(水路・造成)	3,594千円	実施設計業務委託	17,600千円	工事請負費(電気)	60,900千円	設計意図伝達	2,983千円	工事請負費(外構1期)	未定			
		消耗品費	55千円	家屋調査委託料	8,088千円	外構実施設計	7,200千円	工事請負費(建築・機械)	414,030千円	工事請負費(外構2期)	未定			
		備品購入費	17千円	工事監理委託料	4,400千円	手数料	59千円	工事請負費(電気)	91,375千円	工事委託料(イントラ・電話)	未定			
		【繰越】設計委託料(基本設計)	8,119千円	工事請負費(迂回路整備工事)	4,100千円	消耗品費	38千円	工事請負費(外構1期)	未定	備品購入費(厨房機器)	2,173千円			
						設計意図伝達委託料	1,600千円			解体・改修実施設計	7,796千円	備品購入費(家具類)	5,500千円	
					その他	1,020千円			手数料	813千円	消耗品費	38千円		
	20,000千円													
	合計		21,608千円		588,608千円		482,097千円		528,004千円		75,642千円			
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債	80%	10,700千円	50%、80%	516,200千円	50%、80%	433,000千円	50%、80%	294,600千円	80%	54,300千円			
	その他													
	一般財源		10,908千円		72,408千円		49,097千円		233,404千円		21,342千円			
	合計			21,608千円		588,608千円		482,097千円		528,004千円		75,642千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
公共用地先行取得等事業債(土地取得経費の100%充当、交付税措置なし) 施設整備事業債(建設工事費の50%に充当、70%の交付税措置) 社会福祉施設整備事業債(事業費の80%に充当、交付税措置なし)	公立保育所再編基本計画(平成29年策定、令和3年改訂)に基づいて、購入した日の出保育園に隣接する北側土地に、定員120人規模の保育所を建て替える。 令和7年度は令和6年度から引き続き建築主体・機械工事を行い、また、電気設備工事、外構実施設計に着手し、新園舎は令和9年秋の供用開始予定。その後、現園舎の解体、園庭整備等を行い、令和10年秋の整備完了予定。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 子育て支援課 保育係 事務事業番号 201010106

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
1	保育所等運営支援事業	6	小野田地区公立保育所整備事業	2-(1)			政策的	
事業概要	市内の公立保育所は、いずれも老朽化や定員に対する入所児童割合の不均衡による運営の非効率等の課題を抱えている。これらを改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。				対象	公立保育所		
					手段	再編計画に基づき再編整備する		
					意図	公立保育所の環境改善及び運営の効率化を実現する		

事業期間	R2	年度 ~	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)		
支出内訳	旅費	24千円	測量調査委託料	3,410千円	地質調査委託料	9,823千円	工事請負費(建築・機械)	551,800千円	
	補償費算定業務委託料	5,445千円	設計委託料(基本設計)	2,100千円	実施設計業務委託(水路・造成)	3,594千円	実施設計業務委託(建築)	17,600千円	
	用地購入費	71,006千円	消耗品費	5千円	消耗品費	55千円	家屋調査委託料	8,088千円	
	補償費	55,098千円			備品購入費	17千円	工事監理委託料	4,400千円	
					【繰越】設計委託料(基本設計)	8,119千円	工事請負費(迂回路整備工事)	4,100千円	
							設計意図伝達委託料	1,600千円	
合計	131,573千円		5,515千円		21,608千円	その他	1,020千円	588,608千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債	100%	126,100千円			80%	10,700千円	50%、80%	516,200千円
	その他			まちづくり魅力基金	2,100千円				
	一般財源		5,473千円		3,415千円		10,908千円		72,408千円
合計	131,573千円		5,515千円		21,608千円			588,608千円	
人工数 人件費	0.20人	1,157千円	0.60人	3,440千円	1.25人	7,282千円			
総経費	132,730千円		8,955千円		28,890千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	待機児童数(厚生労働省基準) 3月末現在	減少	減少	減少	減少
		33人	18人	20人	
2		-	-	-	
3					

成果	令和5年度は、令和4年度から繰り越した基本設計業務を完了させ、実施設計(建築)業務に着手した。また、地質調査業務を行うとともに実施設計(水路・造成)業務を行い、水路・造成工事に着手した。計画的に事業を進め、小野田地区公立保育所の環境改善を図る。				
R7年度に向けた課題及び改善策					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項	R5→R6繰越 水路・造成工事20,000千円				



いとう眼科
クリニック

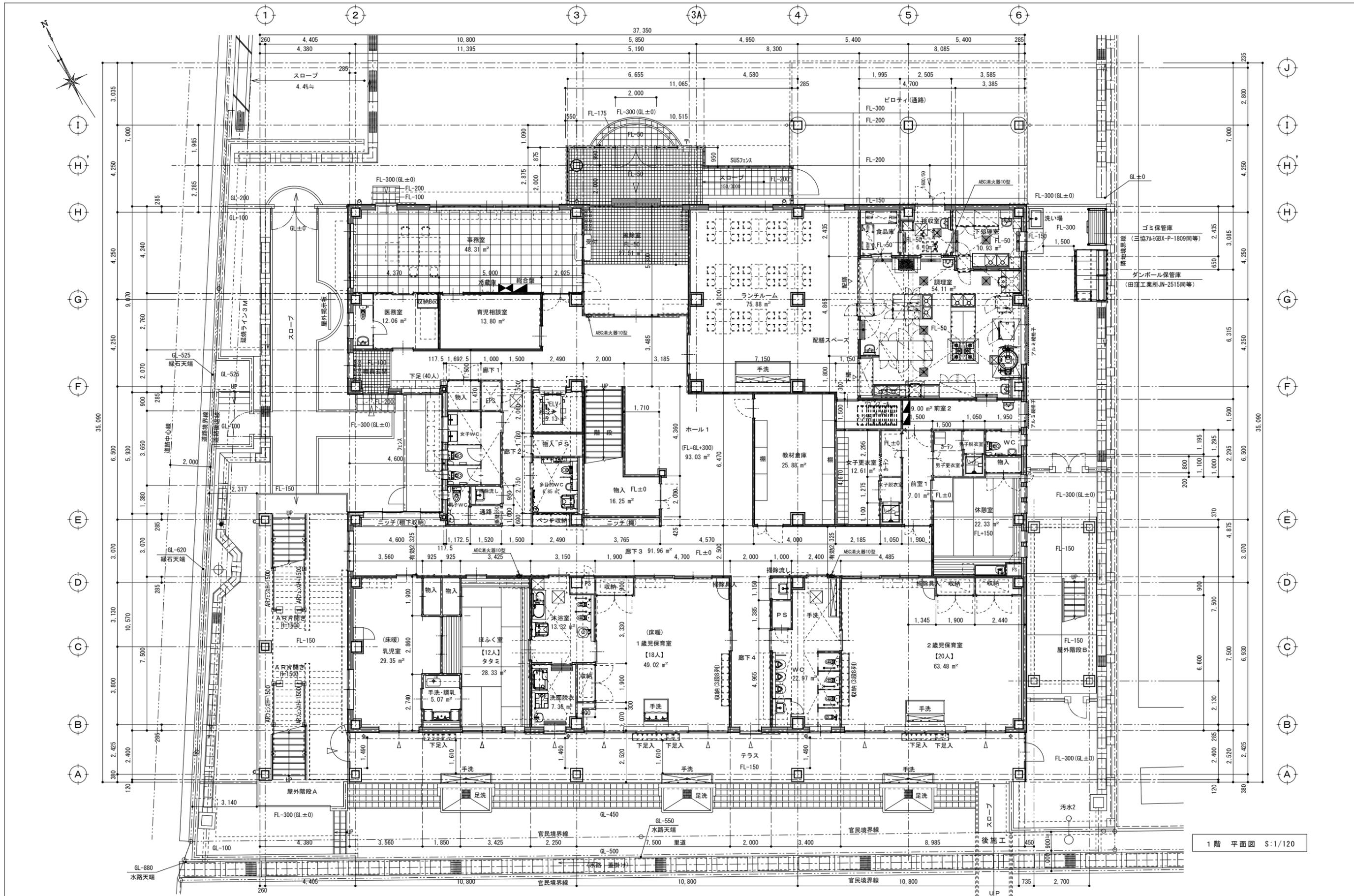
ダイレックス小野田店

申請建物
GL=KBM+800 (H=1.73)
保育所 鉄骨造2階建
耐火建築物
最高の高さH=11.09m
最高の軒高H=10.14m

配置図 S:1/200

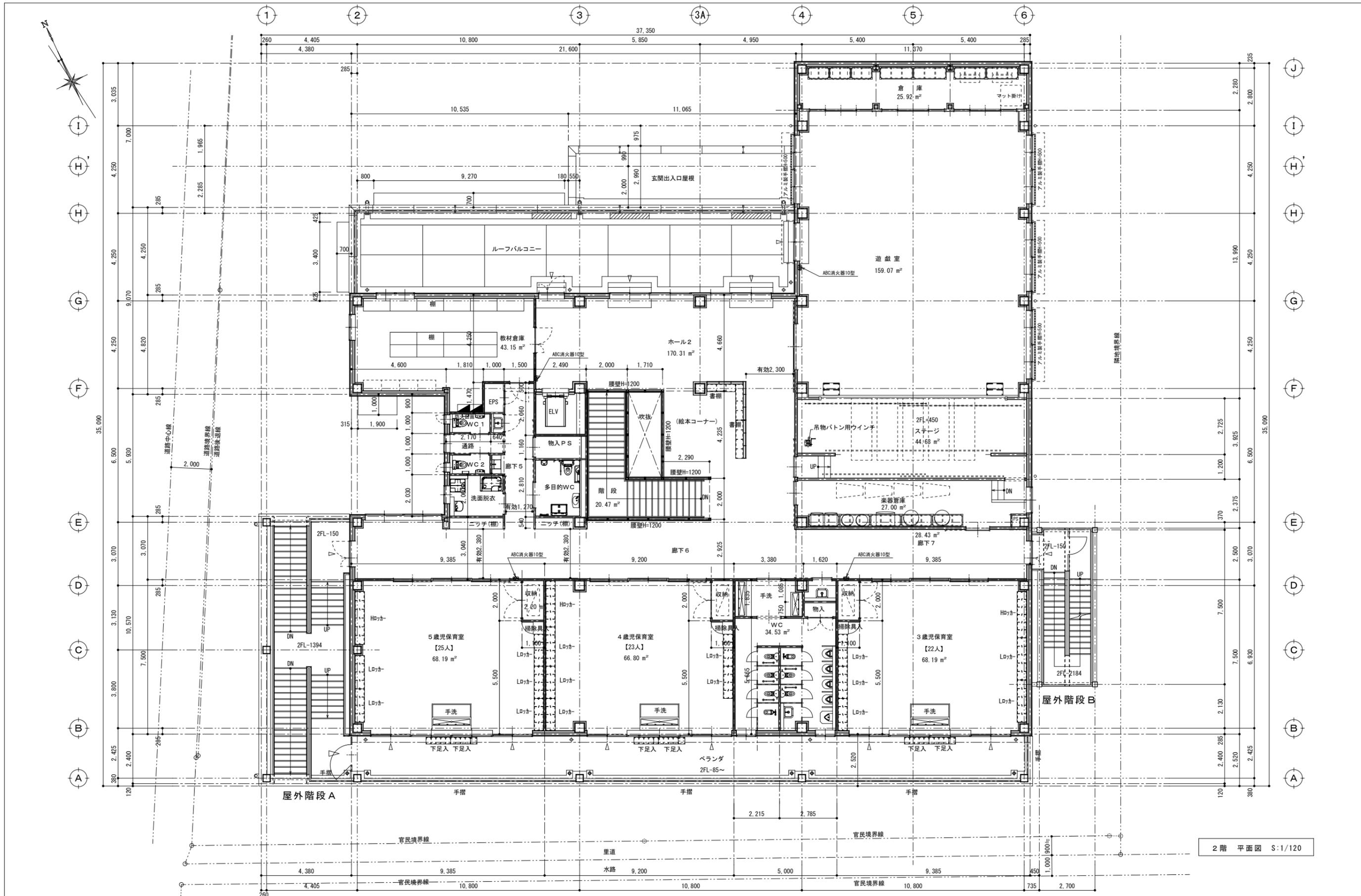
既存園地盤高=BM+250

記事	KBM (H=0.93)	工事名称	小野田地区保育所整備事業 (建築・機械設備工事)	年月日	NO
	GL=KBM+800 (H=1.73)		図面名称		



1階 平面図 S:1/120

記 事	工事名称	小野田地区保育所整備事業 (建築・機械設備工事)	年月日	NO A-28
	図面名称	1階 平面図	縮尺	

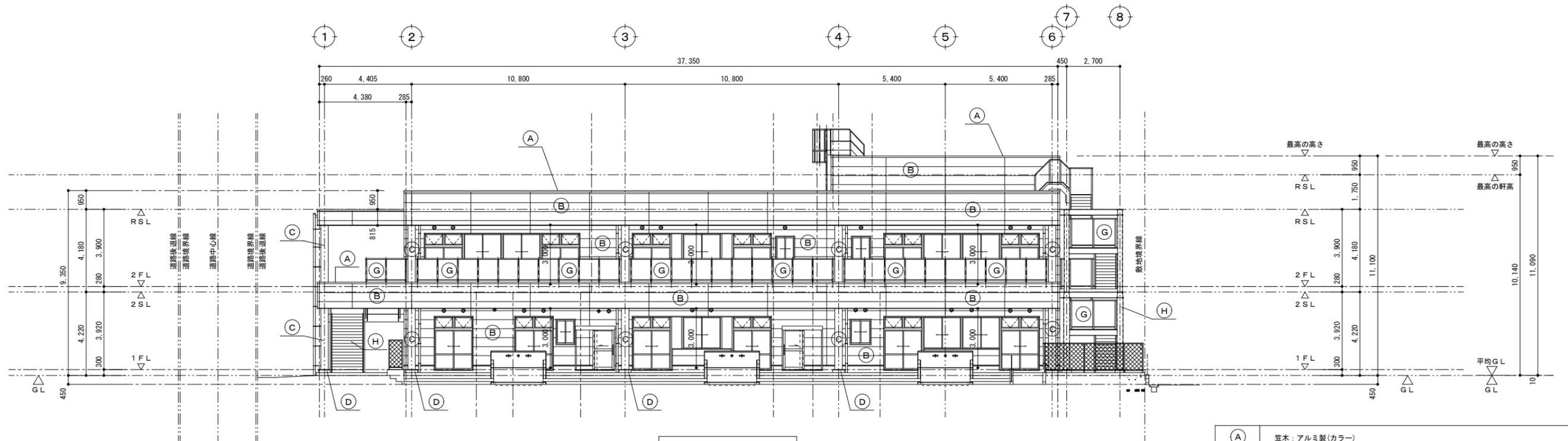


2階 平面図 S:1/120

記 事	

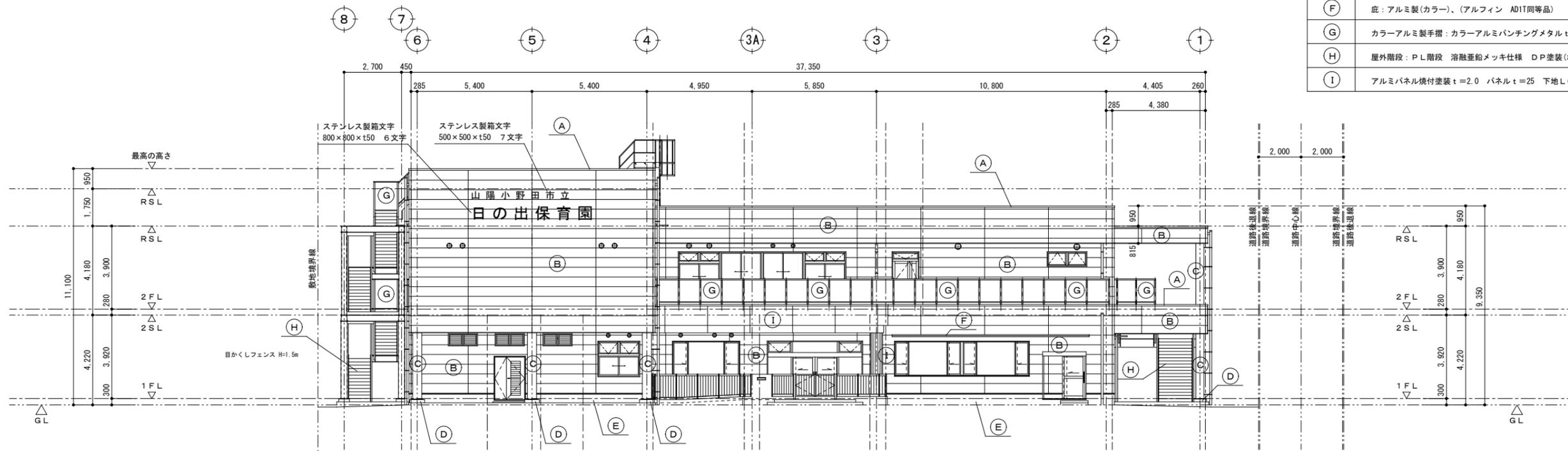
工事名称	小野田地区保育所整備事業（建築・機械設備工事）
年月日	
図面名称	2階 平面図
縮尺	S:1/120

NO	A-29
----	------



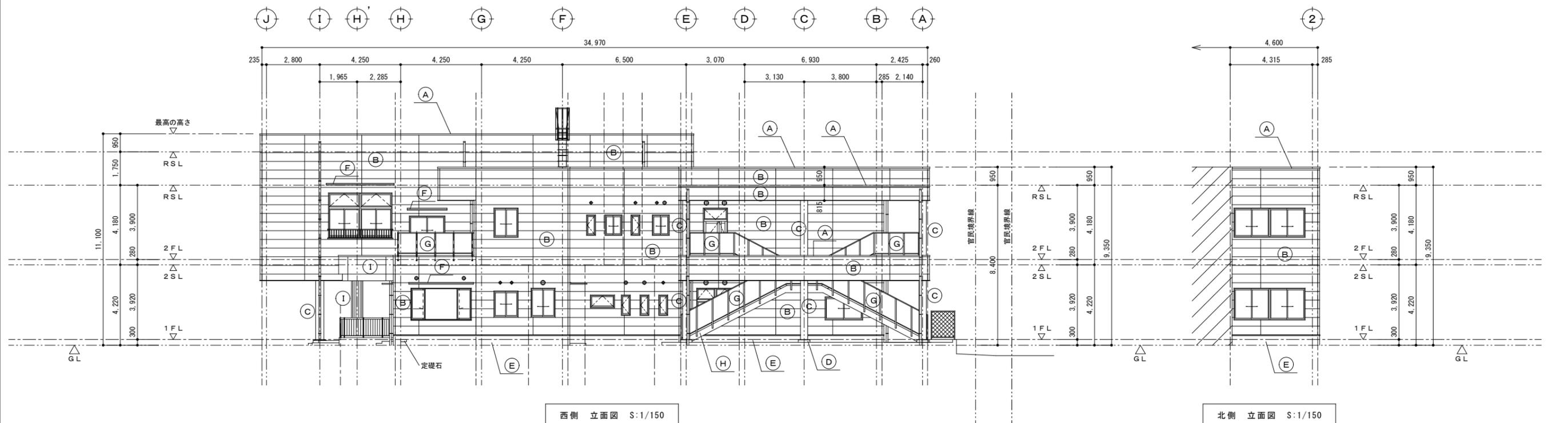
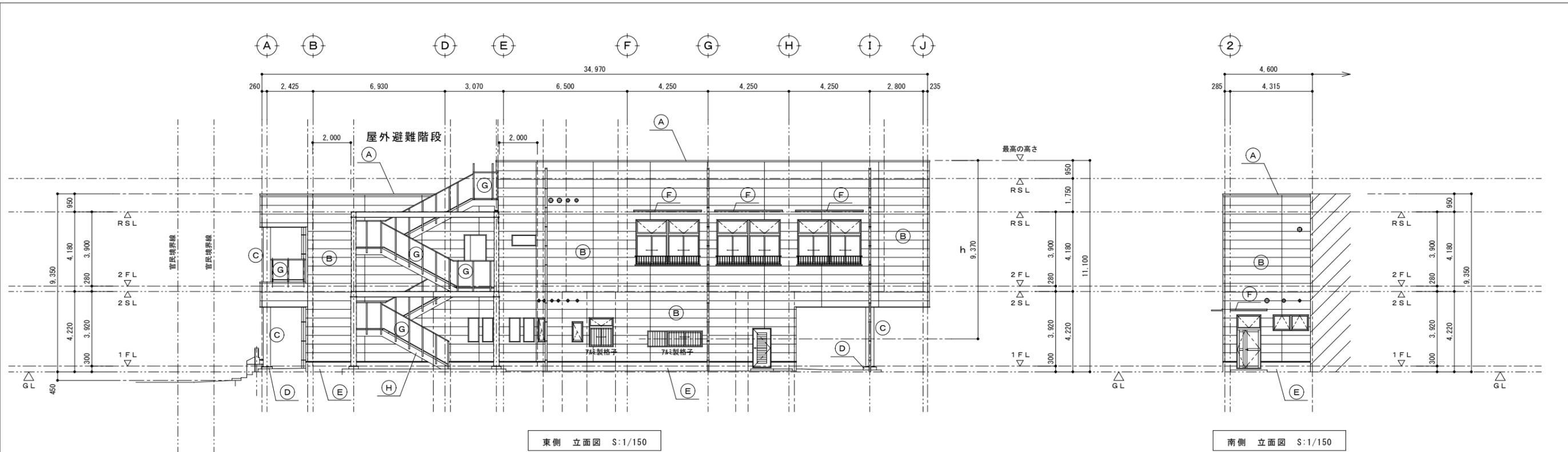
南側 立面図 S:1/150

(A)	笠木：アルミ製(カラー)
(B)	窯業系サイディング t=16 横貼 通気留付金具 t=15 透湿防水シート センチュリー耐火野地板 t=18 内部強化PB t=12.5+12.5下地
(C)	セラミックス系硬質耐火被覆材 タイカ・アロック t=15同等 ウレタン樹脂塗装 (FP060CN-9205)
(D)	柱型：コンクリート打放し 面取り
(E)	コンクリート打放し(型枠：表面塗装品)
(F)	底：アルミ製(カラー)、(アルフィン ADIT同等品)
(G)	カラーアルミ製手摺：カラーアルミパンチングメタル t=1.0
(H)	屋外階段：PL階段 溶融亜鉛メッキ仕様 DP塗装(ポリウレタン樹脂塗装)仕上
(I)	アルミパネル焼付塗装 t=2.0 パネル t=25 下地LGS



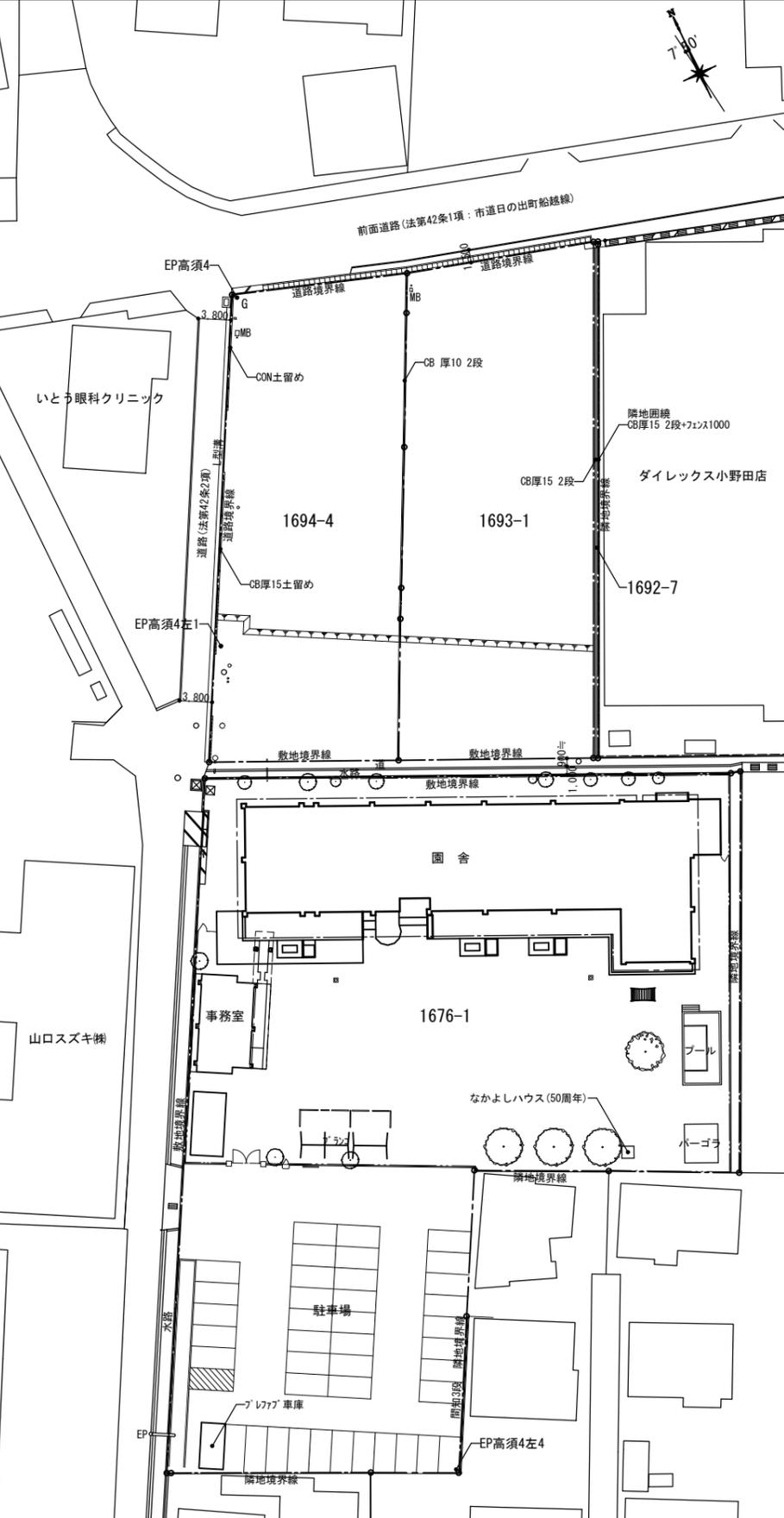
北側 立面図 S:1/150

記 事	工事名称	小野田地区保育所整備事業(建築・機械設備工事)	年月日	NO A-31
	図面名称	立面図(1)	縮尺	

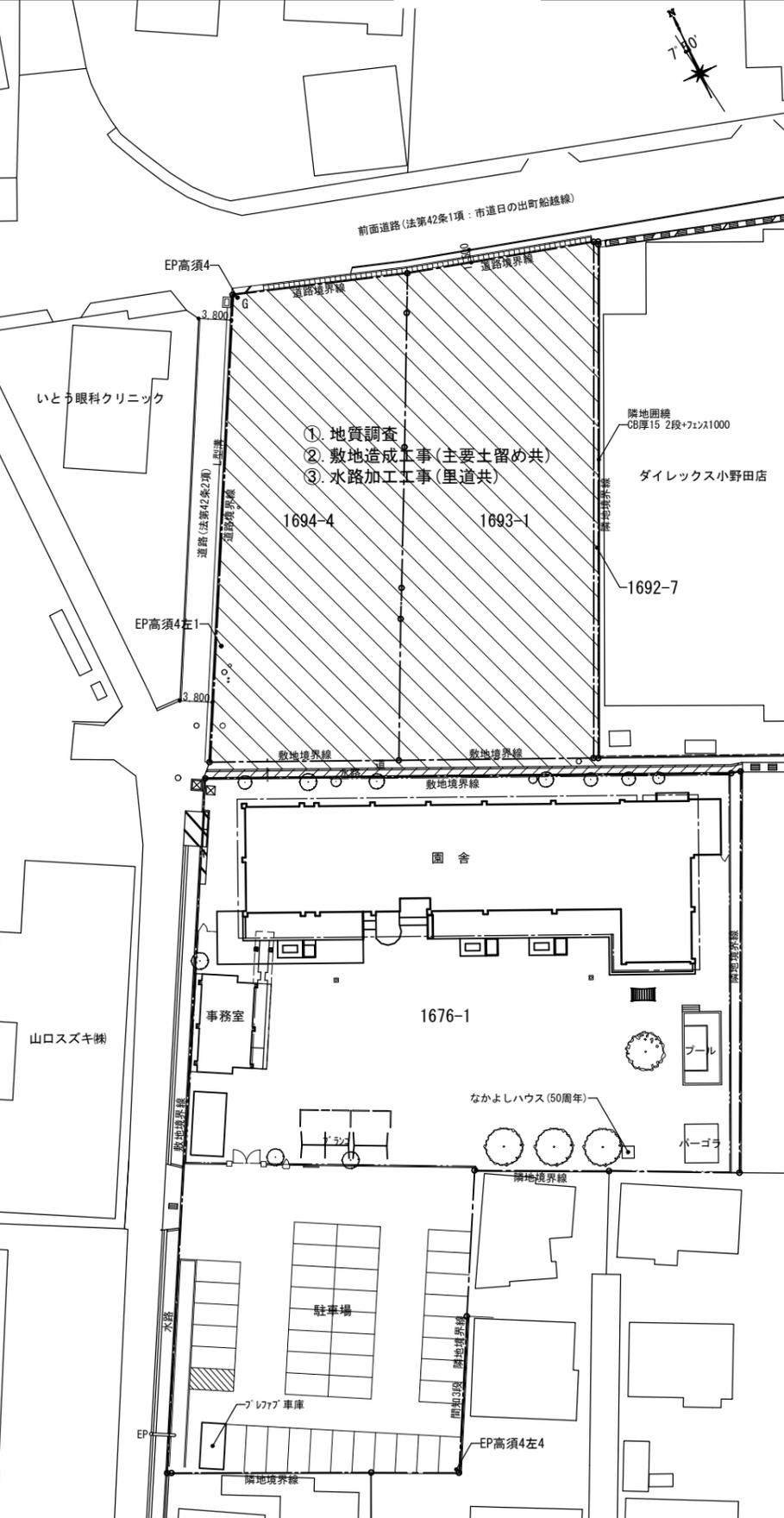


記 事			工事名称	小野田地区保育所整備事業（建築・機械設備工事）	年月日		NO	A-32
			図面名称	立面図（2）	縮尺	S:1/150		

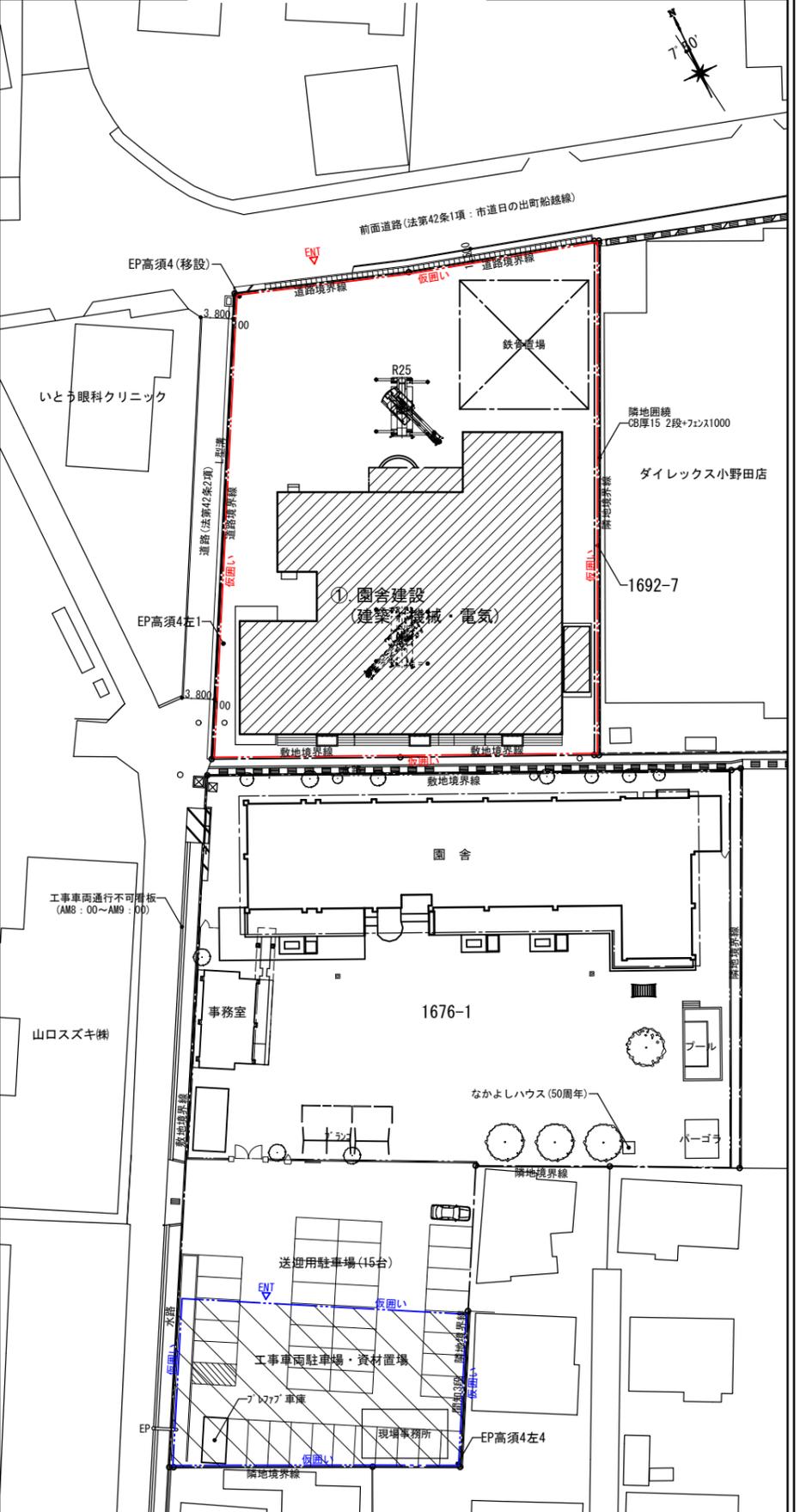
現況：令和5年7月



第1工程(調査・敷地造成工事)：令和5年9月～令和6年5月

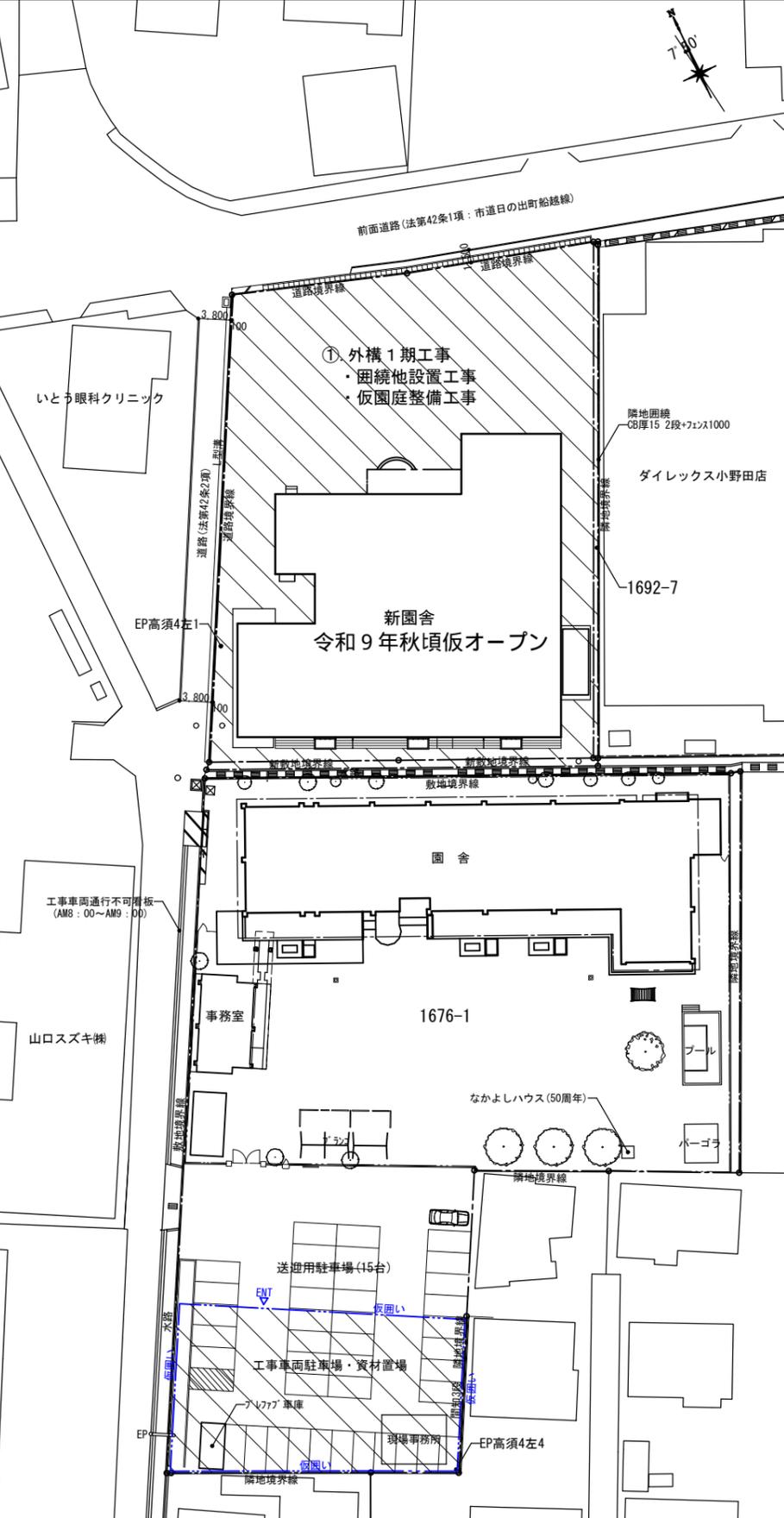


第2工程(園舎建設)：令和7年3月～令和9年1月

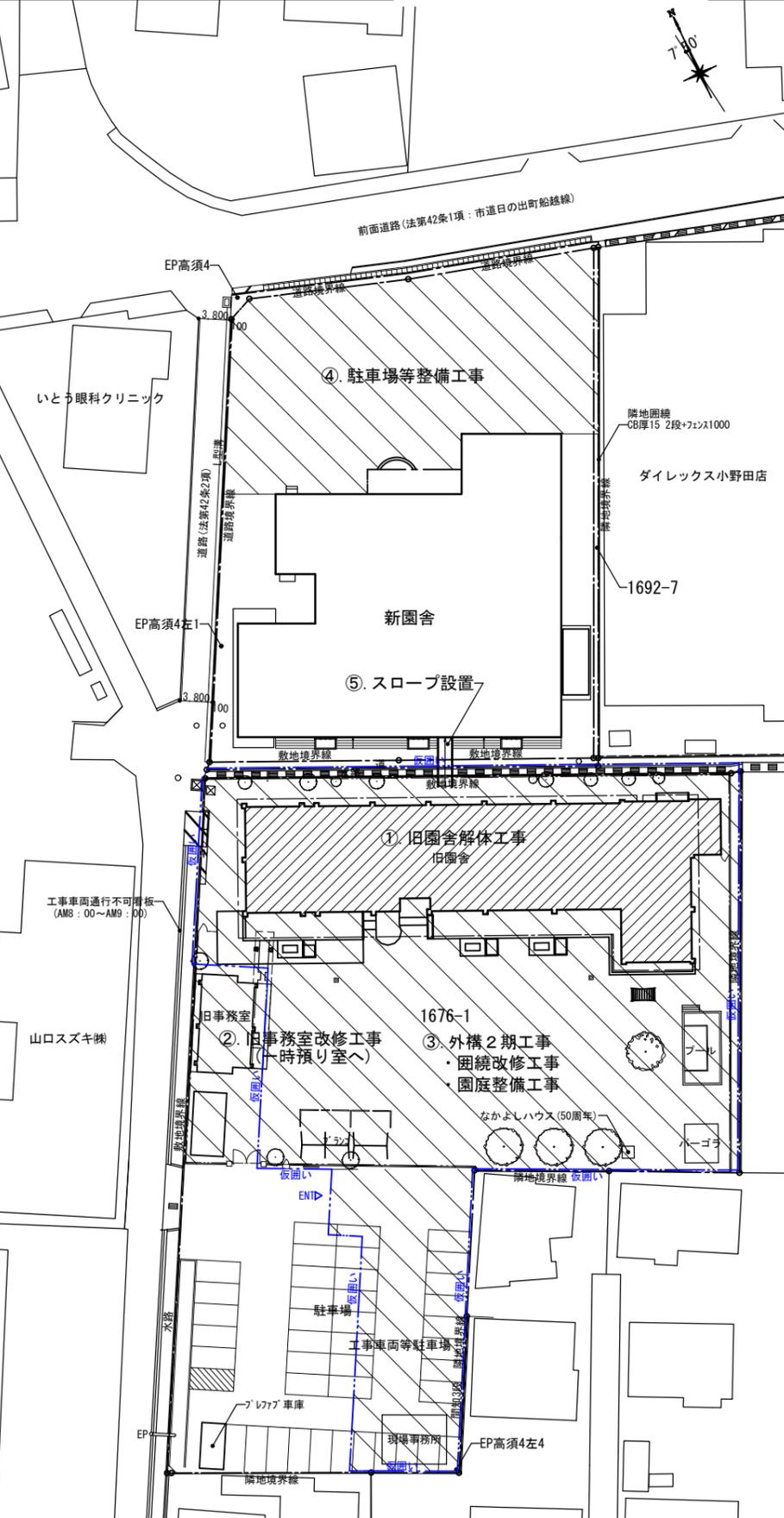


工事工程計画図 1

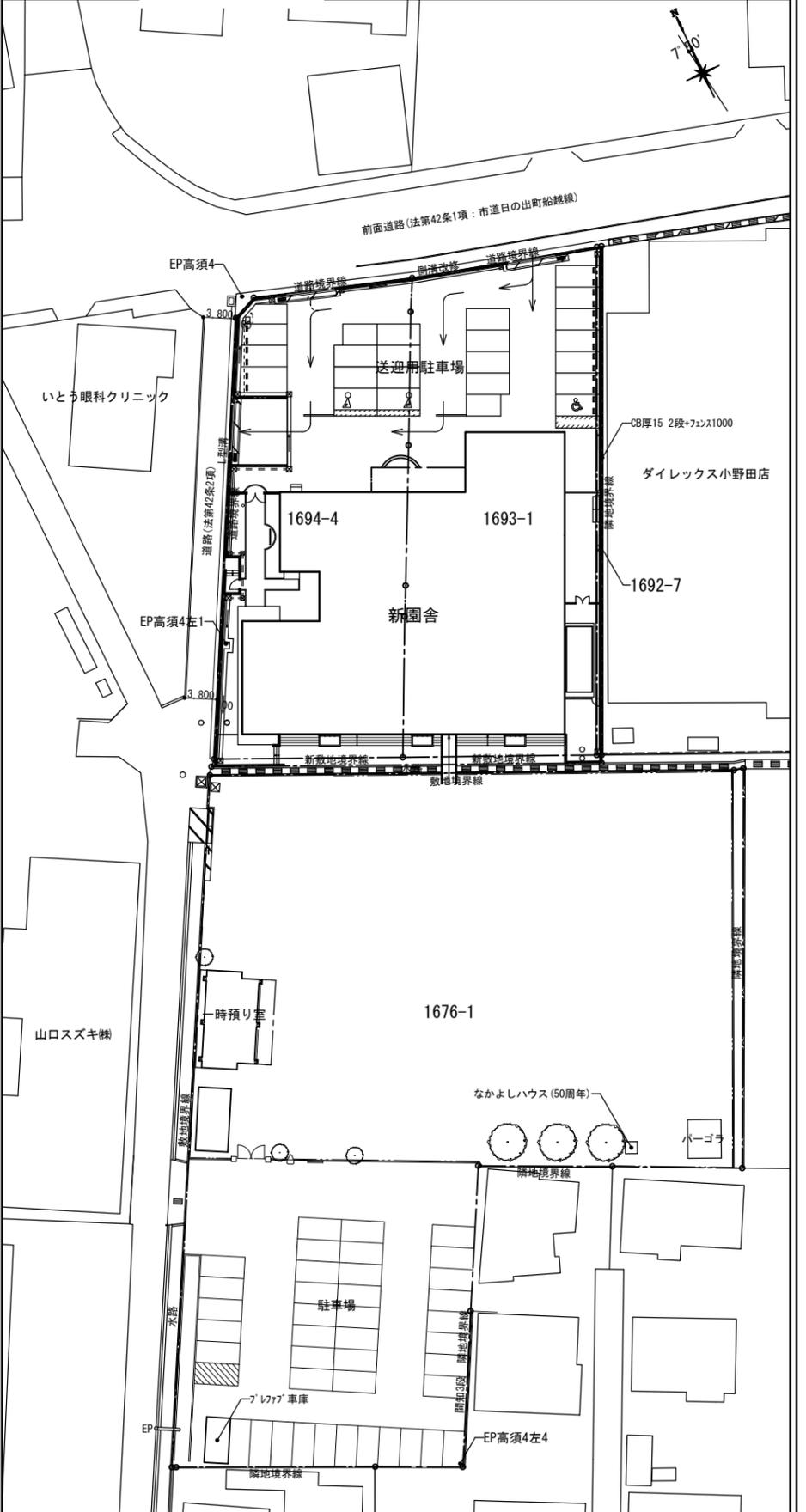
第3工程(新園舎外構・仮園庭整備)：令和9年2月～令和9年8月



第4工程(旧園舎解体・外構・園庭等整備工事)：令和9年9月～令和10年9月



正式供用開始：令和10年秋頃



工事工程計画図2

11	実施計画番号	2010209	事務事業番号	201020902	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------

20102子育て支援課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康		1	子育て支援の充実		2	子育ての不安と負担の軽減	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部	
9	こども家庭センター事業		2	こども家庭センター事業		2-(1)		知守 交流	

事業概要	母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応するために令和7年度からこども家庭センターをスマイルキッズ内に設置、運営する。		対象	妊産婦及び子育て家庭	
			手段	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行う。	
			意図	妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援等を切れ目なく提供する。	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	相談件数	活動			1,800件	1,800件	1,800件
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	市民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行うもの	5	35
	自治体関与の妥当性	児童福祉法第10条の2第1項の規定により設置について努力義務が課せられているもの	3	
	対象(受益者)の妥当性	妊産婦及び子育て家庭であり、適切に設定されている	5	
有効性	事業の優先度	児童福祉法第10条の2第1項の規定により設置について努力義務が課せられているもの	3	
	行政評価との整合性	効果が期待される事業	3	
	手法の有効性	こども家庭センターを設置することで、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、効果が高い事業	5	
効率性	実施主体の適正化	市が主体となって行うもの	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めるものではない。	3	
	コスト効率	国・県の補助金が受けられる事業	5	

事業期間	R7	年度	～	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	5	家庭児童福祉費	
	大事業	1	家庭児童相談経費			中事業	1	家庭児童相談経費 ほか				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容							こども家庭センターの運営		こども家庭センターの運営		こども家庭センターの運営			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費						機械器具借上料	395千円	機械器具借上料	395千円	機械器具借上料	395千円		
							燃料費	198千円	燃料費	198千円	燃料費	198千円		
							消耗品費	50千円	消耗品費	50千円	消耗品費	50千円		
							山口県里親会宇部支部負担金	36千円	山口県里親会宇部支部負担金	36千円	山口県里親会宇部支部負担金	36千円		
							保険料	26千円	保険料	26千円	保険料	26千円		
							講師謝礼	10千円	講師謝礼	10千円	講師謝礼	10千円		
							その他	30千円	その他	30千円	その他	30千円		
合計							745千円		745千円		745千円			
財源内訳／割合	国庫支出金						2/3	34千円	2/3	34千円	2/3	34千円		
	県支出金						1/6	8千円	1/6	8千円	1/6	8千円		
	地方債													
	その他													
	一般財源							703千円		703千円		703千円		
合計							745千円		745千円		745千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁) 地域子ども・子育て支援交付金(こども政策課)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
児童福祉法、子ども・子育て支援法	

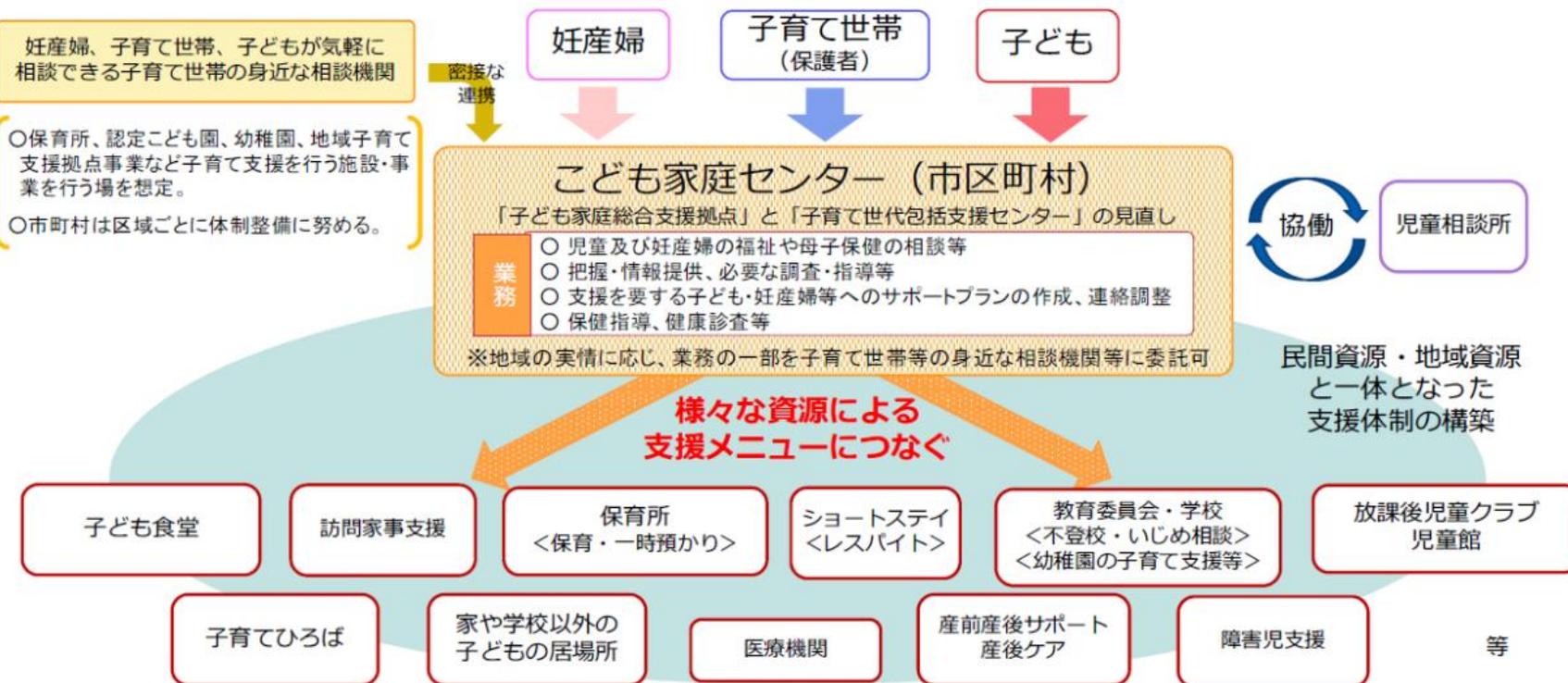
こども家庭センターとは

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



12	実施計画番号	2010210	事務事業番号	201021001	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	子育て支援係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	--------

20102子育て支援課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	2	子育ての不安と負担の軽減		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)

事業概要	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定給付事業。 妊婦給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数等の届出後(出産予定日の8週間前)に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給					対象	妊婦給付認定者
						手段	対象者に定額の給付金を支給
						意図	給付金支給による子育て支援

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	妊婦のための支援給付金の対象者数(妊婦給付認定後)	活動		300人	300人	300人
2	妊婦のための支援給付金の対象者数(届出後)	活動		300人	300人	300人
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクトに該当する事業である。	5	37
	自治体関与の妥当性	第二次総合計画において、子育て支援は市の重点プロジェクトに位置付けられている。	3	
	対象(受益者)の妥当性	妊婦を対象としており妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	重点プロジェクトである子育て支援に取り組むもので優先度は高い。	5	
	行政評価との整合性	施策評価において次年度の取組と合致した事業である	5	
	手法の有効性	総合計画を進める効果が見込める事業である。	3	
効率性	実施主体の適正化	行政機関以外が実施主体になりえない事業	3	
	受益者負担の適正化	妊婦を対象とするものである。	3	
	コスト効率	国・県の財源を、充当する想定となっている。	5	

事業期間	R7	年度	～	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	10	妊婦のための支援事業費	
	大事業	1	妊婦のための支援事業費			中事業	1	妊婦のための支援事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容							妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金		
支出内訳	R5からR6への繰越明許費						妊婦のための支援給付金	30,000千円	妊婦のための支援給付金	30,000千円	妊婦のための支援給付金	30,000千円		
							通信運搬費	66千円	システム利用料	660千円	システム利用料	660千円		
							消耗品費	48千円	時間外勤務手当	72千円	時間外勤務手当	72千円		
							印刷製本費	12千円	通信運搬費	66千円	通信運搬費	66千円		
									消耗品費	48千円	消耗品費	48千円		
									印刷製本費	12千円	印刷製本費	12千円		
合計							30,126千円		30,858千円		30,858千円			
財源内訳／割合	国庫支出金						10/10,1/2	30,063千円	10/10,1/2	30,429千円	10/10,1/2	30,429千円		
	県支出金						1/4	31千円	1/4	214千円	1/4	214千円		
	地方債													
	その他													
	一般財源						1/4	32千円	1/4	215千円	1/4	215千円		
合計							30,126千円		30,858千円		30,858千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
妊婦のための支援給付交付金(こども家庭庁 国 10/10)、妊婦のための支援給付費補助金(こども家庭庁 国 10/10,1/2 県 1/4)	【妊婦のための支援給付の内容】 <支給対象者> 日本国内に住所を有する妊婦 <支給に必要な手続・支給額>妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける⇒5万円支給 ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う(出産予定日の8週間前)。⇒妊娠しているこどもの人数×5万円を支給
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市補助金交付規則	

令和7年度概算要求額 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され令和7年度から施行されるところ、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等を届出を行う
⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込等確実な支払方法
- ※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



妊娠期
(妊娠8~10週前後)



※妊娠届出時等

妊娠期
(妊娠32~34週前後)



出産・産後



※出生届出時や乳児家庭全戸訪問等

産後の育児期

継続的な情報発信
希望に応じた相談対応

【実施主体】市町村（こども家庭センター）
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠している子どもの人数×5万円の支給

※給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

令和7年度概算要求額 27億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

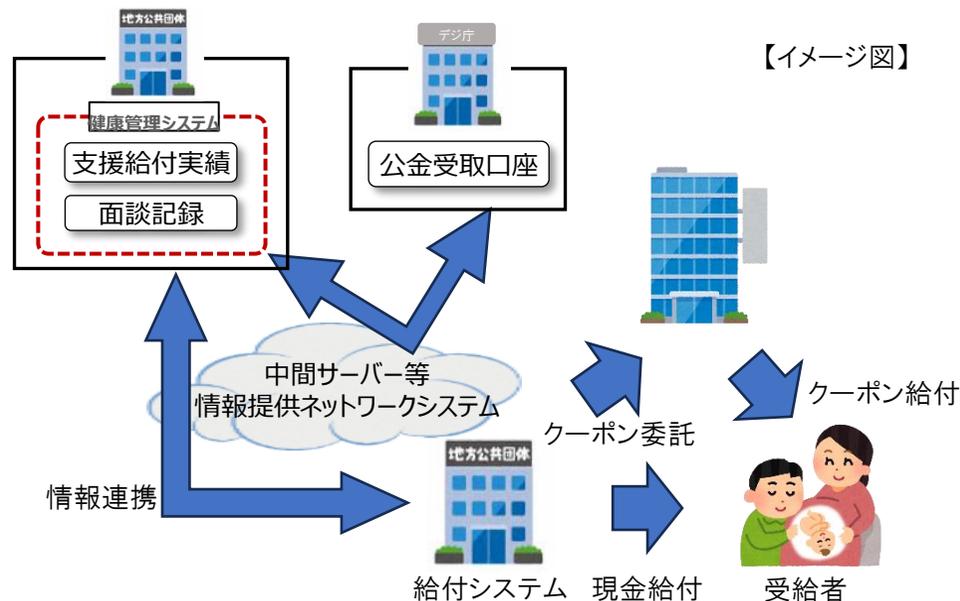
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備やシステム構築等を行い、円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付については、給付金を現金その他確実な支払の方法での支給としている。その上で、希望者については支給された給付金をクーポン等で受け取ることができるように、都道府県又は市区町村が現金その他確実な支払方法又はクーポン等で支給するためにシステム構築等を実施するに当たって、必要な経費等を補助する。

【対象経費】

- ①妊婦のための支援給付のためのシステム構築・改修費
現金及びクーポン等での支給に対応させるためのイニシャルコスト（システムを構築・改修するための経費）
- ②クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給ための委託費）
- ③妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ④自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①②は都道府県も対象）

【補助率】

- ①、②国 10/10
- ③国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ④国 2/3 市町村 1/3

【補助単価】

- ① 都道府県10,000千円・市町村2,000千円
- ②～④ こども家庭庁長官が必要と認めた額

13	実施計画番号	2030101	事務事業番号	203010117	課(局・室・所)・係・担当者	障害福祉課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------

20301障害福祉課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	1	障がい福祉サービスの充実			
	実施計画名			事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	障がい福祉サービス事業		17	自立支援給付事業(就労選択支援)					

事業概要	就労選択支援とは、障害者総合支援法の改正により、新たに創設され、令和7年10月1日から開始されるたサービスで、障がい者本人の希望や適性にあった就職先や就労系障害福祉サービスを選ぶよう支援するもの。サービスの提供内容は、 ①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価や就労に関する意向等を整理。 ②利用者及び関係機関の担当者等で連携会議を開催し、利用者の意向確認と担当者の意見を求め、アセスメント結果を踏まえて関係機関との連絡調整。 ③地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等の情報収集を行い、利用者への進路選択に資する情報を提供。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり。)	対象	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する障がい者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している障がい者
		手段	訓練等給付費支給申請書を受理し、サービス利用計画案を審査して就労選択支援を支給決定する。
		意図	就労選択支援事業所の支援員が支援することにより、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるようになる。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	就労選択支援利用者実人数	活動	—	—	22	40	40
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	就労選択支援は総合計画の基本施策3-(1)障がい福祉サービスの充実に沿う事業である	3	35
	自治体関与の妥当性	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)により義務付けられている事業	5	
	対象(受益者)の妥当性	障害者総合支援法に基づいて対象者にサービスを提供する	5	
有効性	事業の優先度	障害者総合支援法に基づく国、県の負担金事業	5	
	行政評価との整合性	新規事業であり、障害福祉サービスの充実が期待される事業	3	
	手法の有効性	就労選択支援を利用することで、本人に適した就労の場を選択することができ、障がい者福祉を進める効果が認められる事業	3	
効率性	実施主体の適正化	国基準に基づいて、県が指定した事業所が実施できる事業	3	
	受益者負担の適正化	障害者総合支援法に基づき、原則1割負担(世帯の収入に応じて負担上限あり)	3	
	コスト効率	障害者総合支援法に基づく国、県の負担金事業	5	

予算要求してください。

事業期間	R7	年度	~	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無	
予算費目	款	3	民生費		項	1	社会福祉費		目	2	障害者福祉費	事業区分	義務的
	大事業	1	障害者福祉費			中事業	2	自立支援給付費					

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)	R6(予算額)	R7	R8	R9	R10	R11	
年度別 事業内容					就労選択支援の提供	同左	同左			
					就労選択支援給 付費	6,123千円	就労選択支援給 付費	12,246千円	就労選択支援給 付費	12,246千円
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費									
	合計					6,123千円	12,246千円	12,246千円		
財源内訳 割合	国庫支出金				50%	3,061千円	50%	6,122千円	50%	6,122千円
	県支出金				25%	1,530千円	25%	3,060千円	25%	3,060千円
	地方債									
	その他									
	一般財源				25%	1,532千円	25%	3,064千円	25%	3,064千円
	合計					6,123千円	12,246千円	12,246千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
障害者自立支援給付費国庫負担金50%、障害者自立支援給付費等県費負担金25% 【山口県障害者支援課】	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改変)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 **1,210単位/日**
- 特定事業所集中減算 **200単位/日**

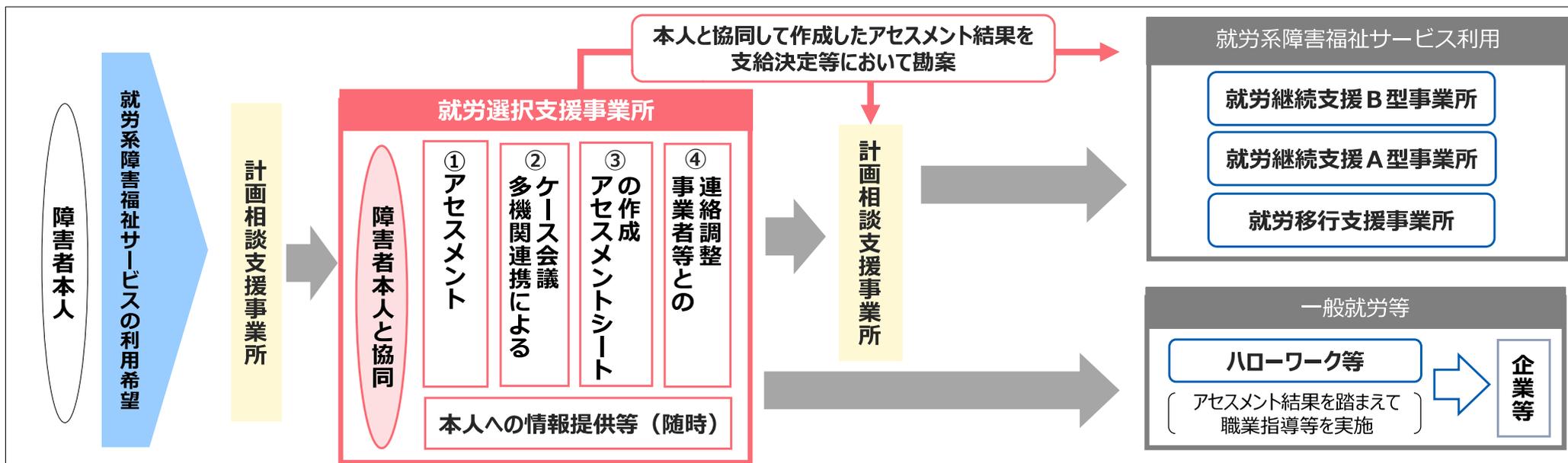
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- ⑧ アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

1週目

2週目

3週目

4週目

本人への情報提供等

- ・ 就労選択支援の内容、流れ等の説明
- ・ 雇用事例、就労系障害福祉サービスの種類・支援内容等に係る情報提供

※（出口に向けて）本人への情報提供等

① 作業場面等を活用した状況把握(アセスメント)

ニーズ
利用希望
賃金
暮らし方 等

- ・ 面談(本人)
- ・ 面談(家族・関係者)
- ・ 基礎情報(障害種別や程度、就労に係る希望等)の把握
- ・ 作業観察(模擬作業、入力系作業、現業系作業等)

② 多機関連携によるケース会議

相談支援専門員
ケースワーカー・保健師
教育機関
就労支援関係者 ほか

- ・ 参加機関の招集
- ・ 日程調整、会場確保等
- ・ アセスメントシート(案)に基づく議論
- ※必要に応じて関係者に共有

③ アセスメントシート(案)の作成

- ・ アセスメント情報の収集・取りまとめ
- ・ アセスメントシート(案)の作成

③ アセスメントシートの作成

- ・ ケース会議での議論を踏まえたアセスメントシートの作成
- ・ 本人へのフィードバック

④ 事業者等との連絡調整

- ・ アセスメントシートをもとに事業所等へ連絡調整

アセスメントシートの活用

障害福祉サービス利用

- ★ 個別支援計画
- ★ サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

14	実施計画番号	2020205	事務事業番号	202020509	課(局・室・所)・係・担当者	高齢福祉課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------

20202高齢福祉課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康		2	高齢者福祉の充実		2	高齢になっても住みよい地域づくり	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部	
5	高齢者の居住、生活環境の整備事業(一般会計分①)		9	加齢性難聴者補聴器購入助成事業					依頼不要

事業概要	難聴は、認知症の予防可能なリスク要因としての影響が大きいという報告があり、難聴への早期介入が認知症予防として有効であることが分かっている。また、補聴器の使用が認知機能低下の抑制に効果があることもわかっていることから、本市では、認知症予防の取組の一つとして、難聴の早期発見及び中等度難聴者の補聴器の使用を進めたいと考えている。一方で、補聴器の購入については、経済的に困難な方もおられると考えられることから、補聴器の購入助成制度を創設する。		対象	65歳以上の住民税非課税高齢者で、医師が補聴器の必要性を認めるもの
			手段	助成金の交付
			意図	補聴器購入費の負担軽減により、難聴への早期介入を促すことで認知症機能低下を抑制する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	助成金交付人数	活動	-	-	92	92	92
			-	-			
			-	-			
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	住民ニーズが高い事業である(令和6年3月議会「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願採択)	5	33
	自治体関与の妥当性	補助金交付規則に規定し、要綱を制定予定	3	
	対象(受益者)の妥当性	対象者は、65歳以上の住民税非課税高齢者で、医師が補聴器の必要性を認めるものとした	5	
有効性	事業の優先度	令和6年3月議会において「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願が採択されたことに伴う事業	5	
	行政評価との整合性	新規事業で、効果が期待できる事業	3	
	手法の有効性	総合計画を進める効果が期待できる事業	3	
効率性	実施主体の適正化	市が行うべき事業である	3	
	受益者負担の適正化	助成金の交付には上限額を設け、購入者にも一定額の負担が発生する	3	
	コスト効率	対象者条件及び上限額の設定により、助成額の抑制に努めている	3	

事業期間	R7	年度	～	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3		民生費	項	1	社会福祉費		目	3	高齢者福祉費	
	大事業	1	高齢者福祉費			中事業	2	高齢者福祉費(単独)				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容							対象者への助成金の交付	同左		同左				
支出内訳							加齢性難聴者補聴器購入費助成金	2,760千円	加齢性難聴者補聴器購入費助成金	2,760千円	加齢性難聴者補聴器購入費助成金	2,760千円		
	R5からR6への繰越明許費													
	合計							2,760千円		2,760千円		2,760千円		
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他						ふるさと支援基金	2,760千円						
	一般財源									2,760千円		2,760千円		
合計							2,760千円		2,760千円		2,760千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	令和6年3月議会に提出された「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願が採択された
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市補助金交付規則(改正予定)、山陽小野田市加齢性難聴者補聴器購入費助成金交付要綱(制定予定)	令和7年4月以降に対象者、補聴器取扱事業者及び耳鼻科医に周知等を行い、準備が整い次第実施する。

加齢性難聴者補聴器購入助成事業について

1 事業概要

難聴は、認知症の予防可能なリスク要因として影響が大きいという報告がある。認知症予防の取組の一つとして、中等度難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を創設する。

2 対象者

次の要件の全てに該当する方

- (1) 山陽小野田市内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 補聴器購入希望者本人の住民税が非課税であること。
- (3) 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (4) 会話音域の平均聴力レベルが40デシベル以上（両耳）の者
- (5) 医師が補聴器の使用が必要であることを認める者（医師意見書を提出できる者）

3 助成額

補聴器購入額の2分の1の額（100円未満の端数は切り捨てるものとする。）。ただし、30,000円を上限額とする。

4 対象者及び助成額の試算

(1) 対象者

ア 加齢性難聴者見込数	5,379人
イ 高齢者における非課税者割合	34.1%
ウ 助成者見込割合	5%
$5,379人 \times 34.1\% \times 5\% = 91.7人 (92人)$	

(2) 助成額

$$30,000円 \times 92人 = \underline{\underline{2,760,000円}}$$

【難聴の程度】

難聴の程度は音の大きさ（デジベル＝dB）を目安にして「①軽度難聴」、「②中等度難聴」、「③高度難聴」、「④重度難聴」の4つのレベルに分類されます。

難聴の程度分類	聴力レベル（dB）	自覚内容
正常	25dB 未満	-
①軽度難聴	25dB 以上 40dB 未満	小さな音や騒音がある中での会話の聞き間違いや、聞き取りにくさを感じる。
②中等度難聴	40dB 以上 70dB 未満	普通の大きさの会話での聞き間違いや聞き取りにくさを感じる。
③高度難聴	70dB 以上 90dB 未満	非常に大きい声か、補聴器を装用しないと会話が聞こえない。聞こえても聞き取りに限界がある。
④重度難聴	90dB 以上	補聴器でも聞き取れないことが多い。

15	実施計画番号	2030105	事務事業番号	203010501	課(局・室・所)・係・担当者	障害福祉課
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------

20301障害福祉課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	1	障がい福祉サービスの充実			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	5	障がい者福祉施設維持整備事業	1	のぞみ園更新事業				建設部説明済	

事業概要	指定障害福祉サービス事業所のぞみ園(生活介護施設)は、昭和62年の開所から約40年が経過し、建物の老朽化が進んでいること及びトイレの数が不足していたり、食事を作業室でとっていたりするなど、設備において現状では不十分であることから、これらを解消し、のぞみ園で提供する障害福祉サービスの質の向上及び安全の確保を図るため、新たに建物を整備するものです。 【スケジュール】 令和4年度に基本設計、令和5年度に建物の実施設計と外構の実施設計、地質調査を実施し、令和6年度から令和7年度までにかけて建設工事を行うとともに、令和7年度に外構工事、備品整備を行う。	対象	障がい者が利用する施設
		手段	のぞみ園の施設更新
		意図	施設の更新等による障がい者福祉の充実

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	建設工事	活動	実施設計等	工事	工事		
			完了	入札準備			
			完了				
2	外構工事	活動	実施設計等	擁壁造成工事	舗装等工事		
			完了	着工			
			完了	完了			
3	備品整備	活動			整備		

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	施設整備による障がい者福祉サービスの向上	5	33
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例により市が設置している施設	3	
	対象(受益者)の妥当性	山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例により市が設置している施設	5	
有効性	事業の優先度	山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例により市が設置している施設	5	
	行政評価との整合性	継続事業であり、適切に取り組んでいるため、施設の更新による障害福祉サービスの充実が期待できる事業	3	
	手法の有効性	施設を更新することにより、総合計画の障害福祉サービスの充実に対して効果を見込める	3	
効率性	実施主体の適正化	指定管理者制度を導入しているが、施設整備は市が行うものである	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適当でない事業	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない事業	3	

事業期間	R4	年度	~	R7	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費		項	1	社会福祉費		目	9	事業区分	政策的
	大事業	1	のぞみ園整備事業費			中事業	1	のぞみ園整備事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11	
年度別 事業内容		R5からR6 への繰越 明許費	のぞみ園整備事業		同左		同左								
支出内訳			消耗品費	42千円	工事請負費(建設工事)	127,600千円	工事請負費(建設工事)	204,800千円							
			手数料	317千円	工事請負費(擁壁工事)	14,500千円	工事請負費(外構工事)	52,500千円							
			通信運搬費	29千円	委託料	9,330千円	委託料	10,705千円							
			測量調査委託料	685千円	消耗品費	48千円	備品購入費	3,861千円							
			地質調査委託料	8,331千円			工事請負費(インフラ配線工事)	1,587千円							
			設計委託料	2,970千円			手数料	829千円							
			工事請負費	2,545千円			その他	299千円							
	合計	443,434千円	14,919千円	151,478千円	274,581千円										
財源内訳 割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債														
	その他														
	一般財源	443,434千円	100%	14,919千円	100%	151,478千円	100%	274,581千円							
	合計	443,434千円		14,919千円		151,478千円		274,581千円							

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例、山陽小野田市障害福祉サービス事業所管理規則	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 障害福祉課 事務事業番号 203010501

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	1	障がい福祉サービスの充実	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
5	障がい者福祉施設維持整備事業	1	のぞみ園更新事業				政策的
事業概要	指定障害福祉サービス事業所のぞみ園(生活介護施設)は、昭和62年の開所から約40年が経過し、建物の老朽化が進んでいること及びトイレの数が不足していたり、食事を作業室でとっていたりするなど、設備において現状では不十分であることから、これらを解消し、のぞみ園で提供する障害福祉サービスの質の向上及び安全の確保を図るため、新たに建物を整備するものです。 【スケジュール】 令和4年度に基本設計、令和5年度に建物の実施設計と外構の実実施設計、地質調査を実施し、令和6年度から令和7年度までにかけて建設工事を行うとともに、令和7年度に外構工事、備品整備を行う。				対象	障がい者が利用する施設	
					手段	のぞみ園の施設更新	
					意図	施設の更新等による障がい者福祉の充実	

事業期間	R4 年度	～	R7 年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳			基本設計委託料	2,456千円	消耗品費	42千円	工事請負費(建設工事)	127,600千円
					手数料	317千円	工事請負費(擁壁工事)	14,500千円
					通信運搬費	29千円	委託料	9,330千円
					測量調査委託料	685千円	消耗品費	48千円
					地質調査委託料	8,331千円		
					設計委託料	2,970千円		
					工事請負費	2,545千円		
合計				2,456千円		14,919千円		151,478千円
財源内訳/割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源				2,456千円		14,919千円	
合計				2,456千円		14,919千円		151,478千円
人工数 人件費	0.17人	983千円	1.07人	6,134千円	1.02人	5,942千円		
総経費		983千円		8,590千円		20,861千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	のぞみ園整備事業	活動		基本設計 完了 100%	実施設計等 完了 一部未完了	工事
2						
3						

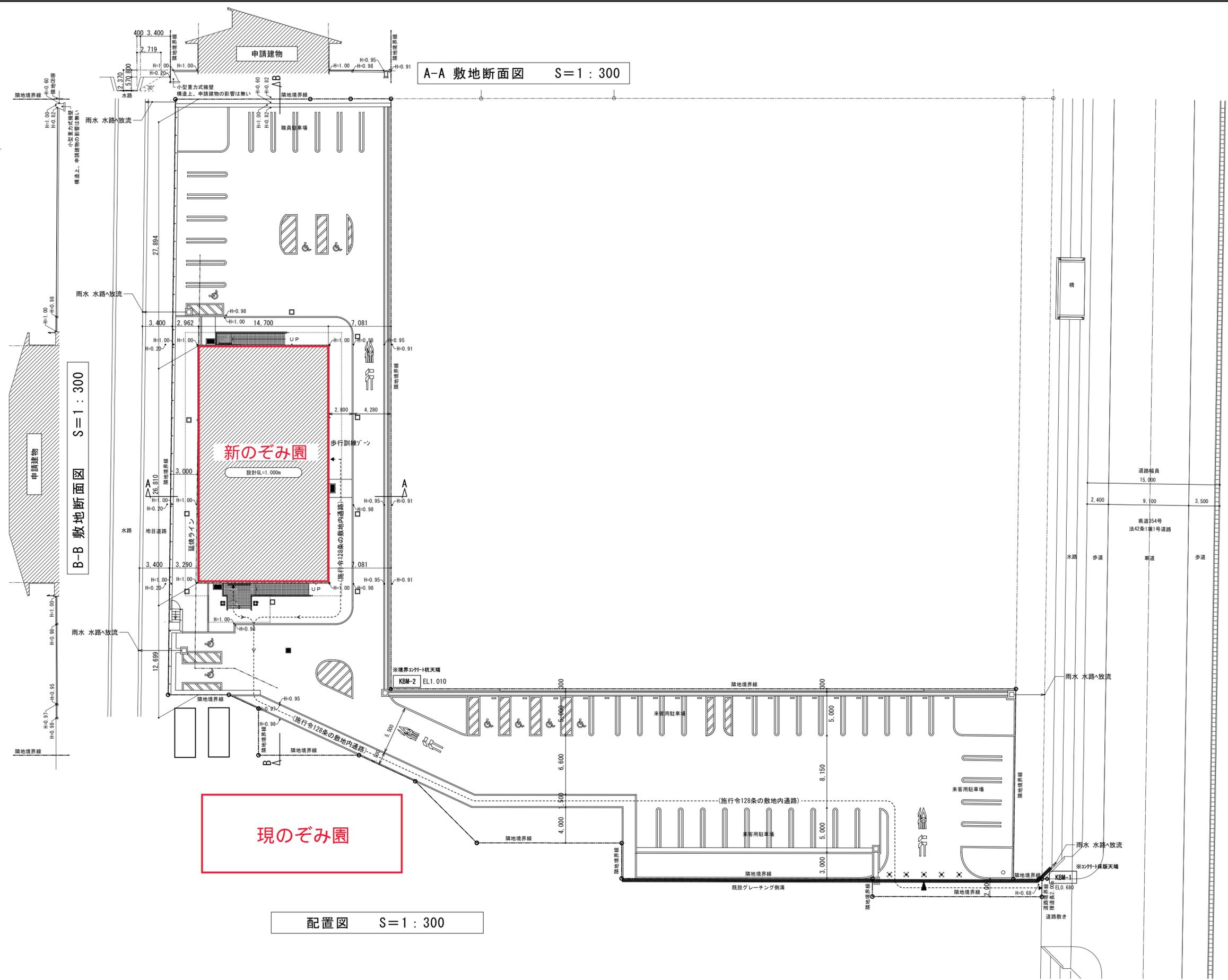
成果	令和7年度末までにのぞみ園を整備するため、令和5年度は建物の実施設計と外構の実実施設計、地質調査、相談事業所のぞみの移設を行った。地質調査の期間延長や地質調査結果から地盤改良が必要になったため、建物実施設計のみ令和6年度に繰り越し、令和6年4月に完了した。なお、建物実施設計が繰り越しとなったが、事業全体の進捗状況に影響なし。					
R7年度に向けた課題及び改善策						
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項						



B-B 敷地断面図 S=1:300

A-A 敷地断面図 S=1:300

配置図 S=1:300



一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号
 株式会社 藤田建築設計事務所

〒759-4106
 山口県長門市仙崎4295番地の8
 TEL 0837-26-1580 FAX 0837-26-1531

設計者 法適合確認 工事名称

のぞみ園整備事業(建築主体工事・機械設備工事)

図面名

配置図

縮尺(A2:100% A3:71%)

1:300 1:**

設計年月日

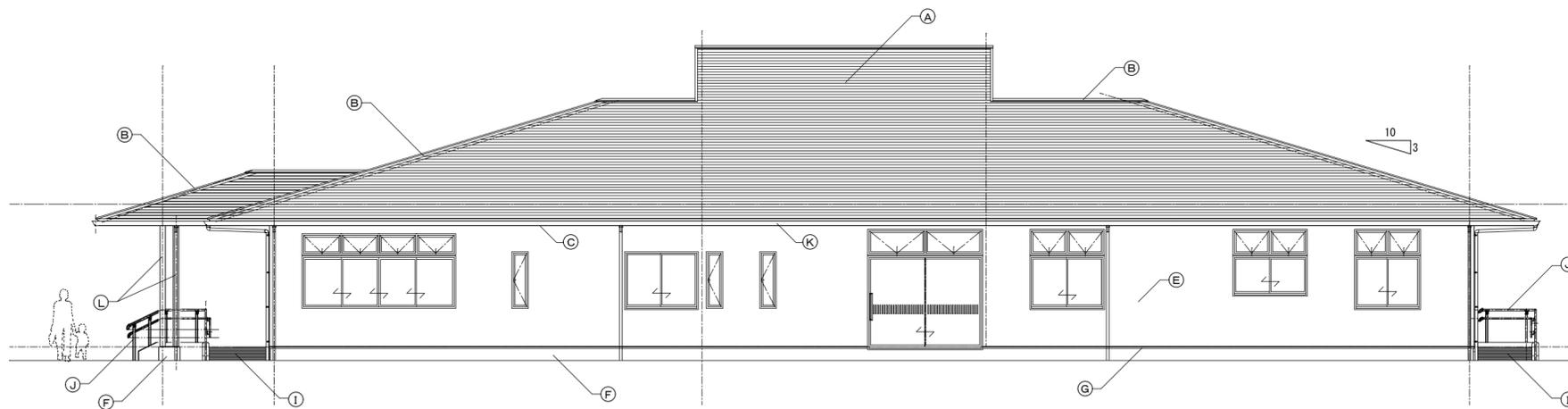
令和6年3月 日

図面番号

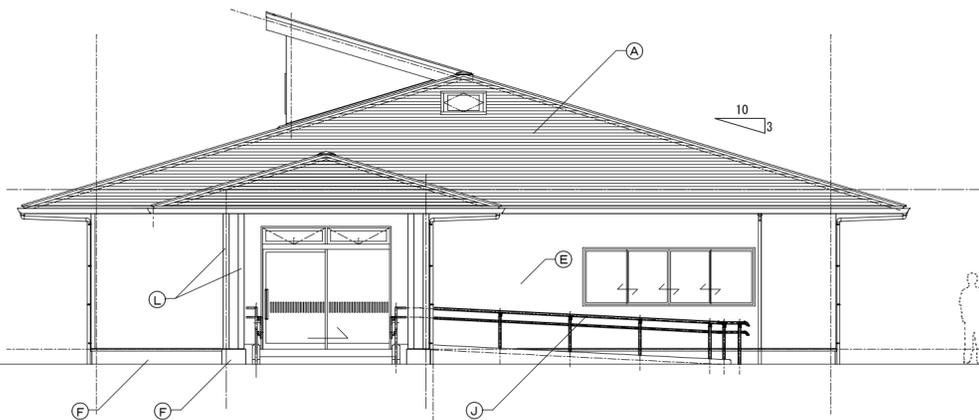
A - 10

No.

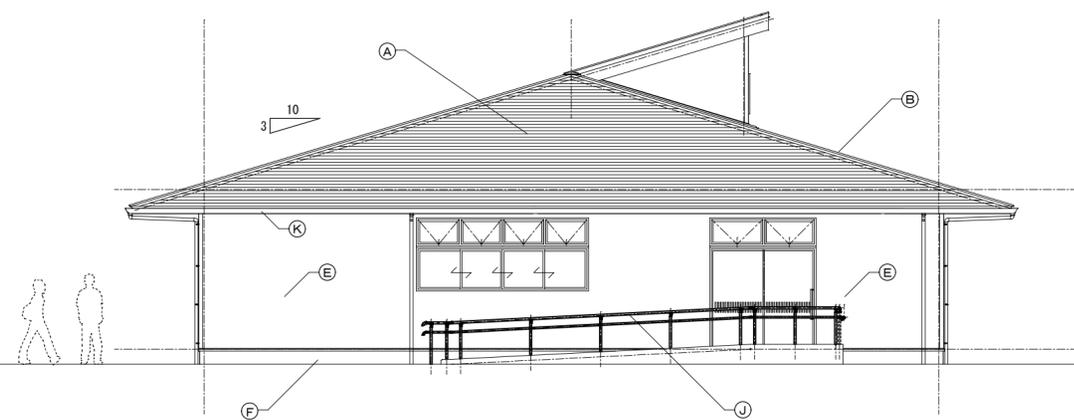
10



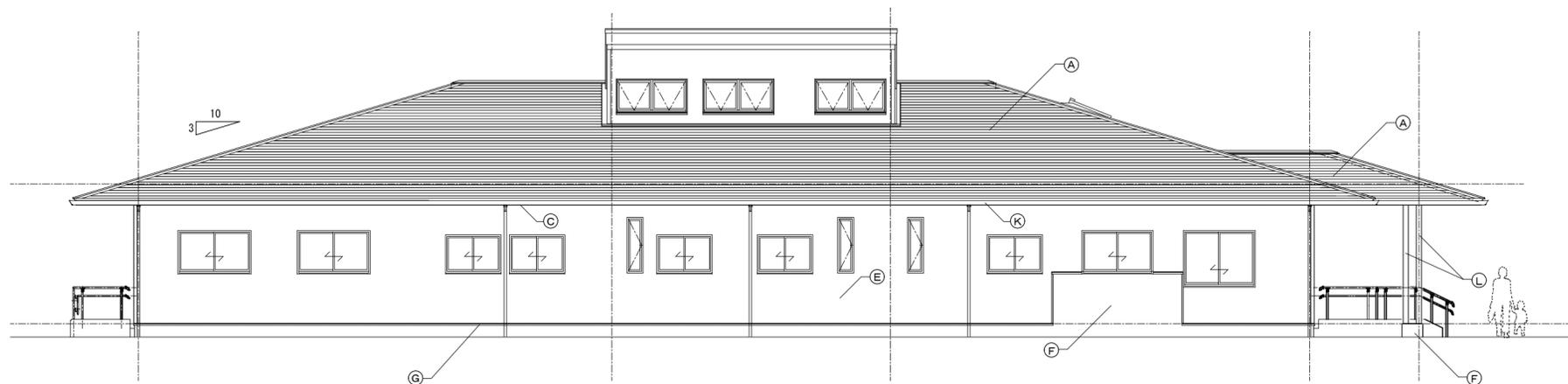
東側立面図 S=1:100



南側立面図 S=1:100



北側立面図 S=1:100



西側立面図 S=1:100

外部仕上表		
符号	部位	仕上
Ⓐ	屋根	平形屋根用スレート葺きt=5.2 一文字 3.0寸勾配
Ⓑ	棟丁部包み	平棟部、隅棟部(かぶ)スチール鋼板t=0.5mm
Ⓒ	破風板	繊維混入セメントけい酸カルシウム押出成形板 181×17
Ⓓ	軒天井	パルテ 繊維混入セメント板t=12 木目調 軒先換気孔
Ⓔ	外壁	蓄熱系防火サッシ付 横貼 t=16下地 塗装品 外壁下地: 蓄熱系湿防水シート
Ⓕ	巾木	コンクリート打放し仕上 全面補修 撥水材塗
Ⓖ	水切	防風なしタイプ(かぶ)スチール鋼板 t=0.35mm
Ⓗ	玄関ポーチ	磁器質150角タイル張(防滑) (視覚障害者点字ブロック)
Ⓘ	スロープ	磁器質150角タイル張(防滑) (視覚障害者点字ブロック)
Ⓙ	スロープ手摺	ステンレス2段手摺(トップ)手摺φ42.7 手摺φ34 支柱φ42.7)
Ⓚ	樋	軒樋: 塩ビ角型樋177×139 受金物SUS#600 堅樋: 塩ビ丸型60 受金物(SUS#1.200)
Ⓛ	柱・土台	120x120 木材保護塗料塗 WP



一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号
株式会社 藤田建築設計事務所

〒759-4106
山口県長門市仙崎4295番地の8
TEL 0837-26-1580 FAX 0837-26-1531

設計者

法適合確認

工事名称

のぞみ園整備事業(建築主体工事・機械設備工事)

図面名

立面図

縮尺(A2:100% A3:71%)

1:100 1:**

設計年月日

令和6年3月 日

図面番号

A - 15

No.

15

16	実施計画番号	2060202	事務事業番号	206020211	課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	健康管理係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-------

20602健康増進課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進	2	地域保健サービスの充実		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
2	予防接種事業	11	定期予防接種事業(带状疱疹ワクチン)					

事業概要	予防接種法上のB類疾病に位置づけられる带状疱疹の予防接種について、令和7年4月から同法に基づく定期の予防接種として実施する。	対象	65歳の者、60歳以上65歳未満の者であって、一定の疾患がある者 ※経過措置有
		手段	各医療機関における個別接種として実施する
		意図	带状疱疹の発症、重症化及び合併症を予防し、高齢者の健康増進を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	带状疱疹ワクチンの接種数	活動		随時	随時	随時
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	予防接種法、山陽小野田市定期予防接種実施要綱に基づき、免疫を向上するための事業であり妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	予防接種法、山陽小野田市定期予防接種実施要綱に基づき実施する。	3	
	対象(受益者)の妥当性	予防接種法、山陽小野田市定期予防接種実施要綱に基づき実施する。	5	
有効性	事業の優先度	予防接種法、山陽小野田市定期予防接種実施要綱に基づき実施する。	5	
	行政評価との整合性	行政評価により効果が見込めると判断した事業である。	3	
	手法の有効性	予防接種率の向上を図ることで、健康寿命の延伸にもつながる。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施すべき事業。	3	
	受益者負担の適正化	B型疾病については自己負担あり	3	
	コスト効率	現行想定される事業費であり、コスト削減は困難である。	3	

事業期間	R7	年度	～	R12以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	4	衛生費		項	1	保健衛生費		目	2	事業区分	政策的
	大事業	1	感染症予防費			中事業	1	予防接種費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							定期予防接種(帯状疱疹ワクチン)の実施	同左		同左				
	支出内訳						予防接種委託料	24,674千円	消耗品費	31千円	消耗品費	31千円		
	R5からR6 への繰越 明許費						通信運搬費	383千円	通信運搬費	383千円	通信運搬費	383千円		
							消耗品費	31千円	予防接種委託料	24,674千円	予防接種委託料	24,674千円		
	合計						25,088千円		25,088千円		25,088千円			
財源内訳 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							25,088千円		25,088千円		25,088千円		
	合計						25,088千円		25,088千円		25,088千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	※普通交付税算入有 B類疾病→概ね事業費の3割程度算入。 ※対象者の経過措置 ・令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳になる者 ・100歳以上の者(令和7年度に限る)
予防接種法・山陽小野田市定期予防接種実施要綱	

令和7年度から 65歳以上の方などを対象に 带状疱疹ワクチンの 定期接種を実施します。



定期接種の対象・接種する方法・費用

〈対象〉 定期接種の対象は以下の方です。

対象者は年度によって異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください。

年度内に65歳を迎える方

②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

注1) 令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。

注2) 令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

〈ワクチンを接種する方法と費用〉

定期接種はお住まいの(住民票のある)市町村(特別区を含む)で実施されます。

ワクチンを接種できる医療機関や費用、申し込み方法などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

带状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です

■ 带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱(水ぶくれ)が現れる皮膚の病気です。

■ 合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。



带状疱疹ワクチンは2種類あります

■ 带状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

◎ワクチンの特徴

	生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK社)
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2回(2か月以上の間隔をあける)※
接種条件	病気や治療によって、 免疫の低下している方は接種できません	免疫の状態に関わらず接種可能

(※) 病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

17	実施計画番号	2130403	事務事業番号	213040304	課(局・室・所)・係・担当者	環境課	生活衛生係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-------

21304環境課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	13	自然環境の保全・循環型社会の形成	4	環境美化・生活衛生の向上		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
3	犬・猫保護等関連事業	4	飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事業					

事業概要	環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)	対象	地域猫活動団体として登録されている団体
		手段	不妊・去勢手術費の補助
		意図	生活環境トラブルの減少を図るため

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	不妊・去勢手術費用の補助 (V字カット費を含む)	活動	雄60頭、雌90頭 雄73頭、雌84頭	雄110頭、雌165頭	雄110頭、雌165頭	雄110頭、雌165頭
			104.67%			
2	捕獲機購入(5台分)	活動	捕獲機5台			
			100.00%			
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	市内の動物飼養の健全化が目的であり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	動物に対する苦情の対応を市が行うのは妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市民の生活環境トラブルの減少を図るため妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	市民から猫の多数の苦情が寄せられており、優先度は高い。	5	
	行政評価との整合性	事務事業評価において効果が高いと評価した事業である。	3	
	手法の有効性	市民の生活環境トラブルの減少を図るため、有効な手法である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市と地域猫活動団体であり適正である。	3	
	受益者負担の適正化	地域猫活動団体として登録をしている団体を対象とするため適正である。	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない事業である。	3	

事業期間	R5	年度	～	R11以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	4	衛生費		項	1	保健衛生費		目	3	環境衛生費	
	大事業	2	環境衛生費			中事業	1	環境衛生費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11	
年度別 事業内容			不妊・去勢手術費の補助		同左		同左		同左		同左				
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費		不妊・去勢手術 費補助金	1,200千円	不妊・去勢手術 費補助金	1,200千円	不妊・去勢手術 費補助金	2,200千円	不妊・去勢手術 費補助金	2,200千円	不妊・去勢手術 費補助金	2,200千円			
			備品購入費	71千円	【6月補正】 不妊・去勢手術費補助金	1,000千円									
合計				1,271千円		2,200千円		2,200千円		2,200千円		2,200千円			
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債														
	その他		ふるさと支援基 金	1,271千円	ふるさと支援基 金	2,200千円	ふるさと支援基 金	2,200千円							
	一般財源								2,200千円		2,200千円				
合計				1,271千円		2,200千円		2,200千円		2,200千円		2,200千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	令和5年5月補助金交付制度を開始
動物の愛護及び管理に関する法律、山陽小野田市不妊・去勢手術費補助金交付要綱、山陽小野田市猫の適正飼養等ガイドライン	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 環境課 生活衛生係 事務事業番号 213040304

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	13	自然環境の保全・循環型社会の形成	4	環境美化・生活衛生の向上		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
3	犬・猫保護等関連事業	4	飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事業				政策的	
事業概要	環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、及び猫の殺処分の減少のため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)また、不妊・去勢手術を行う際の捕獲機を購入				対象	地域猫活動団体として登録されている団体		
					手段	不妊・去勢手術費の補助		
					意図	生活環境トラブルの減少を図るため、及び猫の殺処分の減少のため		

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳					不妊・去勢手術費補助金	1,200千円	不妊・去勢手術費補助金	1,200千円
					備品購入費	71千円		
							【6月補正額】	1,000千円
	合計						1,271千円	2,200千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他				ふるさと支援基金	1,271千円	ふるさと支援基金	2,200千円
	一般財源							
合計						1,271千円	2,200千円	
人工数	人件費				0.25人	1,456千円		
総経費						2,727千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	不妊・去勢手術費用の補助 (V字カット費を含む)	活動			雄60頭、雌90頭 雄73頭、雌84頭 104.67%	雄110頭、雌165頭
2	捕獲機購入(5台分)	活動			捕獲機5台 捕獲機5台 100.00%	
3						

成果	登録団体から、猫が減り、糞尿被害も激減、生活環境の改善がみられ、地域住民からは喜ばれた等の報告があり、飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少につながったと考えられる。また、不妊・去勢手術を行う際の捕獲機を5台購入し、登録団体に貸出を行った。					
R7年度に向けた課題及び改善策	令和6年度は、4月に補助金の申請受付を開始し、2週間で申請が予算額に到達した。継続して、集中的かつ効果的に生活環境トラブルの減少を図るため、補助金を100万円増額した。令和7年度は事業開始3年目であり、今年度と同程度の申請が提出される可能性があるが、登録団体からヒアリングを行い、適正な予算額を見込む。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項						

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助事業

1 制度概要

(1) 趣旨

飼い主のいない猫の繁殖防止及びそれらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、TNR活動を実施するものに補助金を交付

(2) 交付対象者

登録を受けた地域猫活動団体

(3) 交付対象事業

市内に生息する飼い主のいない猫に対するTNR活動

TNR活動…①猫を捕獲する(Trap) ②不妊・去勢手術を施す(Neuter) ③猫が生活していたもとの地域へ戻す(Return) の英語の頭文字をとったもので、野良猫の数を今まで以上に増やさず一代限りの命を全うさせることを目的とする活動

(4) 補助金額 不妊去勢手術に係る費用 (V字カットに係る費用を含む。)

雄：去勢手術 1頭につき 5,000円

雌：不妊手術 1頭につき 10,000円

2 実績

		令和5年度	令和6年度 (1月31日現在)
交付確定件数		12件	14件
実績頭数	雄	73頭	104頭
	雌	84頭	134頭
	計	157頭	238頭
交付確定額		1,199,696円	1,856,000円
予算額		1,200,000円	2,200,000円

3 令和7年度予算積算 雄 110頭 × 5,000円 = 550,000円
雌 165頭 × 10,000円 = 1,650,000円
計 275頭 2,200,000円

令和6年度 不妊・去勢手術費補助金 実績状況（令和7年1月31日現在）

団体名	実施地域	実績報告提出日	実績頭数		確定金額
			オス	メス	
スマイルcats	くし山中	7月1日	6	14	170,000
	幸町	8月9日	7	8	115,000
	千代町	9月5日	13	17	235,000
	加藤南	9月5日	4	10	120,000
	東住吉町	8月9日	7	11	145,000
	梶下	9月27日	7	13	165,000
	野来見	1月17日	5	5	75,000
	烏帽子岩前	1月17日	8	9	130,000
かりや猫	刈屋西条	11月8日	7	8	115,000
	刈屋中村	11月8日	4	4	60,000
	北竜王町	10月17日	13	7	135,000
赤石さくら猫の会	赤石自治会	6月3日	3	0	15,000
はっぴいスマイル	高畑（江汐公園）	12月3日	6	12	150,000
ハピネコ	刈屋西条	11月27日	14	16	226,000
			104	134	1,856,000

18	実施計画番号	2180501	事務事業番号	218050101	課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	管理係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	------	-----

21805下水道課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	3	都市基盤	18	水道の安定供給と下水道の充実	5	合併浄化槽の整備			
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部	
1	浄化槽整備推進事業	1	浄化槽整備推進事業						

事業概要	公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。 令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、令和4年度末に公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乗せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。	対象	浄化槽設置者
		手段	浄化槽設置者に対する補助金の交付
		意図	浄化槽の維持管理による快適な生活環境の確保と水質の保全

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	浄化槽設置整備事業補助金の新規交付基数	活動	100基	100基	100基	100基
			92基	32基		
			92.00%	32.00%		
2	汚水処理人口普及率	成果	84.7%	85.7%	86.7%	87.7%
			85.7%			
			101.18%			
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	汚水処理人口普及率の向上を図る事業であり、総合計画の目的に沿う事業である	5	35
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	3	
	対象(受益者)の妥当性	公共下水道の認可区域外の水洗希望者を対象とするものであり、妥当である	5	
有効性	事業の優先度	三省連名の通知により、令和8年度までに汚水処理の概成を求められており、優先的に取り組む必要がある	3	
	行政評価との整合性	上乗せ補助は令和5年度からの新規事業。汚水処理人口普及率向上に効果あり、施策評価は高い	3	
	手法の有効性	汚水処理人口普及率の向上に寄与している	5	
効率性	実施主体の適正化	補助金を交付する事業であり、民間委託になじまない	3	
	受益者負担の適正化	合併浄化槽設置に係る費用の一部を助成する事業	3	
	コスト効率	循環型社会形成推進交付金を活用	5	

予算要求してください。

事業期間	R2以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有	
予算費目	款	4		衛生費	項	1	保健衛生費		目	3	環境衛生費		
	大事業	1	環境衛生経費			中事業	2	浄化槽設置推進事業費					事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			浄化槽設置整備事業補助金の交付		浄化槽設置整備事業補助金の交付		浄化槽設置整備事業補助金の交付		浄化槽設置整備事業補助金の交付		浄化槽設置整備事業補助金の交付			
支出内訳			浄化槽設置整備事業補助金	69,682千円	浄化槽設置整備事業補助金	71,633千円	浄化槽設置整備事業補助金	71,633千円	浄化槽設置整備事業補助金	71,633千円	浄化槽設置整備事業補助金	71,633千円		
	R5からR6への繰越明許費													
	合計			69,682千円		71,633千円		71,633千円		71,633千円		71,633千円		
財源内訳／割合	国庫支出金		1/3	20,029千円	1/3	20,030千円	1/3	20,030千円	1/3	20,030千円	1/3	20,030千円		
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源			49,653千円		51,603千円		51,603千円		51,603千円		51,603千円		
	合計			69,682千円		71,633千円		71,633千円		71,633千円		71,633千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
国庫支出金:循環型社会形成推進交付金 (年度間調整あり)	現行の循環型社会形成推進地域計画の計画期間はR4年度からR8年度までとなっている。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 下水道課 管理係 事務事業番号 218050101

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	18	水道の安定供給と下水道の充実	5	合併浄化槽の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	1	浄化槽整備推進事業	1	浄化槽整備推進事業				政策的
	公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。 令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乗せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。				対象	浄化槽設置者		
					手段	浄化槽設置者に対する補助金の交付		
				意図	浄化槽の維持管理による快適な生活環境の確保と水質の保全			

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)				
支出内訳	浄化槽設置整備事業補助金	19,492千円		浄化槽設置整備事業補助金	24,380千円	浄化槽設置整備事業補助金	69,682千円	浄化槽設置整備事業補助金	71,633千円	
	合計	19,492千円		24,380千円		69,682千円		71,633千円		
財源内訳 / 割合	国庫支出金	1/3	1,067千円	1/3	8,531千円	1/3	20,029千円	1/3	20,030千円	
	県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源		18,425千円		15,849千円		49,653千円		51,603千円	
合計		19,492千円		24,380千円		69,682千円		71,633千円		
人工数	人件費	0.50人	2,721千円	0.42人	2,760千円	0.50人	2,097千円			
総経費		22,213千円		27,140千円		71,779千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	浄化槽設置整備事業補助金の交付件数	活動	85基	60基	100基
			50基	45基	92基
			58.82%	75.00%	92.00%
2	汚水処理人口普及率	成果	-	83.7%	84.7%
			82.8%	84.4%	85.7%
			-	100.84%	101.18%
3					

成果	公共下水道全体計画の縮小に伴う上乗せ補助の実施により、昨年度から補助金の交付件数を大きく増加させ、汚水処理人口普及率の目標を達成している。また、転換工事への補助により、汲取りや単独浄化槽からの切替えも進み、水質保全に貢献している。				
R7年度に向けた課題及び改善策	引き続き事業を実施して、公共下水道の整備と合わせて、汚水処理人口普及率を向上させる。				
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項	汚水処理人口普及率は、公共下水道、農業集落排水及び浄化槽での処理人口を合算して算出したものである。				

【令和7年度予算】浄化槽整備推進事業

〈歳出〉

	人槽	補助金額	基数	補助金計
通常分	5人槽	332,000	40	13,280,000
	7人槽	414,000	19	7,866,000
	10人槽	548,000	1	548,000
上乘せ対象分	5人槽	545,000	26	14,170,000
	7人槽	679,000	12	8,148,000
	10人槽	899,000	2	1,798,000
単独転換	処分+配管	420,000	10	4,200,000
汲取転換		390,000	50	19,500,000
浄化槽の更新 (旧事業計画区域内)	5人槽	545,000	1	545,000
	7人槽	679,000	1	679,000
	10人槽	899,000	1	899,000

※ は国庫補助対象外

歳出合計 71,633,000

〈歳入〉

国費対象経費

	補助金上限額	基数	補助金上限額計
5人槽	332,000	66	21,912,000
7人槽	414,000	31	12,834,000
10人槽	548,000	3	1,644,000
単独転換	420,000	10	4,200,000
汲取転換	390,000	50	19,500,000
計			60,090,000

歳入合計 20,030,000

19	実施計画番号	2240108	事務事業番号	224010802	課(局・室・所)・係・担当者	農業委員会事務局
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	----------

22401農業委員会事務局

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営基盤の強化		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
8	農地利用適正化事業	2	農地利用最適化推進事業					

事業概要	農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組むための農地利用最適化推進委員と農業委員の活動。	対象	農地の所有者及び耕作者
		手段	農地法及び農業委員会法に基づき、担当地区において農地パトロール、農地相談、利用状況調査、遊休農地の利用意向調査などを実施する。
		意図	農用地区農地の担い手への集積・集約化を図るとともに、遊休農地の発生防止・解消に努める。また、新規参入を促進し、農地利用最適化を推進する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	委員の活動日数	成果	3,360日	3,360日	3,360日	3,427日	3,528日
			3,118日	1,131日			
			93.00%	34.00%			
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	農地利用最適化推進委員が農地利用最適化事業を実施することで、後継者や耕作放棄地の問題が解消できる。	3	33
	自治体関与の妥当性	農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律に基づき設置されるものである。	5	
	対象(受益者)の妥当性	対象は、市内の農地の所有者及び耕作者である。	5	
有効性	事業の優先度	農業委員会等に関する法律第2条に基づき、農地利用の最適化に要する経費について、交付金が交付される。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業である。	5	
	手法の有効性	農業委員会で農地利用最適化に関する指針を作成し、その指針に基づき農地利用最適化推進委員が活動する。	3	
効率性	実施主体の適正化	農業委員会等に関する法律に基づき実施する。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適当でない事業である。	3	
	コスト効率	実績に応じて交付金が交付される。	3	

事業期間	R4以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6		農林水産業費	項	1	農業費		目	1	農業委員会費	
	大事業	1	農業委員会事務局費			中事業	1	農業委員会事務局費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			農地利用最適化活動		農地利用最適化活動		農地利用最適化活動		農地利用最適化活動		農地利用最適化活動			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費	委員報酬(能率給)		委員報酬	8,000千円	委員報酬	4,982千円	委員報酬	4,982千円	委員報酬	4,982千円			
		活動・成果実績(年額)	5,658千円	通信運搬費	437千円	通信運搬費	437千円	通信運搬費	437千円	通信運搬費	437千円			
		消耗品費	41千円	システム利用料	145千円	システム利用料	145千円	システム利用料	145千円	システム利用料	145千円			
		通信運搬費	407千円											
		システム利用料	145千円											
		修繕料	22千円											
合計			6,273千円		8,582千円		5,564千円		5,564千円		5,564千円			
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金	100%	6,273千円	100%	8,582千円	100%	5,564千円	100%	5,564千円	100%	5,564千円			
	地方債													
	その他													
	一般財源													
合計			6,273千円		8,582千円		5,564千円		5,564千円		5,564千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
県支出金:農業委員会交付金等(農地利用最適化交付金) 所管部署:山口県農林水産部農業振興課	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
農業委員会等に関する法律、農地利用最適化交付金事業実施要綱、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 農業委員会事務局 事務事業番号 224010802

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営基盤の強化		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	8	農地利用適正化事業	2	農地利用最適化推進事業				義務的
	農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組むための農地利用最適化推進委員と農業委員の活動。				対象	農地の所有者及び耕作者		
					手段	担当地区において農地パトロール、農地相談、利用状況調査、遊休農地の利用意向調査などを実施する。		
					意図	農地の担い手への集積・集約化を図るとともに、遊休農地の発生防止・解消に努める。また、新規参入を促進する。		

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)			
支出内訳	委員報酬(能率給)		委員報酬(能率給)		委員報酬(能率給)		委員報酬		8,000千円	
	活動実績(年額)	660千円	活動・成果実績(年額)	7,362千円	活動・成果実績(年額)	5,658千円	通信運搬費		437千円	
	成果実績(年額)	6,736千円	消耗品費	148千円	消耗品費	41千円	システム利用料		145千円	
			通信運搬費	203千円	通信運搬費	407千円				
			システム利用料	132千円	システム利用料	145千円	修繕料		22千円	
合計		7,396千円		7,845千円		6,273千円			8,582千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金									
	県支出金	100%	7,396千円	100%	7,845千円	100%	6,273千円	100%	8,582千円	
	地方債									
	その他									
	一般財源									
合計		7,396千円		7,845千円		6,273千円			8,582千円	
人工数 人件費	0.20人	1,157千円	0.20人	1,147千円	0.20人	1,165千円				
総経費		8,553千円		8,992千円		7,438千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	委員の活動日数	成果	345日	3,360日	3,360日	3,360日
			345日	3,434日	3,118日	
			100.00%	102.00%	93.00%	
2						
3						

成果	取組む姿勢は感じられるものの、指標となる委員の活動日数は目標に届かなかった。				
R7年度に向けた課題及び改善策	改めて農地利用最適化推進事業の必要性を推進委員等に説明し、積極的な最適化活動報告書への記載を促す。				
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項					

農地利用最適化交付金の見直しについて

令和3年度まで

○ 農業委員会・推進委員等の**目標が未設定**
で、実績に応じて交付

- ① 推進委員等の活動払い
 - ② 農業委員会の成果払い
- の2本立て

〔①委員の活動払い〕（予算の**3割**）

○ 推進委員等の活動日数の多寡に関わらず、**毎月の活動経費を定額**交付（5,000円/月～7,000円/月）

（※）一か月間に何日活動したかは問わない

〔②委員会の成果払い〕（予算の**7割**）

○ 担い手への集積・集約化等に係る**実績**に応じて交付

○ 交付金は、推進委員等の**報酬のみ**に活用

令和4年度以降

○ 農業委員会・推進委員等が掲げた最適化活動に係る**意欲的な目標の達成度合い**に応じて**交付**

- ① 推進委員等の活動・成果払い
 - ② 農業委員会の成果払い
- の2本立て

〔①委員の活動・成果払い〕（予算の**7割**）

○ 推進委員等が掲げた**活動量及び成果の目標の達成度合い**に応じて交付

- 〔（1）**活動日数**（全体の**7割**）
- （2）**担い手への集積目標等**（全体の**3割**）

〔②委員会の成果払い〕（予算の**3割**）

○ 担い手への集積・集約化等に関する**意欲的な目標の達成度合い**に応じて交付

○ 交付金は、推進委員等の報酬に限らず、意向調査に活用するタブレットの通信費や臨時職員の配置等の**事務費としても活用可能**

**農業委員及び農地利用最適化推進委員における
農地利用最適化推進事業の内容**

大項目	事例など
担い手への農地の集積・集約化（法第6条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の利用権の更新、新規設定の相談 ・ 担い手と出し手の利用調整活動 ・ 農地バンクとの利用調整活動 ・ 地域の話し合いへの参加 ・ 関係機関（事務局、土地改良区、水利組合等）との意見交換 ・ 土地改良事業の合意形成の促進 ・ 農業経営改善計画等の書類作成支援 ・ 農地売買等事業の仲介、斡旋
遊休農地の発生防止・解消（法第6条第2項）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-right: 5px;">最適化活動</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手以外の耕作者の利用権の更新、新規相談 ・ 利用状況調査 ・ 利用意向調査書の配布、回収 ・ 遊休農地所有者との解消に向けた話し合い ・ 遊休農地の解消（自ら草刈り、所有者への管理の依頼） ・ 農地パトロール（通年の農地の見守り） ・ 鳥獣被害対応パトロール「イノシを見た」「出没現場に出かけた」 ・ ため池、用排水路の状況確認 ・ その他遊休農地の発生防止、解消活動 </div>
新規参入の促進活動（法第6条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望者への相談対応 ・ 新規参入者へのフォローアップ ・ 就農相談会への参加

農地利用最適化推進事業
農地利用最適化交付金 実績

歳入

年度	県支出金
3	7,396,157
4	7,845,000
5	6,272,760

歳出

年度	報酬	事務費
3	7,396,157	0
4	7,362,364	482,636
5	5,658,000	614,760

●令和5年度支払実績（4年度の最適化活動日数）

農業委員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	日数
合計	186	66	100	150	48	55	95	102	125	77	113	74	146	68	1,405
月平均	15.5	5.5	8.3	12.5	4.0	4.6	7.9	8.5	10.4	6.4	9.4	6.2	12.2	5.7	117.1

推進委員	AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK	LL	MM	NN	日数
合計	157	133	144	164	117	107	144	110	53	102	106	143	136	97	1,713
月平均	13.1	11.1	12.0	13.7	9.8	8.9	12.0	9.2	4.4	8.5	8.8	11.9	11.3	8.1	142.8

月平均 9.3日

●令和4年度支払実績（4年4月～9月の最適化活動日数）

農業委員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	日数
合計	102	33	67	86	27	31	48	57	43	91	55	51	83	34	808
月平均	17.0	5.5	11.2	14.3	4.5	5.2	8.0	9.5	7.2	15.2	9.2	8.5	13.8	5.7	134.7

推進委員	AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK	LL	MM	NN	日数
合計	85	44	86	98	67	57	74	59	27	56	56	76	71	53	909
月平均	14.2	7.3	14.3	16.3	11.2	9.5	12.3	9.8	4.5	9.3	9.3	12.7	11.8	8.8	151.5

月平均 10.2日

●県内農業委員会の交付金・委員数の状況

市名	R5交付金額 (千円)	委員 (人)	1人当り (千円)	R6交付金額 (千円)	委員 (人)	1人当り (千円)
下関市	4,293	58	74	4,358	58	75
宇部市	1,024	35	29	877	35	25
山口市	2,010	68	30	1,797	69	26
萩市	5,493	44	125	4,430	44	101
防府市	4,603	36	128	5,254	36	146
下松市	974	14	70	559	14	40
岩国市	2,105	76	28	1,181	69	17
光市	98	22	4	0	22	0
長門市	2,003	40	50	3,007	40	75
柳井市	196	34	6	0	34	0
美祢市	5,875	44	134	3,059	44	70
周南市	9,621	51	189	4,654	51	91
山陽小野田市	5,658	28	202	4,982	28	178
計	43,953	550	80	34,158	544	63

20	実施計画番号	2240101	事務事業番号	224010107	課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	農林係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----

22401農林水産課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営基盤の強化		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	農業生産者支援事業	7	担い手支援事業					

事業概要	担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円 (5年間の認定期間中に1回限り)	対象	認定農業者(令和6年7月末現在62名)
		手段	機械・施設の整備に要した経費の1/2を補助する。
		意図	担い手の確保・育成

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	交付決定数	成果	10件	10件	10件	10件
			9件	9件		
			90.00%	90.00%		
2	認定農業者数	活動	61人	63人	65人	65人
			63人	62人		
			103.28%	98.41%		
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	担い手の確保・育成を目的としたものであり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	担い手の確保・育成は、市が取組むべき課題であり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	対象は、認定農業者であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	担い手の確保・育成は、喫緊の課題であり、妥当である。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業である。	3	
	手法の有効性	設定した目標を達成できる見込みであり、達成することで、総合計画を進める効果が高い事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	担い手の確保・育成は、市が取組むべき課題であり、妥当である。	3	
	受益者負担の適正化	市1/2、受益者1/2の負担であり、妥当である。	3	
	コスト効率	市1/2、受益者1/2の負担であり、妥当である。	3	

事業期間	R2	年度	～	R9以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6	農林水産業費		項	1	農業費		目	3	農業振興費	
	大事業	1	農業振興事業費			中事業	1	農業振興事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			補助金の交付		同左		同左		同左		同左			
支出内訳			担い手支援事業補助金	3,867千円	担い手支援事業補助金	5,000千円	担い手支援事業補助金	4,000千円	担い手支援事業補助金	5,000千円	担い手支援事業補助金	5,000千円		
	R5からR6への繰越明許費													
	合計	15,000千円		3,867千円		5,000千円		4,000千円		5,000千円		5,000千円		
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他		ふるさと支援基金	3,867千円	ふるさと支援基金	5,000千円	ふるさと支援基金	4,000千円						
	一般財源	15,000千円								5,000千円		5,000千円		
	合計	15,000千円		3,867千円		5,000千円		4,000千円		5,000千円		5,000千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	○担い手支援事業 ・対象者 認定農業者(令和5年9月末現在61名) ・補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ・補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り)
山陽小野田市担い手支援事業補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 農林水産課 農林係 事務事業番号 224010107

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営基盤の強化		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	1	農業生産者支援事業	7	担い手支援事業				政策的
	担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円 (5年間の認定期間中に1回限り)				対象	認定農業者(令和4年7月末現在57名)		
					手段	機械・施設の整備に要した経費の1/2を補助する。		
				意図	担い手の確保・育成			

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般		
	R3(決算額)			R4(決算額)			R5(決算額)			R6(予算額)		
支出内訳	担い手支援事業補助金	4,853千円		担い手支援事業補助金	4,816千円		担い手支援事業補助金	3,867千円		担い手支援事業補助金	5,000千円	
	合計	4,853千円			4,816千円			3,867千円			5,000千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金											
	県支出金											
	地方債											
	その他	ふるさと支援基金	4,853千円		ふるさと支援基金	4,816千円		ふるさと支援基金	3,867千円		ふるさと支援基金	5,000千円
	一般財源		千円									
合計	4,853千円			4,816千円			3,867千円			5,000千円		
人工数	人件費	0.02人	116千円	0.03人	172千円		0.06人	350千円				
総経費	4,969千円			4,988千円			4,217千円					

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	交付決定数	成果	10件	10件	10件	10件
			9件	16件	9件	
			90.00%	106.00%	90.00%	
2	認定農業者数	活動	56人	59人	61人	63人
			58人	62人	63人	
			103.57%	105.08%	103.28%	
3						

成果	農業用機械・施設の経費の一部を支援することにより、担い手の育成・確保を行うことができた。				
R7年度に向けた課題及び改善策	認定農業者等の担い手に継続的な農業用機械・施設の経費に対する支援を行うことで育成及び確保を図っていく、担い手の要望に応じていく必要がある。				
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項					

担い手支援事業

	R03	R04	R05	R06	R07	総計
個人	6	12	6	9	5	38
機械	5	12	6	8	3	34
施設	1			1	2	4
法人	3	4	3	3	3	16
機械	2	3	3	3	1	12
施設	1	1			2	4
総計	9	16	9	12	8	54

担い手支援事業 実績(詳細)

	年度/機械・施設	合計 / 補助金額	予算額
	R03	4,853,000	5,000,000
個	ウイングハロー	454,000	
法	コンバイン	500,000	
個	ドローン用バッテリー、スーパーソイル	457,000	
法	パイプハウス	1,000,000	
法	フロントローター、畝成形機	500,000	
個	畦草刈機	109,000	
個	施肥播種機	365,000	
個	乗用モア	468,000	
個	農業用倉庫	1,000,000	
	R04	4,816,000	5,000,000
法	アスパラ自動選別機	297,000	
個	シャッター	218,000	
個	セット動噴、選別計量機	363,000	
法	パイプハウス	1,000,000	
個	ハウス用ビニール	175,000	
個	刈払機、アルミホース巻き取り機	162,000	
個	管理機	116,000	
個	畦草刈機	107,000	
法	施肥播種機	263,000	
個	卓上エアーストン式充填機	500,000	
個	鎮圧ローラー	52,000	
個	田植機	309,000	
個	糶すり機	272,000	
法・個	糶摺機	862,000	
個	糶粗選機	120,000	

担い手支援事業(詳細)

	年度/機械・施設	合計 / 補助金額	予算額
	R05	3,867,000	5,000,000
個	施肥播種機	286,000	
法	籾摺機、色彩選別機	500,000	
個	ロータリー	240,000	
個	畦草刈機、管理機、精米機ほか	456,000	
法	乗用田植機	465,000	
法	枝豆自動脱莢機、枝豆選別機、野菜洗浄機	500,000	
個	農薬散布用ドローン	500,000	
個	オフセットモア	495,000	
個	畝立マルチ	425,000	
	R06	4,976,000	5,000,000
法	コンバイン	750,000	
個	ロータリー	309,000	
個	乗用管理機	500,000	
個	田植機、箱施用剤散布機、予備苗乗せ台	500,000	
個	マルチチップパー	150,000	
法	トラクター用鎮圧ローラー、スタンドキャスター	272,000	
個	選別計量機	167,000	
個	ロータリー、平高うね成型機、スーパージョイント、グランドソー	450,000	
個	トラクタ、フレールモア	500,000	
個	ビニールハウス天井自動開閉機	878,000	
個	ハイパーロータリー	500,000	
	R07	3,594,000	4,000,000
法	プレハブ冷蔵庫	1,000,000	
個	ビニールハウス	745,000	
個	ビニールハウス灌漑設備	125,000	
個	グランドソー	161,000	
個	色彩選別機、米選機	500,000	
法	ブロードキャスタ	263,000	
個	自動操舵システム	500,000	
法	灌水設備	300,000	

21	実施計画番号	2240102	事務事業番号	224010202	課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	農林係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----

22401農林水産課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営基盤の強化			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
2	新規就業者支援事業	2	新規就農・就業者定着支援事業						

事業概要	新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。	対象	新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人
		手段	国の農の雇用事業を2年間活用後に継続して雇用する法人に対し、3年目90万円、4年目60万円、5年目30万円を給付する。雇用就農資金を活用している法人に対し、1・2年目30万円、3・4年目20万円、5年目80万円を給付する。
		意図	県内外からの新規就農・就業者び確保対策を一層加速化するため、新規就農・就業者の定着支援を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	新規就農者受入法人数	成果	5法人	5法人	5法人	5法人	5法人
			3法人	3法人			
			60.00%	60.00%			
2	補助対象人数	成果	10人	10人	10人	10人	10人
			5人	5人			
			50.00%	50.00%			
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	新規就農者受入法人への支援であり、就農定着を図るため、妥当である。	5	35
	自治体関与の妥当性	新規就農者受入法人への支援であり、就農定着を図るため、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	新規就農者受入法人への支援であり、就農定着を図るため、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	県の主要事業であり、その実施に伴い市が実施する事業である。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業である。	3	
	手法の有効性	設定した目標を達成できる見込みであり、達成することで、総合計画を進める効果が見込める事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	新規就農者受入法人への支援であり、就農定着を図るため、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担なし。	3	
	コスト効率	県費50%、市費50%である。	5	

事業期間	R4以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6		農林水産業費	項	1	農業費		目	3	農業振興費	
	大事業	1	農業振興事業費			中事業	1	農業振興事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11	
年度別事業内容			補助金の交付		補助金の交付		補助金の交付		補助金の交付		補助金の交付				
支出内訳	R5からR6への繰越明許費		新規農業就業者定着促進事業補助金	2,300千円	新規農業就業者定着促進事業補助金	2,800千円	新規農業就業者定着促進事業補助金	2,350千円	新規農業就業者定着促進事業補助金	1,650千円	新規農業就業者定着促進事業補助金	2,150千円			
		合計			2,300千円		2,800千円		2,350千円		1,650千円		2,150千円		
財源内訳／割合	国庫支出金														
	県支出金	0.5	1,150千円	0.5	1,400千円	0.5	1,175千円	0.5	825千円	0.5	1,075千円				
	地方債														
	その他														
	一般財源	0.5	1,150千円	0.5	1,400千円	0.5	1,175千円	0.5	825千円	0.5	1,075千円				
合計			2,300千円		2,800千円		2,350千円		1,650千円		2,150千円				

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
新規農業就業者定着促進事業補助金	○R07 ・株式会社三味(1人) 50,000円 ・合同会社てしま農園(2人) 800,000円 ・有限会社グリーンハウス(2人) 450,000円 ・Agleaf ZERO株式会社(2人) 600,000円 ・新規就業見込み(2人) 450,000円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山口県補助金等交付規則、新規農業就業者定着促進事業実施要領、山陽小野田市補助金交付規則、山陽小野田市農業振興事業等補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 農林水産課 農林係 事務事業番号 224010202

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営基盤の強化			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	2	新規就業者支援事業	2	新規就農・就業者定着支援事業				政策的	
	新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行なう。				対象	新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人			
					手段	国の農の雇用事業(120万円/年)を2年間活用後に継続して雇用する法人に対し、3年目90万円、4年目60万円、5年目30万円を給付す			
					意図	県内外からの新規就農・就業者び確保対策を一層加速化するため、新規就農・就業者の定着支援を図る。			

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般			
	R3(決算額)			R4(決算額)			R5(決算額)		R6(予算額)				
支出内訳		新規農業就業者定着促進事業補助金		1,550千円	新規農業就業者定着促進事業補助金		1,975千円	新規農業就業者定着促進事業補助金		2,300千円	新規農業就業者定着促進事業補助金		2,800千円
	合計				1,550千円			1,975千円			2,300千円		2,800千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金												
	県支出金	1/2		775千円	1/2		987千円	1/2		1,150千円	1/2		1,400千円
	地方債												
	その他												
	一般財源	1/2		775千円	1/2		988千円	1/2		1,150千円	1/2		1,400千円
合計				1,550千円			1,975千円			2,300千円		2,800千円	
人工数	人件費	0.21人		1,215千円	0.10人		573千円	0.21人		1,223千円			
	総経費			2,765千円			2,548千円			3,523千円			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	新規就農者受入法人数	成果	5法人	5法人	5法人	5法人
			2法人	4法人	3法人	
			40.00%	80.00%	60.00%	
2	補助対象人数	成果	10人	10人	10人	10人
			4人	6人	5人	
			40.00%	60.00%	50.00%	
3						

成果	新規就農者受入法人数は5法人あり、新規就業者数は5人であったが、事業活用は3法人にとどまった。				
R7年度に向けた課題及び改善策	新規就業者受入れのPR活動や本事業をPR活動が必要である。				
目標達成度	C	R7年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項					

○農の雇用事業対象者

名称	氏名	年代	性別	農の雇用受給期間	R3		R4		R5		R6		R7	
(有)グリーンハウス	1	20代	男性	H29年第4回募集 (H30. 2. 1~H32. 1. 31)	50,000		250,000							
						50,000	250,000							
					R3. 4~R4. 1 60万円×0/12	R4. 2~R4. 3 30万円×2/12	R4. 4~R5. 1 30万円×10/12							
	2	10代	男性	H29年第4回募集 (H30. 2. 1~H32. 1. 31)	550,000		250,000							
500,000					50,000	250,000								
					R3. 4~R4. 1 60万円×10/12	R4. 2~R4. 3 30万円×2/12	R4. 4~R5. 1 30万円×10/12							
(株)花の海	3	20代	女性	H29年第3回募集 (H29. 11. 1~ H31. 10. 31)	475,000		175,000							
					350,000	125,000	175,000							
					R3. 4~R3. 10 60万円×7/12	R3. 11~R4. 3 30万円×5/12	R4. 4~R4. 10 30万円×7/12							
	4	20代	男性	H29年第3回募集 (H29. 11. 1~ H31. 10. 31)	475,000		175,000							
350,000					125,000	175,000								
					R3. 4~R3. 10 60万円×7/12	R3. 11~R4. 3 30万円×5/12	R4. 4~R4. 10 30万円×7/12							
(株)エスケイサービス	5	40代	女性	R2年第2回募集 (R2. 8. 1~R4. 7. 31)	●	375,000								
							375,000							
								R4. 4~R4. 7 120万円×4/12	R4. 8~R4. 12 90万円×5/12					
(株)三昧	6	20代	男性	R2年第1回募集 (R2. 6. 1~R4. 5. 31)	●	750,000		650,000		350,000		50,000		
							750,000	150,000	500,000	100,000	250,000	50,000		
								R4. 4~R4. 5 120万円×2/12	R4. 6~R5. 3 90万円×10/12	R5. 4~R5. 5 90万円×2/12	R5. 6~R6. 3 60万円×10/12	R6. 4~R6. 5 60万円×2/12	R6. 6~R7. 3 30万円×10/12	R7. 4~R7. 5 30万円×2/12
(同) てしま農園	7	30代	男性	R3年第2回募集 (R3. 8. 1~R5. 7. 31)	●	600,000		700,000		400,000				
							600,000	300,000	400,000	200,000	200,000			
					R5. 4~R5. 7 120万円×4/12	R5. 8~R6. 3 90万円×8/12	R6. 4~R6. 7 90万円×4/12	R6. 8~R7. 3 60万円×8/12	R7. 4~R7. 7 60万円×4/12	R7. 8~R8. 3 30万円×8/12				
	8	40代	男性	R3年第2回募集 (R3. 8. 1~R5. 7. 31)	●	600,000		700,000		400,000				
						600,000	300,000	400,000	200,000	200,000				
						R5. 4~R5. 7 120万円×4/12	R5. 8~R6. 3 90万円×8/12	R6. 4~R6. 7 90万円×4/12	R6. 8~R7. 3 60万円×8/12	R7. 4~R7. 7 60万円×4/12	R7. 8~R8. 3 30万円×8/12			
合計						1,550,000	1,975,000	1,850,000	1,750,000	850,000				
県						775,000	987,500	925,000	875,000	425,000				
市						775,000	987,500	925,000	875,000	425,000				

○雇用就農資金対象者

名称	氏名	年代	性別	雇用就農資金受給期間	R3	R4	R5	R6	R7			
(有)グリーンハウス	9	20代	男性	R4年第3回募集 (R5. 2. 1~R9. 1. 31)		100,000	500,000	100,000	500,000	100,000	500,000	100,000
						R5. 2~R5. 3 60万円×2/12	R5. 4~R6. 1 60万円×10/12	R6. 2~R6. 3 60万円×2/12	R6. 4~R7. 1 60万円×10/12	R7. 2~R7. 3 60万円×2/12	R7. 4~R8. 1 60万円×10/12	R8. 2~R8. 3 60万円×2/12
							225,000	300,000	225,000			
							225,000	75,000	225,000	75,000	150,000	
							R5. 7~R6. 3 30万円×9/12	R6. 4~R6. 6 30万円×3/12	R6. 7~R7. 3 30万円×9/12	R7. 4~R7. 6 30万円×3/12	R7. 7~R8. 3 20万円×9/12	
(有)グリーンハウス	10	10代	男性	R4年第3回募集 (R5. 2. 1~R9. 1. 31)		100,000	500,000	100,000	500,000	100,000	500,000	100,000
						R5. 2~R5. 3 60万円×2/12	R5. 4~R6. 1 60万円×10/12	R6. 2~R6. 3 60万円×2/12	R6. 4~R7. 1 60万円×10/12	R7. 2~R7. 3 60万円×2/12	R7. 4~R8. 1 60万円×10/12	R8. 2~R8. 3 60万円×2/12
							225,000	300,000	225,000			
							225,000	75,000	225,000	75,000	150,000	
							R5. 7~R6. 3 30万円×9/12	R6. 4~R6. 6 30万円×3/12	R6. 7~R7. 3 30万円×9/12	R7. 4~R7. 6 30万円×3/12	R7. 7~R8. 3 20万円×9/12	
Agleaf ZERO (株)	11	20代	男性	R6年第3回募集 (R7. 2. 1~R11. 1. 31)					100,000	500,000	100,000	
									R5. 2~R5. 3 60万円×2/12	R5. 4~R6. 1 60万円×10/12	R6. 2~R6. 3 60万円×2/12	
										300,000		
										300,000		
										R7. 4~R8. 3 30万円×12/12		
Agleaf ZERO (株)	12	10代	男性	R6年第3回募集 (R7. 2. 1~R11. 1. 31)					100,000	500,000	100,000	
									R5. 2~R5. 3 60万円×2/12	R5. 4~R6. 1 60万円×10/12	R6. 2~R6. 3 60万円×2/12	
										300,000		
										300,000		
										R7. 4~R8. 3 30万円×12/12		
合計							450,000	600,000	1,050,000			
県							225,000	300,000	525,000			
市							225,000	300,000	525,000			

○定着支援給付金

	R3	R4	R5	R6	R7
合計	1,550,000	1,975,000	2,300,000	2,350,000	1,900,000
県	775,000	987,500	1,150,000	1,175,000	950,000
市	775,000	987,500	1,150,000	1,175,000	950,000

22	実施計画番号	2240102	事務事業番号	224010205	課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	農林係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----

22401農林水産課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営基盤の強化			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
2	新規就業者支援事業	5	新規就農者支援事業		3-(4)				

事業概要	経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	対象	認定新規就農者(就農時18歳以上50歳未満の者で、就農後5年以内の者)
		手段	農業用機械及び施設整備に係る経費の補助。補助率1/2、上限額機械150万円・施設250万円 家賃補助。補助率1/2、上限額 月額2.5万円
		意図	次世代を担う農業者の確保・育成及び移住促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	補助人数	成果	2人	2人	2人	2人	2人
			2人	1人			
			100.00%	50.00%			
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	次世代を担う農業者の確保・育成が目的であり、妥当である。	5	35
	自治体関与の妥当性	次世代を担う農業者の確保・育成することは、総合計画にも掲げられている農業の振興に不可欠なことであり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	将来、市の農業を担う新規就農者が対象であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	担い手不足を解消するために、次世代を担う農業者の確保・育成は喫緊の課題であり、妥当である。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業である。	5	
	手法の有効性	設定した目標を達成できる見込みであり、達成することで、総合計画を進める効果が見込める事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	農業者の確保・育成は、市としても促進すべき事業であり、実施主体として適正である。	3	
	受益者負担の適正化	1/2は自己負担であり、妥当である。	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない。	3	

事業期間	R1以前	年度	～	R9以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6		農林水産業費	項	1	農業費		目	3	農業振興費	
	大事業	1	農業振興事業費			中事業	1	農業振興事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容		/	補助金の交付		同左		同左		同左		同左		/	/
支出内訳		/	新規就農者支援事業補助金	724千円	新規就農者支援事業補助金	1,788千円	新規就農者支援事業補助金	5,088千円	新規就農者支援事業補助金	5,088千円	新規就農者支援事業補助金	5,088千円	/	/
	R5からR6への繰越明許費	/											/	/
		/											/	/
	合計	/	/	724千円	1,788千円	5,088千円	5,088千円	5,088千円	5,088千円					
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他					ふるさと支援基金	5,088千円							
	一般財源			724千円	1,788千円				5,088千円		5,088千円			
	合計	/	/	724千円	1,788千円	5,088千円	5,088千円	5,088千円	5,088千円		5,088千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	○機械購入に係る経費補助 ③ 3,000,000円×1/2=1,500,000円 ④ 3,000,000円×1/2=1,500,000円 ⑤ 3,000,000円×1/2=1,500,000円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	○家賃補助 ③ 49,500円×1/2(1,000円未満切捨て)×12ヶ月=288,000円 ⑤ 50,000円×1/2(1,000円未満切捨て)×12ヶ月=300,000円
山陽小野田市補助金交付規則、山陽小野田市新規就農者支援事業補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 農林水産課 農林係 事務事業番号 224010205

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営基盤の強化	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
事業概要	2	新規就業者支援事業	5	新規就農者支援事業	3-(4)		政策的
	経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。				対象	認定新規就農者(就農時18歳以上50歳未満の者で、就農後5年以内の者)	
					手段	農業用機械及び施設整備に係る経費の補助。補助率1/2、上限額 機械150万円・施設250万円 家賃補助。補助率1/2、上限額 月額2.5万円	
				意図	次世代を担う農業者の確保・育成及び移住促進		

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)				
支出内訳	新規就農者支援事業補助金	1,528千円		新規就農者支援事業補助金	1,696千円	新規就農者支援事業補助金	724千円	新規就農者支援事業補助金	1,788千円	
	合計	1,528千円		1,696千円		724千円		1,788千円		
財源内訳/割合	国庫支出金			新型コロナ臨時交付金	1,696千円					
	県支出金									
	地方債									
	その他	ふるさと支援基金	1,528千円							
一般財源		千円				724千円		1,788千円		
合計	1,528千円		1,696千円		724千円		1,788千円			
人工数 人件費	0.15人	868千円		0.10人	573千円	0.10人	583千円			
総経費	2,396千円		2,269千円		1,307千円					

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	補助人数	成果	2人	2人	2人	2人
			2人	1人	2人	
			100.00%	50.00%	100.00%	
2						
3						

成果	令和4年度に認定新規就農者を1人確保できたが、令和5年度は新規に確保することができなかった。				
R7年度に向けた課題及び改善策	引き続き新規就農者の確保に努め、本事業をPRを行う。				
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項					

令和3年度新規就農者支援事業 実績

NO.	品目	計算式	補助金額
1	ハウス	1,400,000円×1/2	700,000円
2	分太Ⅱ、フチ耕耘機、 イオンソフナー	625,000円×1/2	312,000円
	リース料	1,033,594円×1年×1/2	516,000円
合 計			1,528,000円

令和4年度新規就農者支援事業 実績

NO.	品目	計算式	補助金額
2	イチゴハウス統合環境制 御システム	2,360,000円×1/2	1,180,000円
	リース料	1,033,594円×1年×1/2	516,000円
合 計			1,696,000円

令和5年度新規就農者支援事業 実績

NO.	品目	計算式	補助金額
2	リース料	1,033,594円×1年×1/2	436,000円 ※1
3	家賃補助	49,500円×1/2×12か月	288,000円
合 計			724,000円

※1 補助金上限額が2,500,000円であるため、1/2以内での補助となった。

令和6年度新規就農者支援事業 実績

NO.	品目	計算式	補助金額
3	家賃補助	49,500円×1/2×12か月	288,000円
合 計			288,000円

令和7年度新規就農者支援事業 予定

NO.	品目	計算式	補助金額
3	機械補助	3,000,000円×1/2	1,500,000円
	家賃補助	49,500円×1/2×12か月	288,000円
4	機械補助	3,000,000円×1/2	1,500,000円
5	機械補助	3,000,000円×1/2	1,500,000円
	家賃補助	50,000円×1/2×12か月	300,000円
合 計			5,088,000円

23	実施計画番号	2130603	事務事業番号	213060302	課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	耕地係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----

21306農林水産課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	13	自然環境の保全・循環型社会の形成	6	森林・里山環境の保全		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
3	農地環境保全事業	2	多面的機能推進事業					

事業概要	担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。令和5年度末に1組織が活動を終了し、平成30年度に活動を休止した1組織が活動を再開した。今後は活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	対象	地域環境を守るための活動組織
		手段	農用地、水路、農道等の維持管理活動に対し交付金を交付する。
		意図	地域環境を守るための意識の高揚、耕作放棄地の解消、担い手への農地集積

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	取組活動組織数	活動	19	18	18	18
			19			
			100.00%			
2	農地維持・共同活動農用地面積(ha)	活動	685	639	639	639
			685			
			100.00%			
3	長寿命化活動農用地面積(ha)	活動	644	602	602	602
			644			
			100.00%			

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	活動組織は現状維持になっているが、農業者の高齢化に伴い対象農地が減少してきている。今後は、構成員に外部の担い手などを増やし対象農地の現状維持を行っていく。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	農業の多面的機能維持・発揮のための制度であり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	農業の多面的機能維持・発揮のための制度であり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	農業の多面的機能維持・発揮のための制度であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	国・県の主要事業の実施に伴う事業であり、市が実施しなければ事業効果に著しい影響が生じる事業であり、有効である。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業であり、有効である。	3	
	手法の有効性	設定した目標を達成できる見込みがあり、達成することで、総合計画を進める効果が高い事業であり、有効である。	3	
効率性	実施主体の適正化	国50%、県25%、市25%の補助事業であり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	国50%、県25%、市25%の補助事業であり、適正である。	3	
	コスト効率	国50%、県25%、市25%の補助事業であり、適正である。	5	

事業期間	R4以前	年度	～	R11以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	6	農林水産業費		項	1	農業費		目	4	事業区分	政策的
	大事業	1	農地総務費			中事業	3	多面的機能支払制度				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11	
年度別 事業内容			多面的機能支払交付金の 補助金の交付(19組織)		多面的機能支払交付金の 補助金の交付(18組織)		多面的機能支払交付金の 補助金の交付(18組織)		多面的機能支払交付金の 補助金の交付(18組織)		多面的機能支払交付金の 補助金の交付(18組織)				
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費	消耗品費	161千円	多面的機能支払 制度補助金	57,451千円	多面的機能支払 制度補助金	54,600千円	補助金	54,600千円	消耗品費	54,600千円				
		燃料費	90千円	消耗品費	156千円	消耗品費	156千円	消耗品費	156千円	燃料費	156千円				
		システム利用料	132千円	システム利用料	132千円	システム利用料	132千円	システム利用料	132千円	システム利用料	132千円				
		補助金	51,117千円	燃料費	95千円	燃料費	95千円	燃料費	95千円	燃料費	95千円	補助金	95千円		
合計			51,500千円		57,834千円		54,983千円		54,983千円		54,983千円				
財源内訳 割合	国庫支出金														
	県支出金	0.75、1.0	38,720千円	0.75、1.0	43,470千円	0.75、1.0	41,331千円	0.75、1.0	41,331千円	0.75、1.0	41,331千円				
	地方債														
	その他														
	一般財源	0.25	12,780千円	0.25	14,364千円	0.25	13,652千円	0.25	13,652千円	0.25	13,652千円				
	合計		51,500千円		57,834千円		54,983千円		54,983千円		54,983千円				

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
日本型直接支払交付金 山口県美祢農林水産事務所 農村整備部 農地活用課	令和5年から後潟保全会が再結成され、組織数が19組織になった。しかし、令和6年には1組織が解散したため、組織数が18組織になった。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市多面的機能支払制度補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 農林水産課 耕地係 事務事業番号 213060302

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	13	自然環境の保全・循環型社会の形成	6	森林・里山環境の保全		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	3	農地環境保全事業	2	多面的機能推進事業				政策的
	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動や営農活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する。				対象	地域環境を守るための活動組織		
					手段	農用地、水路、農道等の維持管理活動に対し交付金を交付する。		
				意図	地域環境を守るための意識の高揚、耕作放棄地の解消、担い手への農地集積			

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)				
支出内訳	消耗品費	156千円	消耗品費	171千円	消耗品費	161千円	多面的機能支払制度補助金	57,451千円		
	燃料費	95千円	燃料費	80千円	燃料費	90千円	消耗品費	156千円		
	多面的機能支払制度補助金	42,132千円	システム利用料	132千円	システム利用料	132千円	システム利用料	132千円		
			多面的機能支払制度補助金	43,200千円	補助金	51,117千円	燃料費	95千円		
	合計	42,383千円	合計	43,583千円	合計	51,500千円	合計	57,834千円		
財源内訳/割合	国庫支出金									
	県支出金	3/4,10/10	31,849千円	3/4,10/10	32,781千円	3/4,10/10	38,720千円	3/4,10/10	43,470千円	
	地方債									
	その他									
	一般財源	0.25	10,534千円	0.25	10,802千円	0.25	12,780千円	0.25	14,364千円	
合計	42,383千円	合計	43,583千円	合計	51,500千円	合計	57,834千円			
人工数	0.50人	2,892千円	0.40人	2,294千円	0.50人	2,505千円				
総経費	45,275千円	合計	45,877千円	合計	54,005千円					

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1 取組活動組織数	活動	18	18	19	18
		18	18	19	
		100.00%	100.00%	100.00%	
2 農地維持・共同活動農用地面積(ha)	活動	607	600	685	670
		607	600	685	
		100.00%	100.00%	100.00%	
3 長寿命化活動農用地面積(ha)	活動	420	477	644	629
		420	477	644	
		100.00%	100.00%	100.00%	

成果	農地の維持管理、農業施設の老朽化に伴う修繕に対応し、一定の成果を上げている。令和5年度には1地区の保全会が活動を再開するという前向きな動きが見られたが、令和6年度には1地区の保全会が解散し、取り組み活動の組織数が減少する結果となった。					
R7年度に向けた課題及び改善策	前年度に比べ、活動組織による田畑の保全管理が減少している。農業従事者の高齢化や農業振興地域の除外により、対象面積が減少していくことが懸念される。このため、地域計画等を活用し、活動組織の維持や新規地区の事業参加を推進して行く。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
	成果	現状維持	コスト	現状維持		
特記事項						

多面的機能支払交付金実績及び来年度要望（R3年度～R7年度）

年度	組織数	取組面積	交付額			
			総額	国（1/2）	県（1/4）	市（1/4）
R3年度	18	60,566 a	42,131,056 円	21,065,528 円	10,532,764 円	10,532,764 円
R4年度	18	60,040 a	43,200,411 円	21,600,205 円	10,800,102 円	10,800,104 円
R5年度	19	68,511 a	51,117,450 円	25,558,725 円	12,779,362 円	12,779,363 円
R6年度	18	63,932 a	49,156,365 円	24,578,182 円	12,289,091 円	12,289,092 円
R7年度	18	63,929 a	54,599,602 円	27,299,801 円	13,649,900 円	13,649,901 円

24	実施計画番号	2240202	事務事業番号	224020202	課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	耕地係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----

22402農林水産課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	2	生産基盤の整備		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
2	土地改良事業	2	小規模土地改良助成事業					

事業概要	地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。	対象	地元農家及び農業用施設。
		手段	地元が行う農業用施設の改修工事に補助金を交付する。
		意図	営農の保全及び向上を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	実施件数	活動	11	11	11	11	11
			11				
			100.00%				
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	農業用地の有効利用を目的とした水路等の農業基盤整備に対する助成事業であり、妥当である。	3	35
	自治体関与の妥当性	農業用地の有効利用を目的とした水路等の農業基盤整備に対する助成事業であり、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	農業の基盤整備を目的とした事業であり、住民(農家)からの要望も多く妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	要望や陳情等があり、緊急的に事業を実施することが必要な事業であり、有効である。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業であり、有効である。	5	
	手法の有効性	設定した目標を達成できる見込みがあり、達成することで、総合計画を進める効果が見込める事業であり、有効である。	5	
効率性	実施主体の適正化	実施主体は地元であり、水路等の農業基盤整備に市から70%の助成をしている。	3	
	受益者負担の適正化	地元の負担率は、30%~40%であり、適正である。	3	
	コスト効率	事業費に対する審査を実施しており、適正である。	3	

事業期間	R3以前	年度	～	R11以降	年度	予算種別	継続	経常+臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6	農林水産業費		項	1	農業費		目	4	農地総務費	
	大事業	1	農地総務費			中事業	1	農地総務費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			農地・農業用施設の新設・改修工事		農地・農業用施設の新設・改修工事		農地・農業用施設の新設・改修工事		農地・農業用施設の新設・改修工事		農地・農業用施設の新設・改修工事			
支出内訳			助成金	9,906千円	助成金	10,000千円	助成金	8,500千円	助成金	8,500千円	助成金	8,500千円		
	R5からR6への繰越明許費													
	合計			9,906千円	10,000千円	8,500千円	8,500千円	8,500千円	8,500千円					
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源			9,906千円	10,000千円	8,500千円	8,500千円	8,500千円						
	合計			9,906千円	10,000千円	8,500千円	8,500千円	8,500千円	8,500千円					

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市小規模土地改良事業補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 農林水産課 耕地係 事務事業番号 224020202

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	2	生産基盤の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
2	土地改良事業	2	小規模土地改良助成事業				施設維持管理	
事業概要	地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。また、要望件数が多い場合には、全ての事業実施が困難であるため緊急性等を考慮して実施箇所を選定して行う。				対象	地元農家及び農業用施設。		
					手段	地元が行う農業用施設の改修工事に補助金を交付する。		
					意図	営農の保全及び向上を図る。		

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	経常+臨時	会計種別	一般	
支出内訳	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)				
	助成金		8,337千円	助成金		8,217千円	助成金		9,906千円	助成金	10,000千円
	合計		8,337千円		8,217千円		9,906千円		10,000千円		
財源内訳/割合	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		8,337千円		8,217千円		9,906千円		10,000千円		
合計		8,337千円		8,217千円		9,906千円		10,000千円			
人工数	人件費	0.15人	868千円	0.10人	574千円	0.15人	874千円				
総経費		9,205千円		8,791千円		10,780千円					

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	実施件数	活動	11	11	11
			11	13	11
			100	118	100.00%
2					
3					

成果	計画していた補助件数について達成できた。				
R7年度に向けた課題及び改善策	申請待ち件数が増加しており、2年から3年の待ちが発生しているため、引き続き予算を確保に努める。				
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項					

小規模土地改良事業実績及び来年度要望資料(令和3年～令和7年度)

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	13	11	14	9	
実施件数	11	13	11	12	
継続事業	3	3	2	3	
取 下 げ	1	0	4	1	
補助予算 金額(円)	8,500,000	8,500,000	10,000,000	10,000,000	8,500,000
補助金額 (円)	8,337,000	8,217,000	9,906,000	9,978,000	
工 事 費 (円)	12,287,000	12,119,019	14,633,600	14,261,300	
地元負担 額 (円)	3,950,000	3,902,019	4,727,600	4,283,300	
繰越件数	22	20	21	20	

25	実施計画番号	2240202	事務事業番号	224020208	課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	耕地係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----

22402農林水産課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	2	生産基盤の整備		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
2	土地改良事業	8	防災重点ため池等廃止事業		1-(2)			

事業概要	<p>防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されてないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。</p>	対象	県が指定した防災重点ため池のうち廃止要望があるため池
		手段	防災重点ため池を廃止することにより、災害の未然防止を実施する。
		意図	市民の生命・財産の保全を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	計画策定件数	活動	1	0	2	1	0
			1				
			100.00%				
2	廃止(切開)工事件数	成果	1	0	1	2	2
			1				
			100.00%				
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	拡充	現状維持	②
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	計画策定の件数を増やし廃止ため池工事の進捗を図る。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	ため池の決壊時に市民及び公共施設の安全確保であり、妥当である。	5	39
	自治体関与の妥当性	ため池の決壊時に市民及び公共施設の安全確保であり、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	ため池の決壊時に市民及び公共施設の安全確保であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	防災事業等の市民生活の安全確保のための事業で速やかに実施しなければ市民生活の安全が図れない事業であり、有効である。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業であり、有効である。	5	
	手法の有効性	設定した目標を達成できる見込みがあり、達成することで、総合計画を進める効果が高い事業であり、有効である。	5	
効率性	実施主体の適正化	廃止工事の事業主体は県であり、国庫補助事業(国100%)を活用して実施されるので適正である。	3	
	受益者負担の適正化	廃止工事の事業主体は県であり、国庫補助事業(国100%)を活用して実施されるので適正である。	3	
	コスト効率	廃止工事の事業主体は県であり、国庫補助事業(国100%)を活用して実施されるので適正である。	5	

事業期間	R4以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6	農林水産業費		項	1	農業費		目	5	土地改良費	
	大事業	1	土地改良事業費			中事業	1	土地改良事業費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11	
年度別事業内容			実施設計(後迫堤ため池) ため池廃止(切開)工事 (修理田ため池)		実施設計(角石ため池) 内示割れて中止		ため池廃止(切開)工事 (後迫堤ため池) 実施設計 (角石・神田原ため池)		実施設計(丸尾ため池)		ため池廃止(切開)工事 (角石・神田原ため池)				
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費		委託料(詳細設計)	6,600千円	調査設計委託料	8,000千円	調査設計委託料	18,000千円	委託料 (詳細設計)	9,000千円	工事請負費 (補助)	30,000千円			
			委託料(測量調査)	100千円	委託費	300千円	工事請負費	13,500千円	委託費(単独)	400千円	工事請負費 (単独)	1,000千円			
			工事請負費(補助)	3,700千円	3月補正		委託費	300千円							
			工事請負費(単独)	491千円	調査設計委託料	-8,000千円									
			繰越明許		委託費	-300千円									
			工事請負費(補助)	5,796千円											
	合計		16,687千円			31,800千円		9,400千円		31,000千円					
財源内訳 割合	国庫支出金														
	県支出金	100	16,096千円			100	31,000千円	100	9,000千円	100	30,000千円				
	地方債														
	その他														
	一般財源		591千円				800千円		400千円		1,000千円				
	合計		16,687千円			31,800千円		9,400千円		31,000千円					

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
実施計画の策定:防災減災対策事業(自然災害対策)(国100%) ため池の廃止:防災減災対策事業(ため池環境整備)(国100%) ※ため池工事特措法(時限立法 R2~R12年)	防災工事等推進計画(廃止工事)の所有者不明ため池について、市での方向性が定まった。 所有者(市) → 廃止工事する。 所有者不明(〇〇組) → 所有権保存登記する → 廃止工事する。 ※権利部の所有者が特定できる場合は同意を得る。 所有者不明(個人) → 全員同意を得る → 廃止工事する。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
令和6年度農業農村整備事業管理計画による 山口県ため池防災工事等推進計画による	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 農林水産課 耕地係 事務事業番号 224020208

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	2	生産基盤の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	2	土地改良事業	8	防災重点ため池等廃止事業	1-(2)			施設維持管理
	防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。				対象	県が指定した防災重点ため池のうち廃止要望があるため池		
					手段	防災重点ため池を廃止することにより、災害の未然防止を実施する。		
				意図	市民の生命・財産の保全を図る。			

事業期間	R2以前	年度	～	R4	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)			
支出内訳	委託料(詳細設計)	6,000千円	委託料(詳細設計)	6,930千円	委託料(詳細設計)	6,600千円	調査設計委託料	8,000千円		
			工事請負費(補助)	4,300千円	委託料(測量調査)	100千円	委託費	300千円		
			繰越明許		工事請負費(補助)	3,700千円				
			工事請負費(補助)	6,519千円	工事請負費(単独)	491千円				
					繰越明許					
					工事請負費(補助)	5,796千円				
合計		6,000千円		17,749千円		16,687千円		8,300千円		
財源内訳 / 割合	国庫支出金									
	県支出金	100	6,000千円	100	17,748千円	100	16,096千円	100	8,000千円	
	地方債									
	その他									
	一般財源				1千円		591千円		300千円	
合計		6,000千円		17,749千円		16,687千円		8,300千円		
人工数	人件費	0.25人	1,446千円	0.25人	1,434千円	0.15人	874千円			
総経費		7,446千円		19,183千円		17,561千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	計画策定件数	活動	1	1	0
			1	1	
			100	100	100.00%
2	廃止(切開)工事件数	成果		1	0
				1	
				100	100.00%
3					

成果	計画策定については、計画通り実施した。 廃止工事については、地元協議や入札の不調等の原因により繰越になったが、廃止工事は完了した。				
R7年度に向けた課題及び改善策	防災工事推進計画に基づき、使用しなくなったため池の廃止を進めていく。しかしながら、令和6年度予算については、内示が得られなかったため、設計業務が実施できなかった。今後は可能な限り事業を前倒し、ため池廃止工事を推進していく。				
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項					

防災重点ため池廃止事業実績及び来年度要望資（R3年度～R7年度）

農業水路等長寿命化・防災減災事業（実施計画策定・地域防災上のリスク除去）

単位：千円

年度	事業内容		交付額	
	詳細設計	廃止工事	事業費	国（定額100%）
R3年度	1		6,000 千円	6,000 千円
R4年度	1	1	17,748 千円	17,748 千円
R5年度	1	1	16,096 千円	16,096 千円
R6年度			0 千円	0 千円
R7年度	2	1	31,000 千円	31,000 千円

26	実施計画番号	2240205	事務事業番号	224020502	課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	農林係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----

22402農林水産課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	2	生産基盤の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
5	有害鳥獣対策事業	2	有害鳥獣捕獲奨励事業					

事業概要	農林水産物等への被害軽減を目的に有害鳥獣の捕獲を奨励するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会を事業実施主体とし、有害鳥獣を山陽小野田市内で適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対し補助金を交付する。また、令和4年度から近年増加しているヌートリアについても対象とし、被害防止に努める。	対象	有害鳥獣対策協議会
		手段	補助金の交付(イノシシ4,000円/頭・シカ5,000円/頭・サル13,000円/匹・ヌートリア2,000円/匹)
		意図	有害鳥獣の捕獲を奨励し、農林水産物への被害を軽減させる。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	捕獲計画数(イノシシ)	成果	700頭	700頭	500頭	500頭	500頭
			358頭				
			51.14%				
2	捕獲計画数(シカ)	成果	40頭	40頭	40頭	40頭	40頭
			44頭				
			110.00%				
3	捕獲計画数(ヌートリア)	成果	30頭	30頭	30頭	30頭	30頭
			23頭				
			76.67%				

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	縮小	縮小	⑥
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	過去3年の捕獲実績に基づき、捕獲計画数を減らす予定である。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	有害鳥獣の駆除であり、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	有害鳥獣の駆除であり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	有害鳥獣の駆除であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	有害鳥獣の駆除に関することであり、適正である。	3	
	行政評価との整合性	事務事業評価において、効果が高いと評価した事業である。	5	
	手法の有効性	設定した目標を達成できる見込みがあり、達成することで、総合計画を進める効果が見込める事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	有害鳥獣対策協議会が実施主体であり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	予算の範囲内での定額補助であり、適正である。	3	
	コスト効率	必要最低限の経費であり、適正である。	3	

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	経常+臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	6	農林水産業費		項	2	林業費		目	2	林業振興費	
	大事業	1	林業振興費			中事業	3	有害鳥獣捕獲事業費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11	
年度別 事業内容		/	補助金の交付		同左		同左		同左		同左		/	/	
支出内訳		/	捕獲奨励事業補助金	1,711千円	有害鳥獣捕獲奨励補助金	3,112千円	有害鳥獣捕獲奨励補助金	2,312千円	捕獲奨励事業補助金	2,312千円	捕獲奨励事業補助金	2,312千円	/	/	
	R5からR6 への繰越 明許費	/											/	/	
		/												/	/
		/												/	/
	合計		/	1,711千円	3,112千円	2,312千円	2,312千円	2,312千円	2,312千円	2,312千円					
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債														
	その他														
	一般財源			1,711千円	3,112千円	2,312千円	2,312千円	2,312千円	2,312千円						
	合計		/	1,711千円	3,112千円	2,312千円	2,312千円	2,312千円	2,312千円	2,312千円					

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	○捕獲計画数見込 イノシシ:500頭 シカ:40頭 サル:4匹 ノートリア:30匹 ・年間必要経費 2,000,000円+200,000円+52,000円+60,000円=2,312,000円
山陽小野田市補助金交付規則 有害鳥獣捕獲奨励事業補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 農林水産課 農林係 事務事業番号 224020502

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	2	生産基盤の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	5	有害鳥獣対策事業	2	有害鳥獣捕獲奨励事業				政策的
	農林水産物等への被害軽減を目的に有害鳥獣の捕獲を奨励するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会を事業実施主体とし、有害鳥獣を山陽小野田市内で適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対し補助金を交付する。 また、令和4年度から近年増加しているヌートリアについても対象とし、被害防止に努める。				対象	有害鳥獣対策協議会		
					手段	補助金の交付(イノシシ4,000円/頭・シカ5,000円/頭・サル13,000円/匹・ヌートリア2,000円/匹)		
				意図	有害鳥獣の捕獲を奨励し、農林水産物への被害を軽減させる。			

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	経常+臨時	会計種別	一般	
	R3(決算額)			R4(決算額)			R5(決算額)			R6(予算額)	
支出内訳	捕獲奨励補助金	2,608千円		捕獲奨励補助金	1,701千円		捕獲奨励補助金	1,711千円		捕獲奨励補助金	3,112千円
	合計	2,608千円		1,701千円		1,711千円		3,112千円			
財源内訳/割合	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源	2,608千円		1,701千円		1,711千円		3,112千円			
合計	2,608千円		1,701千円		1,711千円		3,112千円				
人工数	人件費	0.02人	116千円	0.05人	287千円		0.31人	1,806千円			
総経費		2,724千円		1,988千円			3,517千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	捕獲計画数(イノシシ)	成果	300頭	300頭	700頭	700頭
			617頭	380頭	358頭	
			205.67%	126.67%	51.14%	
2	捕獲計画数(シカ)	成果	10頭	10頭	40頭	40頭
			28頭	24頭	44頭	
			280.00%	240.00%	110.00%	
3	捕獲計画数(ヌートリア)	成果	-	25頭	30頭	30頭
			10頭	24頭	23頭	
			-	96.00%	76.67%	

成果	イノシシについては、昨年並に捕獲することができ、シカについては目標以上に捕獲することができた。				
R7年度に向けた課題及び改善策	令和4年度から令和6年度までの捕獲頭数実績に基づき、捕獲計画数を見直すとともに、市被害防止計画の見直しを行う。				
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項					

有害鳥獣捕獲実績

単位:頭

年度		R3	R4	R5	R6	R7
捕獲実績 (うち駆除実績)	イノシシ	617 (139)	380 (95)	358 (99)	87 (87)	500 (140)
	シカ	28 (3)	24 (1)	44 (3)	0	40 (10)
	サル	0	1 (1)	1 (1)	0	4 (4)
	ヌートリア	—	24 (24)	23 (23)	3 (3)	30 (30)

※R6については、10月末時点の実績数

年度		R3	R4	R5	R6	R7
捕獲奨励金	イノシシ	2,468,000	1,520,000	1,432,000	348,000	2,000,000
	シカ	140,000	120,000	220,000	0	200,000
	サル	0	13,000	13,000	0	52,000
	ヌートリア	0	48,000	46,000	6,000	60,000
	合計	2,608,000	1,701,000	1,711,000	354,000	2,312,000

イノシシ 4,000円/頭 シカ 5,000円/頭 サル 13,000円/頭 ヌートリア 2,000円/頭

27	実施計画番号	2190201	事務事業番号	219020104	課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	公共交通対策室
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	---------

21902商工労働課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	19	道路・交通網及び港湾施設の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	地域交通推進事業	4	地方バス路線維持対策事業					

事業概要	バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。		対象	バス事業者
			手段	地方バス路線維持費補助金の交付
			意図	市民の生活交通の維持、充実を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	1日当たりのバス利用者数	成果	2,335人	2,335人	2,335人	2,335人	2,335人
			1,936人	集計中			
			82.91%	集計中			
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	地域公共交通計画に基づき、交通事業者と連携して、公共交通の運行の効率化や利便性の向上に取り組むとともに、利用促進策を展開することにより、バス路線維持費補助金の縮減を図る。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った生活交通充実のための事業であり妥当である。	3	35
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市地方バス路線維持費補助金交付要綱に基づく事業であり妥当である。一部、国及び県との協調補助。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市内を運行する路線バスの事業者を対象としており妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	JRローカル線見直しにより市内在来線の不確実性が懸念される中、市民の日常生活を支えるバス路線は、一層堅持する必要がある。	3	
	行政評価との整合性	行政評価により継続することとした事業	5	
	手法の有効性	持続可能な公共交通網の形成に不可欠な事業である	5	
効率性	実施主体の適正化	「公共交通維持」の観点から市が主体となって行う事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは、適当ではない。	3	
	コスト効率	利用促進によりコスト削減に努める	5	

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	經常	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	7	商工費		項	1	商工費		目	1	商工総務費	
	大事業	1	商工総務費			中事業	2	地方バス路線維持支援事業				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			地方バス路線維持費補助金の交付											
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費	地方バス路線維持費補助金	156,003千円	地方バス路線維持費補助金	137,000千円	地方バス路線維持費補助金	137,000千円	地方バス路線維持費補助金	137,000千円	地方バス路線維持費補助金	137,000千円			
		用地借上料	38千円											
	合計		156,041千円		137,038千円		137,038千円		137,038千円		137,038千円			
財源内訳 割合	国庫支出金													
	県支出金	山口県バス運行対策事業費補助	8,417千円	山口県バス運行対策事業費補助	7,000千円	山口県バス運行対策事業費補助	7,000千円	山口県バス運行対策事業費補助	7,000千円	山口県バス運行対策事業費補助	7,000千円			
	地方債													
	その他													
	一般財源		147,624千円		130,038千円		130,038千円		130,038千円		130,038千円			
合計		156,041千円		137,038千円		137,038千円		137,038千円		137,038千円				

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
地方バス路線維持費補助金（山口県観光スポーツ文化部交通政策課） ※山口県バス運行対策費補助金交付要綱	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市地方バス路線維持費補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 商工労働課 公共交通対策室 事務事業番号 219020104

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	19	道路・交通網及び港湾施設の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	1	地域交通推進事業	4	地方バス路線維持対策事業				政策的
	バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。				対象	バス事業者		
					手段	地方バス路線維持費補助金の交付		
意図					市民の生活交通の維持、充実を図る。			

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般
支出内訳	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)			
	地方バス路線	135,069千円	地方バス路線	137,526千円	地方バス路線	156,003千円	地方バス路線維持費補助金	137,000千円		
	維持費補助金		維持費補助金		維持費補助金		用地借上料	38千円		
	用地借上料	38千円	用地借上料	38千円	用地借上料	38千円				
	合計	135,107千円		137,564千円		156,041千円		137,038千円		
財源内訳 / 割合	国庫支出金	国庫補助		国庫補助		国庫補助		国庫補助		
	県支出金	対象費用の1/2	6,746千円	対象費用の1/2	6,523千円	対象費用の1/2	8,417千円	対象費用の1/2	7,000千円	
	地方債									
	その他									
	一般財源		128,361千円		131,041千円		147,624千円		130,038千円	
	合計		135,107千円		137,564千円		156,041千円		137,038千円	
人工数	人件費	0.17人	983千円	0.15人	860千円	0.15人	874千円			
総経費		136,090千円		138,424千円		156,915千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	1日当たりのバス利用者数	成果	2,700人	2,700人	2,335人	2,335人
			1,652人	1,787人	1,936人	
			61.19%	66.19%	82.91%	
2						
3						

成果	1日当たりのバス利用者数は、コロナ禍に落ち込んだものの、令和3年度から持ち直し、回復傾向にある。					
R7年度に向けた課題及び改善策	バス事業者においては、深刻な運転士不足の課題を抱えているため、令和6年度にはバス路線の大幅な減便が生じた。運転士体験会や就職説明会の開催等を通じて、少しでも多くの運転士確保に努めていく。					
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項	県支出金:山口県バス運行対策事業費補助金					

28	実施計画番号	2190201	事務事業番号	219020107	課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	公共交通対策室
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	---------

21902商工労働課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	19	道路・交通網及び港湾施設の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	地域交通推進事業	7	地方バス路線維持対策事業(臨時)					

事業概要	現在運行しているコミュニティバス路線(ねたろう号、いとね号、高泊高畑線、厚狭北部便)の維持、利用促進を図るため、車両等の更新を行う。コミュニティ路線の計画主体は市であるため、実施にあたっては、事業主体である船木鉄道に補助金を交付(毎年のバス路線維持費補助金に包含)して行う。 また、令和7年度に市内を運行するバス事業者が、利便性向上を図るため、現在のバス車両にキャッシュレス機器を新たに導入予定であることから、その取組に対し、本市も支援を行う。		対象	バス事業者
			手段	補助金の交付(老朽化したバス車両の更新等)
			意図	路線バスの利用促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	1日あたりのバス利用者数	活動	2,335人	2,335人	2,335人	2,335人	2,335人
			1,936人	集計中			
			82.91%	集計中			
2	バス車両の更新	活動	-	1台	1台	-	-
			-	1台			
			-	100.00%			
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	コミュニティバス車両の更新及びキャッシュレス機器の導入について補助金を交付し、利便性向上を図る。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った生活交通充実のための事業であり妥当である	5	33
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市地方バス路線維持費補助金交付要綱に基づく事業であり妥当である	5	
	対象(受益者)の妥当性	市内を運行する路線バスの事業者を対象としており妥当である	5	
有効性	事業の優先度	老朽化したバス停設備の更新や撤去等については利用者の安全確保の観点からも優先的に取り組む必要がある	3	
	行政評価との整合性	行政評価により継続することとした事業	3	
	手法の有効性	持続可能な公共交通網の形成に不可欠な事業である	3	
効率性	実施主体の適正化	市が計画運行する路線であり、市が主体となって実施する事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは、適当ではない。	3	
	コスト効率	5年間のリース契約を活用するなど、財政負担の平準化等に努めている。	3	

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	7	商工費		項	1	商工費		目	1	商工総務費	
	大事業	1	商工総務費			中事業	2	地方バス路線維持支援事業				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			地方バス路線維持費補助金の交付		地方バス路線維持費補助金の交付		地方バス路線維持費補助金の交付、バス活性化システム整備費補助金の交付		地方バス路線維持費補助金の交付		地方バス路線維持費補助金の交付			
支出内訳			地方バス路線維持費補助金	1,000千円	地方バス路線維持費補助金	2,167千円	地方バス路線維持費補助金	7,709千円	地方バス路線維持費補助金	8,833千円	地方バス路線維持費補助金	8,833千円		
							バス活性化システム整備費補助金	3,800千円						
	R5からR6への繰越明許費													
	合計			1,000千円	2,167千円		11,509千円		8,833千円		8,833千円			
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他		寄附金	1,000千円										
	一般財源					2,167千円	11,509千円		8,833千円		8,833千円			
	合計			1,000千円	2,167千円		11,509千円		8,833千円		8,833千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市地方バス路線維持費補助金交付要綱	

地方バス路線維持対策事業について

【経済部商工労働課】

1 地方バス路線維持対策事業

○地方バス路線維持費補助金

地方バス路線維持費補助金交付要綱に基づき、市内を運行するバス事業者へ補助金を交付する。

- ・補助額の算定方法

市の補助額＝経常費用－経常収益－国・県補助金

- ・補助金額（予算及び実績 [見込]）

（単位：千円）

	R 6 予算	R 6 実績 [見込]	R 7 予算
船 鉄	1 1 3, 0 0 0	1 0 2, 8 3 3	1 1 3, 0 0 0
サンデン	2 3, 0 0 0	3 1, 4 7 2	2 3, 0 0 0
宇部市営	1, 0 0 0	1, 4 7 7	1, 0 0 0
計	1 3 7, 0 0 0	1 3 5, 7 8 2	1 3 7, 0 0 0

2 地方バス路線維持対策事業（臨時）

(1) 地方バス路線維持費補助金

現在運行しているコミュニティバス路線（ねたろう号、いとね号）の維持、利用促進を図るため、車両等の更新を行う。

コミュニティ路線の計画主体は市であるため、実施にあたっては、事業主体である船木鉄道に補助金を交付（毎年のバス路線維持費補助金に包含）して行う。

- ・ねたろう号、いとね号の更新に係る所要額について（5年リース）

（単位：千円）

	R 6	R 7	R 8	R 9
ねたろう号	2, 1 6 7	4, 3 3 4	4, 3 3 4	4, 3 3 4
いとね号		3, 3 7 5	4, 4 9 9	4, 4 9 9
合計	2, 1 6 7	7, 7 0 9	8, 8 3 3	8, 8 3 3

	R 1 0	R 1 1	R 1 2	計
ねたろう号	4, 3 3 4	2, 1 6 7		2 1, 6 7 0
いとね号	4, 4 9 9	4, 4 9 9	1, 1 2 4	2 2, 4 9 5
合計	8, 8 3 3	6, 6 6 6	1, 1 2 4	4 4, 1 6 5

※バス補助金は、前年度10月～当年度9月を一会計年度として、その間の必要経費（リース料）を補助対象経費に算入する（リース料は納車の翌月から発生）。

(2) バス活性化システム整備費補助金

令和7年度に市内を運行するバス事業者が、利便性向上を図るため、現在のバス車両にキャッシュレス機器を新たに導入予定であることから、その取組に対して支援を行う。

<補助対象事業者>
船木鉄道株式会社

<補助率>

・国 : 1 / 2

・県 : 1 / 12

・市 : 1 / 8

(※路線が山陽小野田市、宇部市、美祢市に跨るため、実車キロで按分)

<補助金額>

3,800千円(市負担金額を本市運行距離で按分)

※補助対象経費 64,548千円

※3市負担金額 8,068千円

29	実施計画番号	2190201	事務事業番号	219020108	課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	公共交通対策室
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	---------

21902商工労働課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤		19	道路・交通網及び港湾施設の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	地域交通推進事業		8	厚狭北部デマンド型交通運営事業				

事業概要	厚狭北部地域の38自治会の住民を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行し、地域の生活交通手段の確保に努めている。事業の実施にあたっては、定期的に利用者の意見を聴取するなどし、利用促進に努めている。		対象	交通不便者
			手段	自宅と目的地周辺をつなぐ輸送サービスを実施
			意図	生活交通の維持 地域公共交通の利用促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	一日当たりの乗車人数	活動	20人	21人	22人	22人	22人
			17人	15人			
			85.00%	71.42%			
2	一日当たりの稼働率	成果	60%	60%	60%	60%	60%
			54%	55%			
			90.00%	91.66%			
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った生活交通充実のための事業であり妥当である。	3	35
	自治体関与の妥当性	地域公共交通網形成計画に基づき市民の生活交通手段の確保を図る事業であり妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	公共交通不便地域の市民であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく事業である。	3	
	行政評価との整合性	行政評価と整合を図っている	5	
	手法の有効性	持続可能な公共交通網の形成に必要な事業である	5	
効率性	実施主体の適正化	「公共交通維持」の観点から市が主体となり、民間事業者に委託して行う事業である。	3	
	受益者負担の適正化	利用者は1乗車につき300円を負担している。	3	
	コスト効率	最低限の費用負担で実施している事業である。	5	

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	7	商工費		項	1	商工費		目	1	商工総務費	
	大事業	1	商工総務費			中事業	3	地域公共交通活性化事業				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			厚狭北部デマンド型交通の運行		厚狭北部デマンド型交通の運行		厚狭北部デマンド型交通の運行		厚狭北部デマンド型交通の運行		厚狭北部デマンド型交通の運行			
支出内訳			デマンド型交通 運行業務委託料	7,333千円	デマンド型交通 運行業務委託料	8,300千円	デマンド型交通 運行業務委託料	8,200千円	デマンド型交通 運行業務委託料	8,200千円	デマンド型交通 運行業務委託料	8,200千円		
	R5からR6 への繰越 明許費													
	合計			7,333千円	8,300千円	8,200千円	8,200千円	8,200千円	8,200千円					
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他		デマンド交通運行維 持費補助金	1,681千円	デマンド交通運行維 持費補助金	1,400千円	デマンド交通運行維 持費補助金	1,600千円	デマンド交通運行維 持費補助金	1,600千円	デマンド交通運行維 持費補助金	1,600千円		
	一般財源			5,652千円		6,900千円		6,600千円		6,600千円		6,600千円		
合計			7,333千円	8,300千円	8,200千円	8,200千円	8,200千円	8,200千円						

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
その他の財源は、運行事業者が地域内フィードバック系統確保維持費国庫補助金(国土交通省)を受けて、市に支出し、市が歳入するものである。	委託期間はR5.10月～R8.9月までの3年間。 R5当初予算において、R6～R8までの債務負担行為を設定済。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 商工労働課 公共交通対策室 事務事業番号 219020108

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	19	道路・交通網及び港湾施設の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	1	地域交通推進事業	8	厚狭北部デマンド型交通運営事業				政策的
	厚狭北部地域の37自治会の住民を対象に、H27年1月からデマンド型交通(予約型乗合タクシー)を導入し、H31年1月からは運行エリアを拡大、令和元年10月からは運行ダイヤを増備し、地域の生活交通手段の確保に努めている。また、事業の実施にあたっては、定期的に利用者の意見を聴取するなど、引き続き、利用促進に努める。				対象	交通不便者		
					手段	自宅と目的地周辺をつなぐ輸送サービスを実施		
					意図	生活交通の維持 地域公共交通の利用促進		

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
支出内訳	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)			
	デマンド型交通	6,697千円	デマンド型交通	6,864千円	デマンド型交通	7,333千円	デマンド型交通	7,333千円	デマンド型交通	8,300千円
	運行業務委託料		運行業務委託料		運行業務委託料					
	合計	6,697千円		6,864千円		7,333千円				8,300千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金									
	県支出金									
	地方債									
	その他	デマンド交通運行維持費補助金	1,616千円	デマンド交通運行維持費補助金	1,561千円	デマンド交通運行維持費補助金	1,681千円	デマンド交通運行維持費補助金	1,400千円	
	一般財源		5,081千円		5,303千円		5,652千円		6,900千円	
合計		6,697千円		6,864千円		7,333千円			8,300千円	
人工数	人件費	0.07人	405千円	0.06人	344千円	0.08人	262千円			
総経費		7,102千円		7,208千円		7,595千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	デマンド型交通運行日数(年間)	活動	143日	144日	146日	143日
			142日	147日	142日	
			99.30%	102.08%	97.26%	
2	一日当たりの乗車人数	成果	30人	31人	20人	21人
			16人	17人	17人	
			53.33%	54.84%	85.00%	
3	一日当たりの稼働率	成果	60%	60%	60%	60%
			50%	53%	54%	
			83.33%	88.33%	90.00%	

成果	デマンド交通は高齢者等の日常生活における移動手段として活用されている。住民の認知度を高め、利用促進につなげるため、広報活動を重点的に実施した。また、自治会からの要望を踏まえ、新たに東下津地区を対象地区に加えた。				
R7年度に向けた課題及び改善策	今後も広報活動を行うとともに、事業者との意見交換等を実施し、サービスの維持及び向上を目指す。				
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項					

厚狭北部デマンド型交通運営事業について

【経済部商工労働課】

1 目的

厚狭北部地域に居住する高齢者などマイカーを自由に利用できない方に対し、通院や買い物といった日常生活における移動手段を確保するとともに、同地域の公共交通空白・不便地域の解消を図ることを目的とする。

2 事業主体 山陽小野田市

3 運行主体 小野田第一交通株式会社
(道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業許可取得事業者)

4 運行期間 実証運行 平成27年1月5日～平成27年9月30日
本格運行 平成27年10月～

5 対象エリア

○殿様号 (松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線)

- | | | | | |
|------|------|--------|--------|------|
| ●柳瀬 | ●奥ノ浴 | ●高の嶽 | ●不動寺原東 | ●殿町五 |
| ●赤川 | ●宗末 | ●糸の木 | ●緑ヶ原団地 | ●野中 |
| ●松ヶ瀬 | ●平沼田 | ●石束 | ●厚狭緑ヶ丘 | ●大谷 |
| ●随光 | ●森広 | ●不動寺原西 | ●今市 | ●東下津 |
| | | | | ●迫山 |

運行エリア



厚狭地域中心部の乗降ポイント

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 厚狭駅 在来線口 | 19 河野内科 |
| 2 厚狭駅 新幹線口 | 20 河村医院 |
| 3 厚狭地区複合施設 | 21 久保整形外科医院 |
| 4 不二輸送機ホール(※) | 22 薬苑リハビリ内科クリニック |
| 5 JA山口県厚狭支所 | 23 しもかど歯科 |
| 6 ウエスタまるき厚狭店 | 24 田中としろう眼科 |
| 7 マックスバリュ厚狭店 | 25 たみに内科・循環器科 |
| 8 マルキユウ厚狭店 | 26 てらい内科クリニック |
| 9 厚狭郵便局 | 27 耳鼻咽喉科伯野医院 |
| 10 あさ歯科クリニック | 28 (はせがわ)耳鼻科クリニック |
| 11 厚狭セントヒル泌尿器科 | 29 吉武医院 |
| 12 あさひクリニック | 30 吉武内科クリニック |

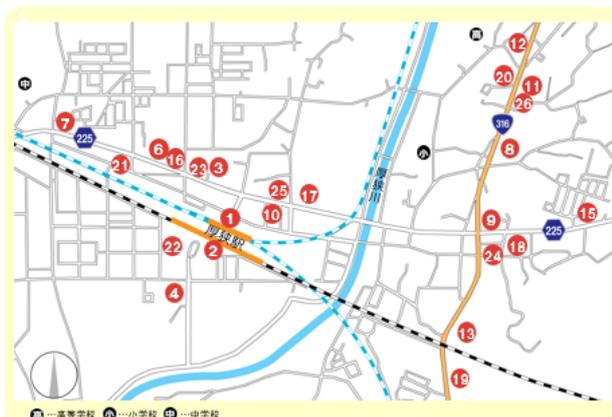
乗降場所標識



このマークが目印です!

各施設の出入口周辺を乗降場所としています。

※=山陽小野田市文化会館



○姫様号（湯の峠・陽光台・山川線）

- 湯の峠
- 鴨庄上
- 陽光台
- 山川
- 厚狭平原
- 山野井北
- 福正寺
- 西山
- 野田
- 松岳畑
- 片尾畑上
- 保戸
- 沓山田
- 鋳物師屋
- 別府
- 柏原
- 片尾畑下



厚狭地域中心部の乗降ポイント

- ① 厚狭駅 在来線口
- ② 厚狭駅 新幹線口
- ③ 厚狭地区複合施設
- ④ 不二輸送機ホール(※)
- ⑤ JA山口県厚狭支所
- ⑥ ウエスタまるき厚狭店
- ⑦ マックスバリュ厚狭店
- ⑧ マルキュウ厚狭店
- ⑨ 厚狭郵便局
- ⑩ あさ歯科クリニック
- ⑪ 厚狭セントヒル泌尿器科
- ⑫ あさひクリニック
- ⑬ 河野内科
- ⑭ 河村医院
- ⑮ 久保整形外科医院
- ⑯ 薬苑リハビリ内科クリニック
- ⑰ しもかど歯科
- ⑱ 田中としろう眼科
- ⑲ たみたに内科・循環器科
- ⑳ てらい内科クリニック
- ㉑ 耳鼻咽喉科伯野医院
- ㉒ はせがわ耳鼻科クリニック
- ㉓ 吉武医院
- ㉔ 吉武内科クリニック

乗降場所標識

このマークが目印です！

各施設の出入口周辺を乗降場所としています。

※=山陽小野田市文化会館

6 サービス内容

- (1) 運行形態 予約乗合（デマンド）型 ※ミーティングポイント方式
- (2) 運行日 月・水・金曜日（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）
- (3) 運行便数 8便／日（上下各4便）
- (4) 時刻表

○殿様号

上り				便名	下り			
1便	2便	3便	4便		1便	2便	3便	4便
8:00 締切7:30	9:00 締切8:30	11:30 締切11:00	13:30 締切13:00	柳瀬	↑	↑	↑	↑
↓	↓	↓	↓	随光	↑	↑	↑	↑
↓	↓	↓	↓	初の木	↑	↑	↑	↑
↓	↓	↓	↓	今市	↑	↑	↑	↑
↓	↓	↓	↓	厚狭地域 中心部	10:30 締切10:00	12:30 締切12:00	14:30 締切14:00	15:30 締切15:00

○姫様号

上り				便名	下り			
1便	2便	3便	4便		1便	2便	3便	4便
8:00 締切7:30	9:00 締切8:30	11:30 締切11:00	13:30 締切13:00	湯の峠	↑	↑	↑	↑
↓	↓	↓	↓	鴨庄上				
				鑄物師屋				
				山川				
				厚狭地域 中心部	10:30 締切10:00	12:30 締切12:00	14:30 締切14:00	15:30 締切15:00

(5) 運行車両

- ・運行事業者所有のジャンボタクシー車両で運行
- ・便ごとの予約者数が、基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダンタクシー車両）を運行



(6) 運賃 1乗車 300円（1名1回あたり）

<割引等>

- ・1歳未満は無料
- ・1歳以上小学生以下は150円
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、及びこれらの方を介助する方は150円

<回数券>

- ・300円×11枚綴り（販売価格：3,000円）
- ・150円×11枚綴り（販売価格：1,500円）

(7) 予約受付時間、各便の予約締切時間

- ・24時間365日体制で予約受付を実施
- ・各便の予約締切は運行開始の30分前に設定

7 予算額

8,200千円（デマンド型交通運行業務委託料：8,200千円）

30	実施計画番号	2190201	事務事業番号	219020119	課(局・室・所)・係・担当者	商工労働課	公共交通対策室
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	---------

21902商工労働課

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤		19	道路・交通網及び港湾施設の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
1	地域交通推進事業		19	高泊地区デマンド型交通運営事業		デジタル化		

事業概要	令和4年度に策定した地域公共交通計画に基づき、R4.10月のバスのダイヤ改正に合わせ、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」を廃止するとともに、同エリアを対象に、タクシー会社によるデマンド型交通を導入する。 ※デマンドタクシーは、R4.10月からR5.9月まで実証運行を実施し、その後本格運行(R5.10～)に移行した。 ※R6当初予算編成時にR7債務負担行為を設定(R7～R9)。		対象	交通不便者
			手段	高泊地区内に設定した停留所から、目的地をつなぐ運送サービスを実施。
			意図	生活交通の維持、地域公共交通の利用促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	一日当たり乗車人数	成果	16人	6人	7人	8人	9人
			6.9人	6.5人			
			43.12%	108.33%			
2	一日当たり稼働率	成果	60%	30%	30%	30%	30%
			31%	30%			
			51.67%	100.00%			
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿った生活交通充実のための事業であり妥当である。	5	35
	自治体関与の妥当性	地域公共交通網形成計画等に基づき公共交通の利便性向上を図る事業であり妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	該当する地域の市民が対象であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	地域公共交通網形成計画等に基づき公共交通の利便性向上を図る事業である。	3	
	行政評価との整合性	行政評価と整合を図っている	3	
	手法の有効性	持続可能な地域公共交通網の形成に必要な事業である	5	
効率性	実施主体の適正化	「公共交通維持」の観点から市が主体となっていく事業である。	3	
	受益者負担の適正化	利用者は運賃を負担する。	3	
	コスト効率	最低限度の経費で実施している	5	

事業期間	R4	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	経常	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	7	商工費		項	1	商工費		目	1	商工総務費	
	大事業	1	商工総務費			中事業	3	地域公共交通活性化事業				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11	
年度別 事業内容			デマンド型交通の運行委託 (実証運行R5.4～R5.9) (本格運行R5.10～R6.3)		デマンド型交通の運行委託 (本格運行R6.4～R7.3)		デマンド型交通の運行委託		デマンド型交通の運行委託		デマンド型交通の運行委託				
支出内訳			デマンド型交通 運行業務委託料	5,680千円	デマンド型交通 運行業務委託料	6,100千円	デマンド型交通 運行業務委託料	6,200千円	デマンド型交通 運行業務委託料	6,200千円	デマンド型交通 運行業務委託料	6,200千円			
					印刷製本費	100千円	印刷製本費	88千円	印刷製本費	88千円	印刷製本費	88千円			
		R5からR6 への繰越 明許費													
		合計			5,680千円		6,200千円		6,288千円		6,288千円		6,288千円		
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債														
	その他				デマンド交通運行維 持費補助金	500千円	デマンド交通運行維 持費補助金	500千円	デマンド交通運行維 持費補助金	500千円	デマンド交通運行維 持費補助金	500千円			
	一般財源			5,680千円		5,700千円		5,788千円		5,788千円		5,788千円			
	合計			5,680千円		6,200千円		6,288千円		6,288千円		6,288千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
特定財源「その他」は、運行事業者が地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金(国土交通省)を受けて、市に支出し、市が歳入するものである。	委託期間はR6.10月～R9.9月までの3年間。 ※令和7年度は経常的経費で要求
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 商工労働課 公共交通対策室 事務事業番号 219020119

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	19	道路・交通網及び港湾施設の充実	2	持続可能な地域公共交通網の形成		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	1	地域交通推進事業	19	高泊地区デマンド型交通運営事業		デジタル化		政策的
	地域公共交通網形成計画(H27年度策定)やバス路線再編計画(H30年度策定)に基づき、コミュニティバス路線「高畑・高泊循環線」は、R3年度、高泊地区の運行形態を分離し、より有効な交通手段へ転換するべく検討を行い、R4.3月末、新たにデマンドタクシーの導入と、その運行計画案をとりまとめたところである。 R4.10月のバスのダイヤ改正に合わせ、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」を廃止するとともに、タクシー会社によるデマンドタクシーの実証運行を導入する。				対象	交通不便者		
					手段	高泊地区内に設定した停留所から、目的地をつなぐ運送サービスを実施。		
					意図	生活交通の維持、地域公共交通の利用促進		

事業期間	R4 年度	～	R10以降 年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)		
支出内訳			デマンド型交通	2,885千円	デマンド型交通	5,680千円	デマンド型交通	6,100千円
			運行業務委託料		運行業務委託料		運行業務委託料	
			停留所看板	234千円	印刷製本費		印刷製本費	100千円
			作成委託料					
			印刷製本費	135千円				
			消耗品費	6千円				
合計				3,260千円		5,680千円		6,200千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他						デマンド交通運行維持費補助金	500千円
	一般財源				3,260千円		5,680千円	5,700千円
合計				3,260千円		5,680千円		6,200千円
人工数 人件費	0.00人		0.16人	917千円	0.16人	728千円		
総経費				4,177千円		6,408千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	デマンド型交通運行日数	活動		73日	146日	143日
				70日	142日	
				95.89%	97.26%	
2	一日当たり乗車人数	成果		16人	16人	16人
				4.8人	6.9人	
				30.00%	43.12%	
3	一日当たり稼働率	成果		60%	60%	60%
				23%	31%	
				38.33%	51.67%	

成果	令和4年10月から令和5年9月までの実証運行をへて、令和5年10月より本格運行している。マイカーを自由に利用できない方の交通利便性を確保した。地元での認知向上に伴い、徐々に利用者が増加しつつある。				
R7年度に向けた課題及び改善策	対象自治会等への広報活動を行うとともに、事業者との意見交換等を実施し、サービスの維持及び向上を目指す。				
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項					

高泊地区デマンド型交通運営事業について

【経済部商工労働課】

1 目的

- ・マイカーを自由に利用できない方の日常生活（買い物、通院等）における移動手段の確保
- ・既存のコミュニティバス高畑・高泊循環線ではカバーできない周辺地区（西の郷、上の郷、青葉台等）への移動手段確保
- ・既存のコミュニティバス高畑・高泊循環線ではアクセスできない目的地（国道190号沿線の商業施設、医療機関等）への移動手段確保

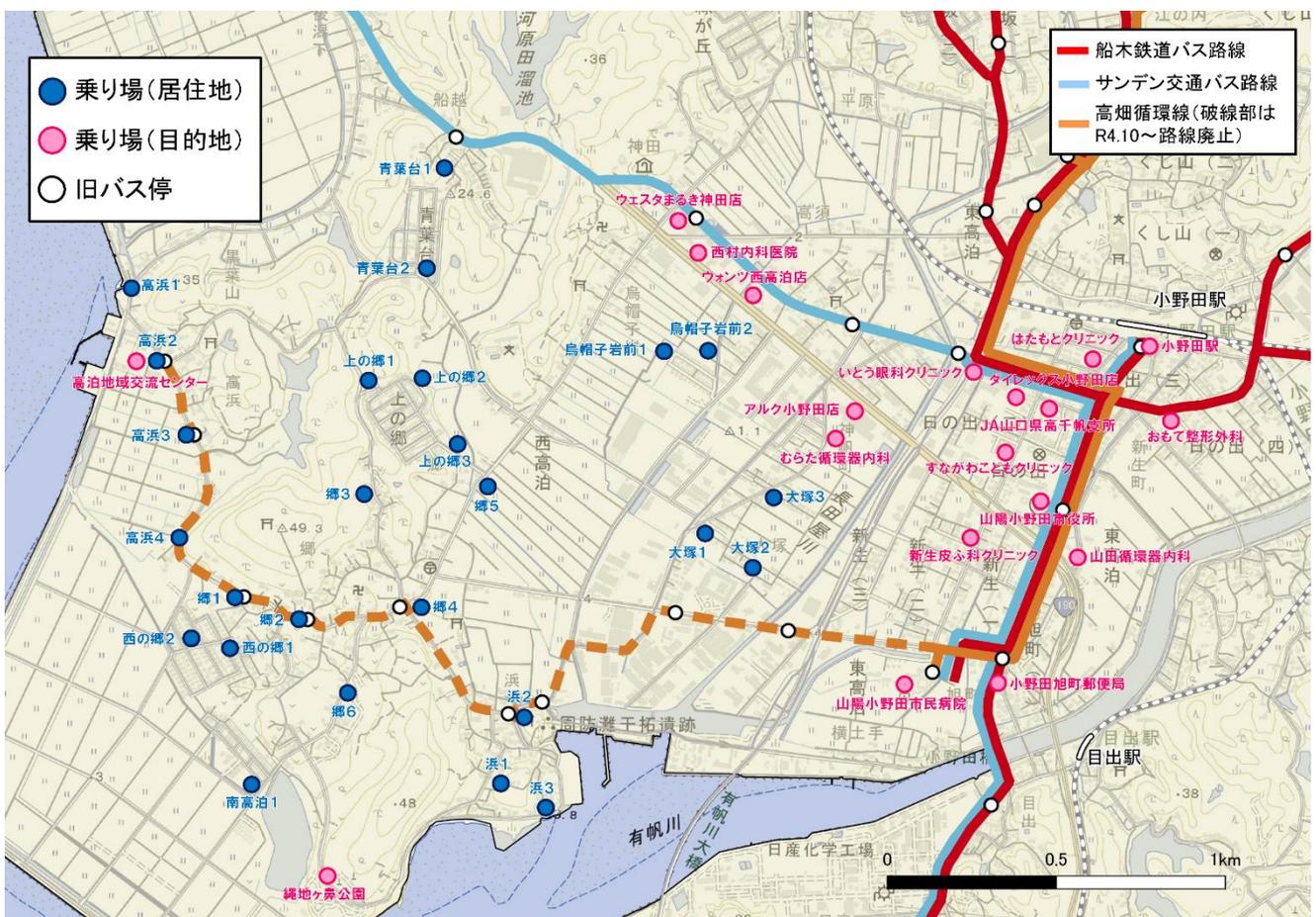
2 事業主体 山陽小野田市

3 運行主体 小野田第一交通株式会社
(道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業許可取得事業者)

4 運行期間 実証運行 令和4年10月1日～令和5年9月30日
本格運行 令和5年10月～

5 対象エリア

コミュニティバス「高畑・高泊循環線」の高泊地区沿線とその周辺



6 サービス内容

(1) 運行形態 予約乗合（デマンド）型 ※ミーティングポイント方式

(2) 運行日 月・水・金曜日（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）

(3) 運行便数

14 便／日（上下各 7 便）

【上り】 8 時台、9 時台、10 時台、11 時台、12 時台、13 時台、14 時台

【下り】 9 時台、10 時台、11 時台、12 時台、13 時台、14 時台、15 時台

(4) 乗降地点への送迎時刻（目安）

便名	8 時便	9 時便	10 時便	11 時便	12 時便	13 時便	14 時便	15 時便
運行開始時刻	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
迎え時刻	8:00 ～8:15	9:00 ～9:15	10:00 ～10:15	11:00 ～11:15	12:00 ～12:15	13:00 ～13:15	14:00 ～14:15	15:00 ～15:15
送り時刻	8:15 ～8:30	9:15 ～9:30	10:15 ～10:30	11:15 ～11:30	12:15 ～12:30	13:15 ～13:30	14:15 ～14:30	15:15 ～15:30

※8 時便は上りのみ、15 時便は下りのみ設定。

(5) 運行車両

- ・運行事業者所有のセダntaxi車両（複数）で運行
- ・便ごとの予約者数が、基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダntaxi車両）を運行



(6) 運賃 1 乗車 300 円（1 名 1 回あたり）

<割引等>

- ・1 歳未満は無料
- ・1 歳以上小学生以下は 150 円
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、及びこれらの方を介助する方は 150 円

<回数券>

- ・300 円×11 枚綴り（販売価格：3,000 円）
- ・150 円×11 枚綴り（販売価格：1,500 円）

(7) 予約受付時間、各便の予約締切時間

- ・24 時間 365 日体制で予約受付を実施
- ・各便の予約締切は運行開始の 30 分前に設定

7 予算額

6, 288 千円（デマンド型交通運行業務委託料：6, 200 千円）

（印刷製本費：88 千円）

31	実施計画番号	2190106	事務事業番号	219010602	課(局・室・所)・係・担当者	土木課	管理係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-----

21901土木課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	19	道路・交通網及び港湾施設の充実	1	道路網の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
6	小規模土木事業	2	小規模土木事業					

事業概要	生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	対象	市民(自治会)
		手段	自治会の事業を審査し、補助金を交付
		意図	市民の生活環境の向上を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	実施件数(件)	活動	-	-	-	-	-
			60				
2	待機件数(件)	活動	-	-	-	-	-
			42				
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	目的の達成が総合計画の施策に沿い、住民のニーズが高い事業。	5	33
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市小規模土木事業補助金交付要綱	3	
	対象(受益者)の妥当性	公共性の高いものが対象であり妥当	5	
有効性	事業の優先度	市要綱により定められている事業。	5	
	行政評価との整合性	市民の生活環境の向上を図る事業であり整合が取れている。	3	
	手法の有効性	自治会管理財産の維持管理費用を支援をする手法として有効である。	3	
効率性	実施主体の適正化	事業主体は住民(自治会)	3	
	受益者負担の適正化	事業費の一部負担をしている。	3	
	コスト効率	要綱等に基づき事業費の一部を支援するものであり適正である。	3	

事業期間	R2以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8		土木費	項	2	道路橋りょう費		目	1	道路橋りょう総務費	
	大事業	1	道路橋りょう総務費			中事業	1	道路橋りょう総務費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11	
年度別 事業内容			小規模土木事業助成金の 交付		同左		同左		同左		同左				
支出内訳			小規模土木事業 助成金	27,673千円	小規模土木事業 助成金	22,000千円	小規模土木事業 助成金	22,000千円	小規模土木事業 助成金	27,000千円	小規模土木事業 助成金	27,000千円			
					小規模土木事業助成 金(9月補正)	3,300千円									
		R5からR6 への繰越 明許費													
		合計			27,673千円		25,300千円		22,000千円		27,000千円		27,000千円		
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金														
	県支出金														
	地方債														
	その他														
	一般財源			27,673千円		25,300千円		22,000千円		27,000千円		27,000千円			
	合計			27,673千円		25,300千円		22,000千円		27,000千円		27,000千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市小規模土木事業補助金交付要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 土木課 管理係 事務事業番号 219010602

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	19	道路・交通網及び港湾施設の充実	1	道路網の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
6	小規模土木事業	2	小規模土木事業				政策的	
事業概要	生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%				対象	市民(自治会)		
					手段	自治会の事業を審査し、補助金を交付		
					意図	市民の生活環境の向上を図る		

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	経常+臨時	会計種別	一般	
	R3(決算額)			R4(決算額)			R5(決算額)			R6(予算額)	
支出内訳	小規模土木事業助成金	29,064千円		小規模土木事業助成金	25,581千円		小規模土木事業助成金	27,673千円		小規模土木事業助成金	22,000千円
	合計	29,064千円		25,581千円		27,673千円		22,000千円			
財源内訳/割合	国庫支出金										
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源	29,064千円		25,581千円		27,673千円		22,000千円			
合計	29,064千円		25,581千円		27,673千円		22,000千円				
人工数 人件費	1.15人	6,196千円		1.18人	6,100千円		0.63人	3,670千円			
総経費		35,260千円		31,681千円		31,343千円					

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	実施件数(件)	活動	—	—	—	
			58	60	60	
2	待機件数(件)	活動	—	—	—	
			52	46	42	
3						

成果	60件の事業に対し補助金を交付し、住民の利便性の向上に寄与することができた。					
R7年度に向けた課題及び改善策	待機件数が増加し、待期間が延びないよう必要な予算を確保していく。また、自治会の規模に応じて活用できるような仕組みについて検討していく必要がある。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項						

小規模土木事業実施状況

年度	申請件数	実施件数	年度末待機件数	工事額(円)	助成額(円)
R3	54件	58件	52件	41,697,370	29,064,000
R4	47件	60件	46件	36,775,050	25,581,000
R5	42件	60件	42件	39,735,470	27,673,000
R6	45件	44件	29件	33,978,963	23,753,000

※R6の数値は令和7年1月末時点

32	実施計画番号	2190105	事務事業番号	219010505	課(局・室・所)・係・担当者	土木課	道路整備係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-------

21901土木課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	3	都市基盤	19	道路・交通網及び港湾施設の充実	1	道路網の整備			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
5	道路維持補修事業	5	市道共和台1号線道路整備事業						

事業概要	市道共和台1号線は、大型団地内の幹線道路であり過去から一部の区間で道路施設に沈下やひび割れなどの変状が発生している。そのため舗装補修や側溝改修など通常の維持管理については適宜実施してきたが、現在も道路が沈下するなど変状が治まらない傾向にある。また、今後その変状が拡大し市民生活支障を来す恐れがあることから本格対策に着手する。	対象	舗装、側溝、附属構造物
		手段	損傷のある道路施設の改修及び対策工事
		意図	市道の損傷拡大を防止する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	道路整備工事	成果		詳細設計	工事	
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	道路施設の整備は市道の適正な管理に必要なことであり、妥当である。	5	37
	自治体関与の妥当性	市道は市が管理すべきであり、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	道路利用者の多くは市民であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	市民生活の安全確保のための事業であり速やかに実施することが必要である。	5	
	行政評価との整合性	市民生活の安全確保のための事業であり整合がとれている。	3	
	手法の有効性	安全な通行を確保するために有効である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市道は市が管理すべきであり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	市道の維持管理は市の負担で行なうものであり、適正である。	3	
	コスト効率	競争入札により請負者を決定するため適正である。	5	

事業期間	R7	年度	~	R8	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	有
予算費目	款	8		土木費	項	2	道路橋りょう費		目	3	道路橋りょう維持費	
	大事業	1	道路橋りょう維持費			中事業	1	道路橋りょう維持費				

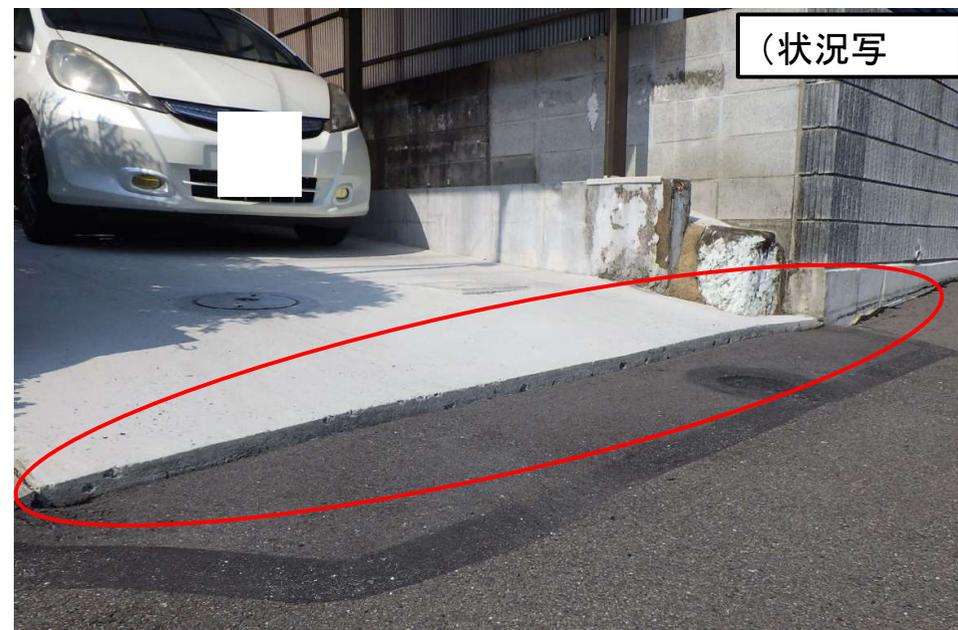
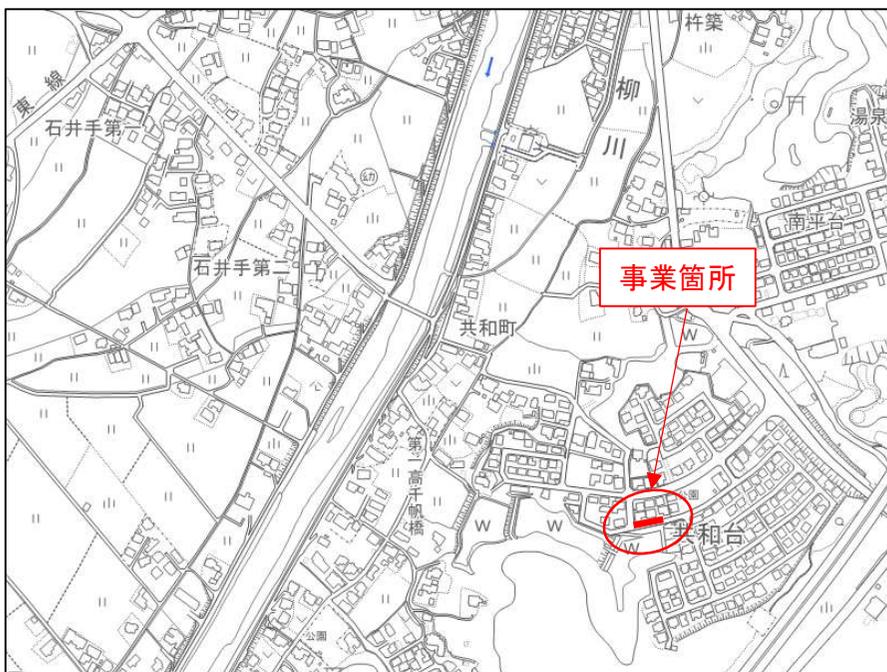
(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							詳細設計		対策工事					
	支出内訳						調査設計委託料	9,300千円	工事請負費	30,000千円				
	R5からR6 への繰越 明許費													
	合計						9,300千円		30,000千円					
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債					100%	9,300千円	100%	30,000千円					
	その他													
	一般財源													
	合計						9,300千円		30,000千円					

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
地方債:緊急自然災害防止対策事業債	R8年度に計上している対策工事費については概算工事費であり、R7年度に実施を予定している詳細調査・設計により変状のメカニズムを解析することで、必要な対策工法の検討を行う。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
道路法	

【 市道共和台1号線道路整備事業 】

補足資料(審査番号32) その1



(経緯)

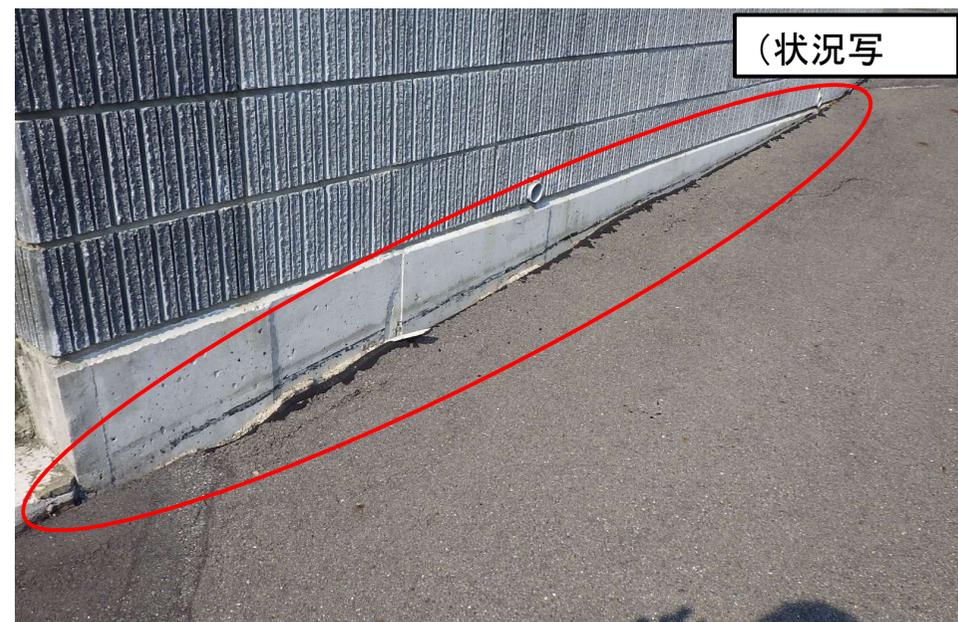
令和6年9月2日に実施した市道の巡視中に舗装の沈下を確認。そのため令和3年に地山の変状を確認する目的で、孔内傾斜計を設置し、継続的に観測を行っているので、併せてその観測を行ったところ道路を構成している地山にすべりが生じていることを確認した。

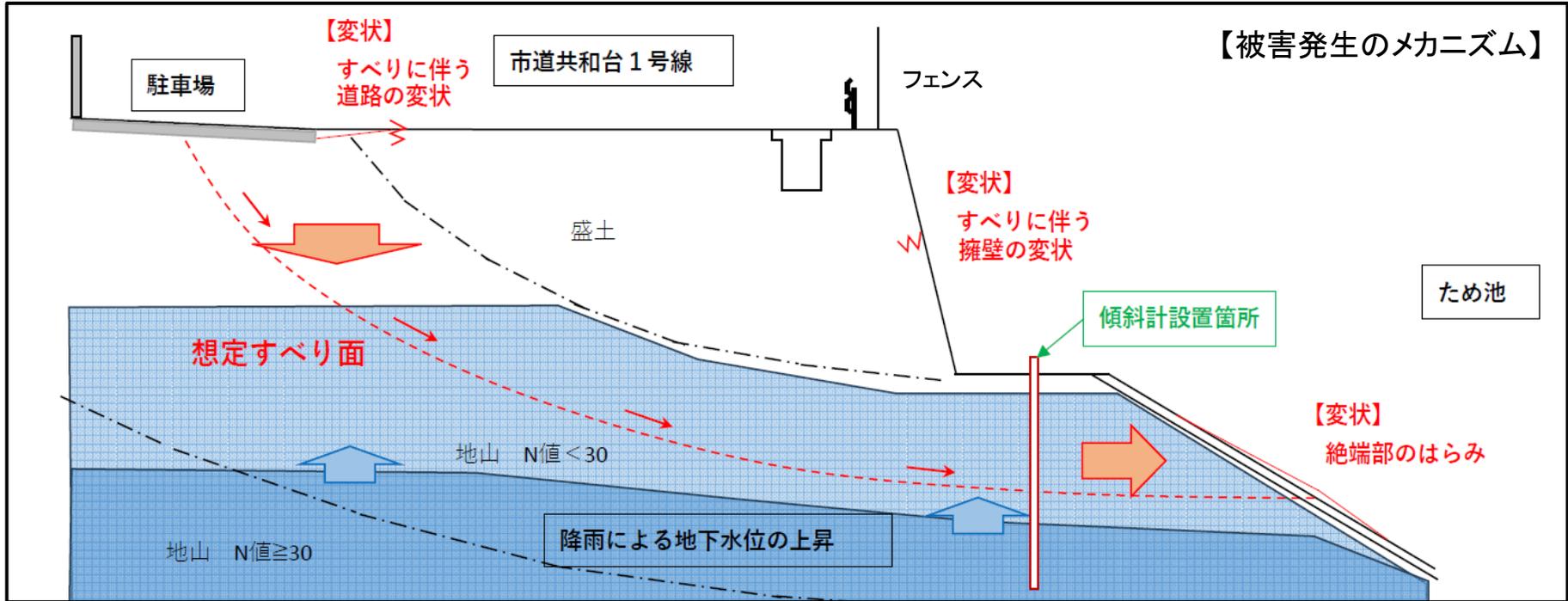
また、その影響によって宅地側の石垣や土間コンクリートにひび割れが確認された。

(対応)

変状の要因として、ブロック積み擁壁の背面側の地下水位が上昇し、地山を軟弱化させ、すべり面が滑動したことが推察される。

そのため今後も沈下等の変状が拡大する恐れがあることから対策工法を検討するための調査設計を実施する。





33	実施計画番号	2100204	事務事業番号	210020401	課(局・室・所)・係・担当者	土木課	道路整備係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-------

21002土木課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	10	防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	2	交通安全環境の整備			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	4	通学路安全対策事業	1	通学路安全対策事業	2-(1)				

事業概要	通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	対象	自転車、歩行者(児童・生徒)
		手段	路側帯及び、歩道、車道の整備 (路肩の拡幅、歩道の設置、カラー舗装化、歩道整備、側溝の蓋かけ)
		意図	通学路の安全環境向上

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	路側帯等整備延長(m)	活動	128	整備延長	整備延長	整備延長	整備延長
			128	実施中			
			100.00%				
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	山陽小野田市通学路交通安全プログラムにて抽出される市道の危険箇所の早期解決に向けて事業の推進を図る。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	路側帯の整備は通学路の安全向上につながるものであり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	市道は市が整備すべきであり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	道路利用者の多くは市民であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	市民生活(特に児童・生徒)の安全確保のための事業で、速やかに実施しなければ市民生活の安全が図れない事業	3	
	行政評価との整合性	通学路合同点検に基づき危険箇所の早期解決につながる事業である。	3	
	手法の有効性	通学路合同点検に基づく事業であり道路交通安全施設の充実に寄与する事業である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市道は市が整備すべきであり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	市道の整備は市の負担で行なうものであり、適正である。	3	
	コスト効率	国庫支出金を充当しておりコスト削減が図られている。	5	

事業期間	R2以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8		土木費	項	2	道路橋りょう費		目	4	道路新設改良費	
	大事業	1	道路新設改良費			中事業	1	道路改良事業費(交付金)			事業区分	政策的

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			通学路安全対策工事 高泊千崎線 日の出町船越線 上木屋梅の木線 南中川千代町線		通学路安全対策工事 高泊千崎線 日の出町船越線 上木屋梅の木線 片山梅田線 南中川千代町線		通学路安全対策工事		通学路安全対策工事		通学路安全対策工事			
	支出内訳		調査設計委託料(現)	4,100千円	工事請負費	39,500千円	工事請負費	43,000千円	調査設計委託料	2,000千円	調査設計委託料	1,000千円		
	R5からR6への繰越明許費		工事請負費(現)	14,164千円	用地購入費	22,500千円	補償費	18,000千円	工事請負費	38,000千円	工事請負費	55,000千円		
	13,114千円		工事請負費(繰)	23,128千円	調査設計委託料	16,000千円	調査設計委託料	17,000千円	用地購入費	16,000千円	用地購入費	7,000千円		
			補償金		工事請負費(単独)	3,000千円	用地購入費	17,000千円	補償金	18,000千円	補償金	14,000千円		
			工事請負費(単独)				工事請負費(単独)	3,000千円	工事請負費(単独)	5,000千円	工事請負費(単独)	5,000千円		
			13,114千円											
	R5からR6へ繰越													
	合計			41,391千円		81,000千円		98,000千円		79,000千円		82,000千円		
財源内訳 割合	国庫支出金		55%	22,521千円	55%	42,900千円	55%	52,250千円	55%	40,700千円	55%	42,350千円		
	県支出金													
	地方債		90%	16,300千円	90%	31,500千円	90%	41,100千円	90%	29,900千円	90%	31,100千円		
	その他													
	一般財源			2,570千円		6,600千円		4,650千円		8,400千円		8,550千円		
	合計			41,391千円		81,000千円		98,000千円		79,000千円		82,000千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
国庫支出金:①防災・安全交付金事業 補助率:55%・ ②道路交通安全施設等整備事業費補助 補助率:55% 地方債:公共事業等債 充当率:90%、地方道路等整備事業債 充当率:90%	①防災・安全交付金事業(事業費:71,000千円) 成松山川線・日の出町船越線・高泊千崎線・須賀大須恵線 (計4路線)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称 道路法、山陽小野田市通学路交通安全プログラム	②道路交通安全施設等整備事業(事業費:24,000千円) 南中川千代町線・上木屋梅の木線・千町松ヶ瀬線・片山梅田線 (計4路線)

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 土木課 道路整備係 事務事業番号 210020401

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	10	防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	2	交通安全環境の整備		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
4	通学路安全対策事業	1	通学路安全対策事業				政策的	
事業概要	通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。				対象	自転車、歩行者(児童・生徒)		
					手段	路側帯及び、歩道、車道の整備 (路肩の拡幅、歩道の設置、カラー舗装化、歩道整備、側溝の蓋かけ)		
					意図	通学路の安全環境向上		

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
支出内訳	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)			
	調査設計委託料(現)	2,239千円	工事請負費(現)	13,761千円	調査設計委託料(現)	4,100千円	工事請負費	39,500千円		
	工事請負費(現)	17,900千円	用地購入費	1,332千円	工事請負費(現)	14,164千円	用地購入費	22,500千円		
	用地購入費		工事請負費(繰)	27,868千円	工事請負費(繰)	23,128千円	調査設計委託料	16,000千円		
	調査設計委託料(繰)	16,504千円	調査設計委託料(繰)	6,258千円			工事請負費(単独)	3,000千円		
	工事請負費(繰)	8,549千円								
	25,054千円		23,135千円		13,114千円					
R2からR3へ繰越		R3からR4へ繰越		R5からR6へ繰越						
合計	45,192千円		49,219千円		41,391千円		81,000千円			
財源内訳 / 割合	国庫支出金	55/100	24,630千円	55/100	26,863千円	55%	22,521千円	55%	42,900千円	
	県支出金									
	地方債	90%	18,000千円	90%	19,400千円	90%	16,300千円	90%	31,500千円	
	その他									
	一般財源		2,562千円		2,956千円		2,570千円		6,600千円	
合計		45,192千円		49,219千円		41,391千円		81,000千円		
人工数	人件費	0.55人	3,181千円	0.60人	3,440千円	0.67人	3,903千円			
総経費		48,373千円		52,659千円		45,294千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6	
1	路側帯等整備延長(m)	活動	236	150	128	整備延長
			236	150	128	
			100.00%	100.00%	100.00%	
2						
3						

成果	通学路安全プログラムに基づき要対策箇所の歩道や路側帯整備を実施している。				
R7年度に向けた課題及び改善策	今後も引続き、要対策箇所の整備を効果的に推進し、通学路の交通安全向上を図る。				
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項	R4→R5繰越明許 23,127,500円 内訳(工事請負費:23,127,500円) R5→R6繰越明許 13,114,000円 内訳(工事請負費:3,244,000円、調査設計委託料:9,870,000円)				

34	実施計画番号	2090305	事務事業番号	209030502	課(局・室・所)・係・担当者	土木課	管理係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-----

20903土木課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	3	市域の保全		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
5	海岸防災事業	2	自然災害防止事業負担金(海岸)					

事業概要	きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。	対象	海岸施設
		手段	県が行う改修事業費の一部を負担する
		意図	未整備地区の自然災害防止事業の促進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	事業箇所数	活動	3	3	3	3	3
			3				
			100.00%				
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	海岸法に基づき山口県が策定した「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づいて行われる事業である。	5	35
	自治体関与の妥当性	公共施設は自治体で整備すべきであり、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	県事業に対し地元自治体が応分の負担金を支払うことは、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	防災事業等、市民生活の安全確保のための事業で速やかに実施しなければ市民生活の安全が図れない事業	5	
	行政評価との整合性	市民生活の安全確保に係る事業であり整合がとれている。	3	
	手法の有効性	県事業に対して支払う地元負担金であり有効である。	3	
効率性	実施主体の適正化	山口県が管理する施設であり、県が事業主体なのは適正である。	3	
	受益者負担の適正化	負担割合は県下統一であり適正である。	3	
	コスト効率	県事業に対して支払う地元負担金である。	3	

事業期間	R2以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8		土木費	項	3	河川費		目	1	河川管理費	
	大事業	1	河川管理費			中事業	2	海岸環境整備事業費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			海岸施設整備工事		同左		同左		同左		同左			
支出内訳			県事業負担金	14,481千円	県事業負担金	18,600千円	県事業負担金	16,000千円	県事業負担金	16,000千円	県事業負担金	16,000千円		
	R5からR6への繰越明許費													
	合計			14,481千円	18,600千円	16,000千円	16,000千円	16,000千円	16,000千円					
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債		100%、90%	13,600千円	100%、90%	17,100千円	100%、90%	15,000千円	100%、90%	15,000千円	100%、90%	15,000千円		
	その他													
	一般財源			881千円		1,500千円		1,000千円		1,000千円		1,000千円		
合計			14,481千円	18,600千円	16,000千円	16,000千円	16,000千円	16,000千円						

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
山口県河川課 宇部土木建築事務所所管	単独自然災害防止(海岸) (一般単独事業債:充当率100%) ・焼野海岸(国費率0%、市負担率30%) 3,000千円 ・郡津布田海岸(国費率0%、市負担率30%) 3,000千円 海岸堤防等老朽化対策緊急事業(公共事業等債:充当率90%、交付税算入30%) ・郡・津布田海岸(市負担率10%) 10,000千円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 土木課 管理係 事務事業番号 209030502

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	3	市域の保全	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
5	海岸防災事業	2	自然災害防止事業負担金(海岸)				義務的
事業概要	きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。 なお、令和5年度県事業負担金が確定したので、3月議会において予算(2,170千円)を補正する。				対象	海岸施設	
					手段	県が行う改修事業費の一部を負担する	
					意図	未整備地区の自然災害防止事業の促進	

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)				
支出内訳	県事業負担金	2,633千円	県事業負担金	9,463千円	県事業負担金	14,481千円	県事業負担金	18,600千円		
	合計	2,633千円	9,463千円	14,481千円	18,600千円					
財源内訳 / 割合	国庫支出金									
	県支出金									
	地方債	100%	2,500千円	100%、90%	8,400千円	100%、90%	13,600千円	100%、90%	17,100千円	
	その他									
	一般財源		133千円		1,063千円		881千円		1,500千円	
合計	2,633千円	9,463千円	14,481千円	18,600千円						
人工数	0.06人	347千円	0.03人	172千円	0.03人	175千円				
総経費	2,980千円	9,635千円	14,656千円							

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	事業箇所数	2	3	3	3
		2	3	3	
		100.00%	100.00%	100.00%	
2					
3					

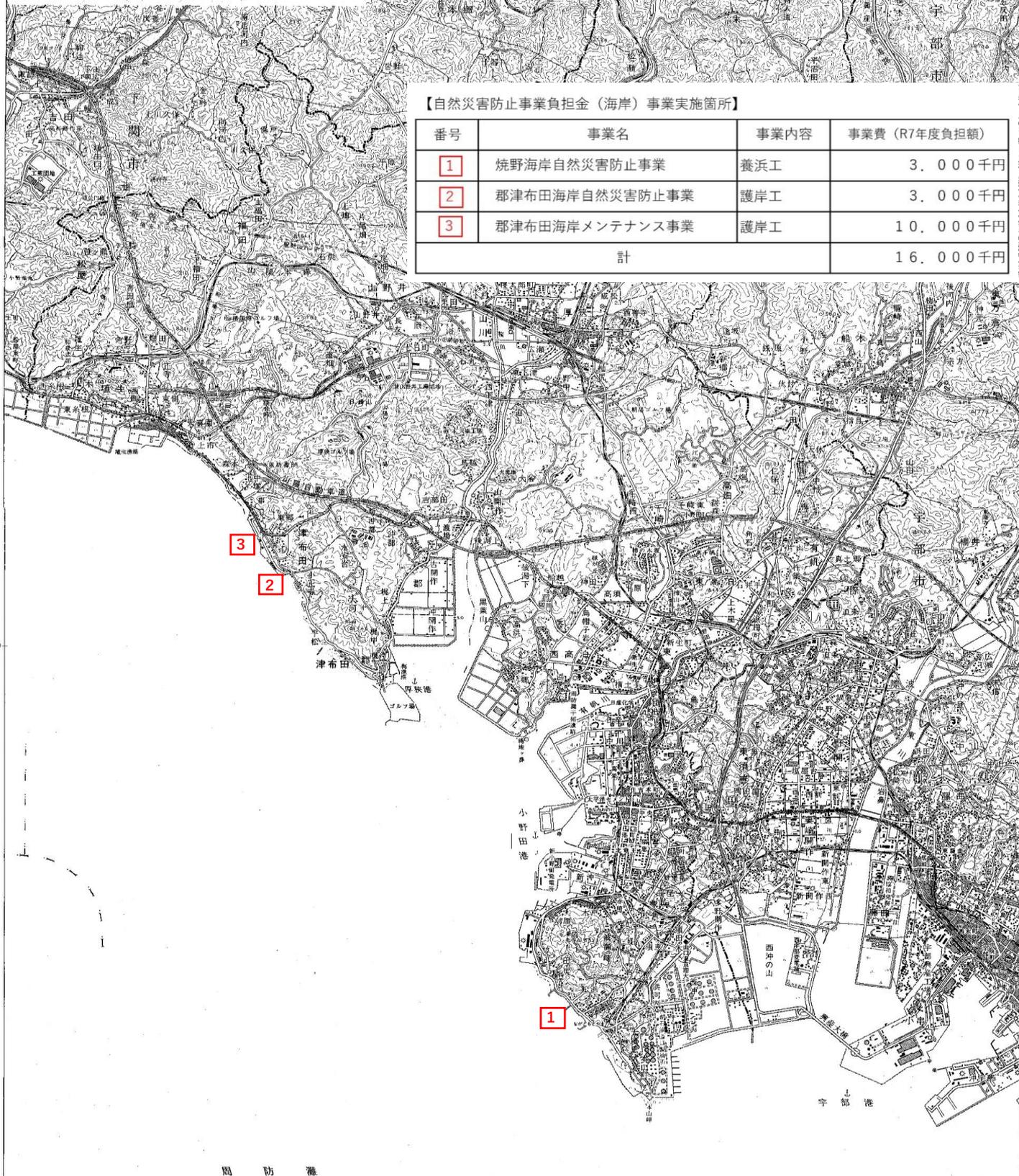
成果	山口県が実施する事業の進捗状況に応じて山口県に支払う地元負担金を調整した。				
R7年度に向けた課題及び改善策	山口県に対して事業の進捗率の向上を求めると共に地元負担金の予算確保に努める。				
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項					

位置略図



【自然災害防止事業負担金（海岸）事業実施箇所】

番号	事業名	事業内容	事業費（R7年度負担額）
1	焼野海岸自然災害防止事業	養浜工	3,000千円
2	郡津布田海岸自然災害防止事業	護岸工	3,000千円
3	郡津布田海岸メンテナンス事業	護岸工	10,000千円
計			16,000千円



35	実施計画番号	2090309	事務事業番号	209030902	課(局・室・所)・係・担当者	土木課	河川港湾係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-------

20903土木課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	3	市域の保全		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
9	小規模河川保全事業	2	河川整備事業	1-(2)				

事業概要	<p>境川は、上流の埴生山溜池にその源を發し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。</p> <p>当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。</p> <p>このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。</p>	対象	普通河川境川
	手段	護岸整備	
	意図	環境保全、防災	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	設計・工事	活動	基本設計	詳細設計	工事	工事	工事
			完了	実施中			
			100.00%	3.00%			
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	河川機能の強化は市民の財産を守ることになるため妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	普通河川の管理は市のため妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	河川は市の管理であり妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	防災に寄与し、市民生活の安全確保のための事業である。	3	
	行政評価との整合性	防災につながる事業であり、整合がとれている。	3	
	手法の有効性	防災につながる事業であり、効果が見込める。	3	
効率性	実施主体の適正化	普通河川の管理は市のため妥当	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることが適当でない事業	3	
	コスト効率	入札による事業実施であり、コスト削減の余地がない。	3	

事業期間	R5	年度	~	R9	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8	土木費		項	3	河川費		目	1	河川管理費	
	大事業	1	河川管理費			中事業	1	河川管理費				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			測量、基本設計		詳細設計、用地補償		工事、用地補償		工事		工事			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費		調査設計委託料	12,260千円	調査設計委託料	8,000千円	工事請負費	22,000千円	工事請負費	30,000千円	工事請負費	20,000千円		
					用地購入費	2,000千円	用地購入費	2,000千円						
合計		114,000千円		12,260千円		10,000千円		24,000千円		30,000千円		20,000千円		
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債	40,000千円			100%	10,000千円	100%	24,000千円						
	その他													
	一般財源	74,000千円		12,260千円						30,000千円		20,000千円		
合計		114,000千円		12,260千円		10,000千円		24,000千円		30,000千円		20,000千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
地方債:緊急自然災害防止対策事業債(実施設計、工事、用地補償)	R5 基本設計(基本測量、用地調査、概略設計) R6 詳細設計(用地測量、詳細設計)用地補償
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	R7 工事、用地補償 R8 工事 R9 工事完了予定

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 土木課 河川港湾係 事務事業番号 209030902

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	3	市域の保全		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	9	小規模河川保全事業	2	河川整備事業				施設維持管理
	境川は、上流の埴生山溜池にその源を發し、山間に南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。 当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。				対象	普通河川境川		
					手段	護岸整備		
					意図	環境保全、防災		

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳					調査設計委託料	12,260千円	調査設計委託料	8,000千円
							用地購入費	2,000千円
	合計					12,260千円		10,000千円
	財源内訳 / 割合							
国庫支出金								
県支出金								
地方債							100%	10,000千円
その他								
一般財源						12,260千円		
合計						12,260千円		10,000千円
人工数 人件費					0.11人	641千円		
総経費						12,901千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	設計・工事	活動		基本設計 実施中 50.00%	詳細設計
2					
3					

成果	基本設計については業務委託契約を締結したが、委託先業者が山口県内で発生した7月豪雨に伴う災害復旧業務を優先して対応する事態となったため、業務完了期日を翌年度に延長した。				
R7年度に向けた課題及び改善策	令和7年度には工事に着工できるよう令和6年度において基本設計並びに詳細設計を完了させる。				
目標達成度	C	R7年度に向けた方向性			
	成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項	R5→R6 繰越明許 12,260千円(調査設計委託料)				

位置図

山陽小野田市立
埴生小中学校

178



36	実施計画番号	2160102	事務事業番号	216010201	課(局・室・所)・係・担当者	建築住宅課	建築係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----

21601建築住宅課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤		16	住環境の確保	1	住宅整備の支援	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
2	住宅リフォーム助成事業		1	住宅リフォーム資金助成制度				

事業概要	対象	自らが居住する家屋のリフォーム工事を行う家屋の所有者
	手段	市広報紙等で広く募集し、工事完了後、助成金を支給する。
	意図	地域経済の活性化と住環境の向上

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	助成金額	活動	10,000,000円	10,000,000円	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円
			9,950,000円	6,630,000円			
			99.50%	66.30%			
2	助成件数	活動	-	-	-	-	-
			180件	115件			
			-	-			
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	住環境の向上を図るためには、住宅リフォームを促進させることが必要であり、概ね妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	良質な居住の確保を図ることは、市の責務である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市内に既存の住宅を所有する市民を交付の対象とし、市民の住環境の向上を図っているため、概ね妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱に定める事業	5	
	行政評価との整合性	住環境の向上を図るためには、住宅リフォームを促進させることが必要である。	3	
	手法の有効性	住環境の向上を図るためには、住宅リフォームを促進させることが必要である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施すべき事業である。	3	
	受益者負担の適正化	助成額は、事業費の10%(上限7万円)である。	3	
	コスト効率	国費等の充当はない。被助成者が施工業者に発注する工事に対し助成するものであり、更なるコスト削減の余地はない。	3	

事業期間	R4以前	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8		土木費	項	6	住宅費		目	1	住宅管理費	
	大事業	1	住宅管理費			中事業	2	市営住宅維持管理費(単独)				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容			住宅リフォームの助成		住宅リフォームの助成		住宅リフォームの助成		住宅リフォームの助成		住宅リフォームの助成			
支出内訳			住宅リフォーム助成金	9,950千円	住宅リフォーム助成金	10,000千円	住宅リフォーム助成金	12,000千円	住宅リフォーム助成金	12,000千円	住宅リフォーム助成金	12,000千円		
	R5からR6への繰越明許費													
	合計			9,950千円		10,000千円		12,000千円		12,000千円		12,000千円		
財源内訳/割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源			9,950千円		10,000千円		12,000千円		12,000千円		12,000千円		
	合計			9,950千円		10,000千円		12,000千円		12,000千円		12,000千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	令和5年度一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議において、予算の増額が求められた。
山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 建築住宅課 建築係 事務事業番号 216010201

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	16	住環境の確保		1	住宅整備の支援		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	2	住宅リフォーム助成事業	1	住宅リフォーム資金助成制度					政策的
	リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。					対象	自らが居住する家屋のリフォーム工事を行う家屋の所有者		
						手段	市広報紙等で広く募集し、工事完了後、助成金を支給する。		
						意図	地域経済の活性化と住環境の向上		

事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)			R4(決算額)			R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳	住宅リフォーム助成金	9,880千円		住宅リフォーム助成金	9,830千円		住宅リフォーム助成金	9,950千円	住宅リフォーム助成金	10,000千円
	合計		9,880千円			9,830千円			9,950千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金									
	県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源		9,880千円			9,830千円			9,950千円	
合計		9,880千円			9,830千円			9,950千円		10,000千円
人工数	人件費	0.54人		2,100千円	0.45人		1,597千円	0.55人		2,261千円
総経費				11,980千円			11,427千円			12,211千円

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	助成金額	活動	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
			9,880,000円	9,830,000円	9,950,000円	
			98.80%	98.30%	99.50%	
2	助成件数	活動	—	—	—	
			175件	170件	180件	
			—	—	—	
3						

成果	住宅改修の支援につながっている。				
R7年度に向けた課題及び改善策					
目標達成度	B	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項					

山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実績

※令和6年度は暫定値です

R7/1/14 (建築住宅課)

○予算及び実績

(単位：千円)

年度	実施内訳	予算					合計	助成金額	工事金額 (税抜き)	費用対 効果
		当初	6月補	9月補	12月補	3月補				
H21	一般	0	0	7,000	7,000	7,000	21,000	20,460	221,646	11倍
H22	一般	-	-	-	-	-	-	6,140	106,123	17倍
	災害	-	-	-	-	-	-	16,860	313,321	19倍
	計	0	0	25,000	500	0	25,500	23,000	419,444	18倍
H23	一般	0	0	10,070	0	0	10,070	9,836	178,979	18倍
H24	一般	0	8,000	0	0	0	8,000	7,450	121,404	16倍
H25	一般	8,000	2,000	0	0	0	10,000	9,920	172,215	17倍
H26	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,920	174,890	18倍
H27	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	162,348	16倍
H28	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	153,535	15倍
H29	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,850	157,458	16倍
H30	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,920	148,884	15倍
H31	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	158,808	16倍
R02	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,810	142,189	14倍
R03	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,880	163,625	17倍
R04	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,830	171,022	17倍
R05	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	192,468	19倍
R06	一般	10,000	0	0	0	0	10,000	9,980	150,104	15倍
	合計	118,000	10,000	42,070	7,500	7,000	184,570	179,856	2,889,019	16倍

○申請及び助成件数

年度	実施内訳	受付期間		申請 件数	助成 件数	助成件数の内訳 (助成金額別)							
		開始	終了			1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	10万円
H21	一般	10/13	12/18	311	303			102		39		25	137
H22	一般	12/1	2/28	111	102			18		14		70	
	災害	10/1	11/30	203	199			21		20		19	139
	計	-	-	314	301			39		34		89	139
H23	一般	11/1	1/20	178	172	4	14	13	7	22	5	107	
H24	一般	8/20	2/12	137	130	2	10	13	7	8	14	76	
H25	一般	6/3	12/2	173	173	6	11	14	11	15	9	107	
H26	一般	5/1	11/26	175	170	1	9	15	14	15	15	101	
H27	一般	5/1	11/19	183	173	4	5	19	17	14	7	107	
H28	一般	5/1	11/17	187	180	5	19	13	10	22	9	102	
H29	一般	5/1	1/31	179	174	7	15	15	10	7	12	108	
H30	一般	5/1	1/24	187	181	8	12	19	19	11	12	100	
H31	一般	5/7	10/23	179	177	8	8	21	10	15	7	108	
R02	一般	5/7	1/18	204	191	7	29	17	24	10	9	95	
R03	一般	5/6	10/27	182	175	4	11	22	14	11	6	107	
R04	一般	4/4	9/27	177	170	5	13	9	15	11	9	105	
R05	一般	4/3	10/5	194	180	4	14	19	18	16	9	100	
R06	一般	4/1	10/8	184	178	6	18	8	13	18	15	100	
	合計	-	-	3,144	3,028	71	188	358	189	268	138	1537	276

※平成23年度の助成件数の内訳は、助成金額を万単位に四捨五入して整理している。

過去5年件数 703 19 56 58 60 56 39 412
 助成金額の割合 3% 8% 8% 9% 8% 6% 59%

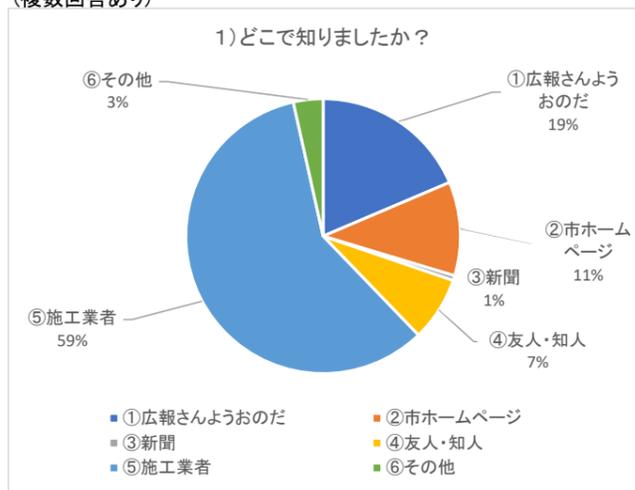
令和6年度 住宅リフォーム資金助成金アンケート(申請者)

(令和7年2月5日現在)
(回収件数142枚)

1) 住宅リフォーム資金助成事業をどこで知りましたか？(複数回答あり)

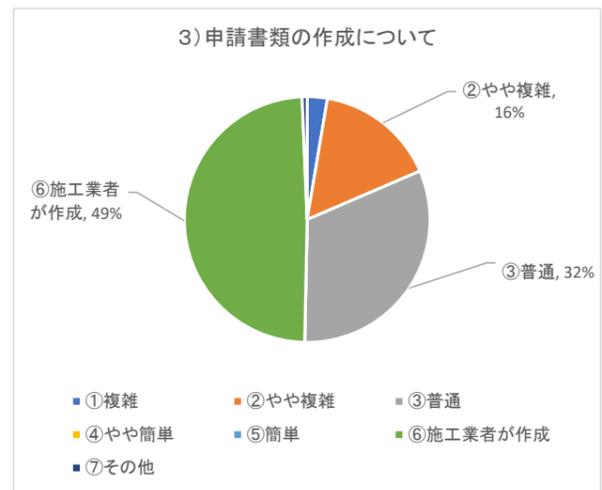
①広報さんようおのだ	32
②市ホームページ	19
③新聞	1
④友人・知人	13
⑤施工業者	101
⑥その他	6

- ・ 一度使った
- ・ 兄・姉
- ・ SNS
- ・ ネット
- ・ YouTube



3) 申請書類の作成について

①複雑	4
②やや複雑	24
③普通	48
④やや簡単	0
⑤簡単	0
⑥施工業者が作成	74
⑦その他	1

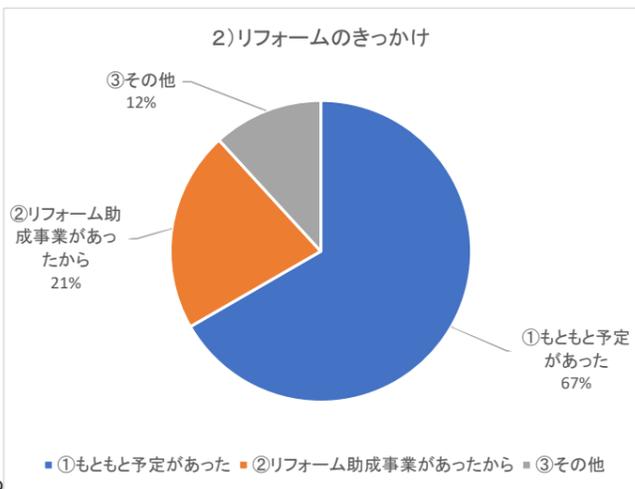


183

2) リフォームのきっかけ

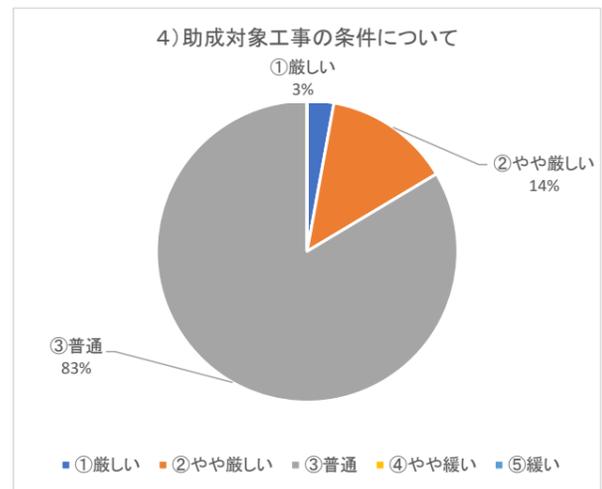
①もともと予定があった	96
②リフォーム助成事業があったから	31
③その他	17

- ・ 雨漏り
- ・ トイレが故障した為
- ・ 屋根(トタン)がバタバタしていました。台風の時、飛ぶかもしれないと考え、不安になりました。
- ・ 雨漏りの為屋根の葺き替え/内装
- ・ 温水器の調子が悪かったので
- ・ 破損の為
- ・ 引越
- ・ トイレのセンサーが壊れたので
- ・ 設備の故障のため
- ・ 他業者がリフォーム工事をさせてほしいと何度も来られたから。
- ・ 老いて来て足腰が弱くなって来た為
- ・ 施工業者からの指摘
- ・ リフォームをしなければならぬ状態
- ・ 屋根の樋が破損した為
- ・ お風呂に隙間風が入って冬が来るので寒く困って業者の方に相談したら、この助成金のある事を知りました。
- ・ 台風が怖い



4) 助成対象工事の条件について

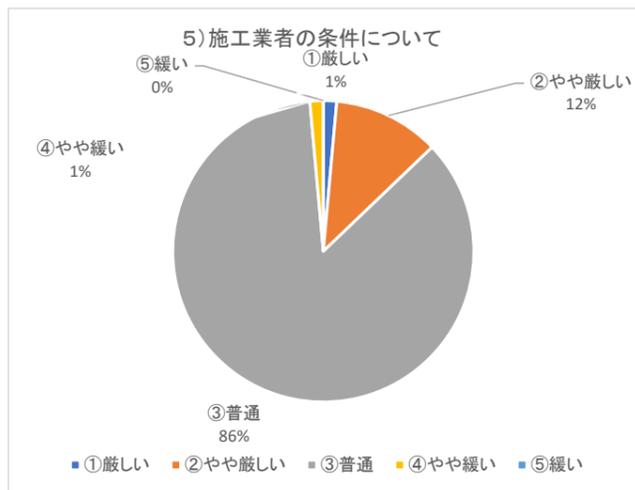
①厳しい	4
②やや厳しい	19
③普通	117
④やや緩い	0
⑤緩い	0



5) 施工業者の条件について

- ① 厳しい
- ② やや厳しい
- ③ 普通
- ④ やや緩い
- ⑤ 緩い

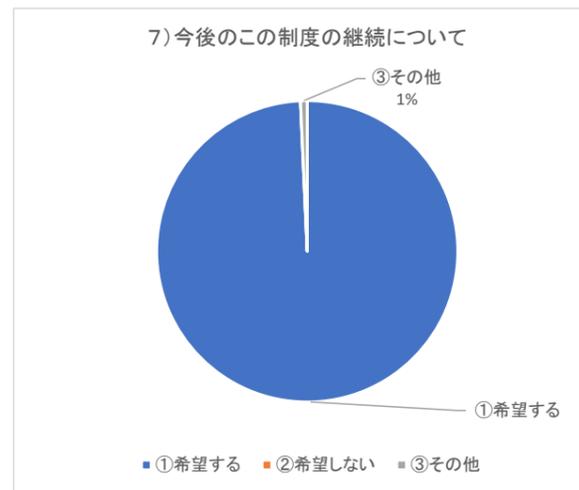
2
16
120
2
0



7) 今後の、この制度の継続について

- ① 希望する
- ② 希望しない
- ③ その他

138
0
1

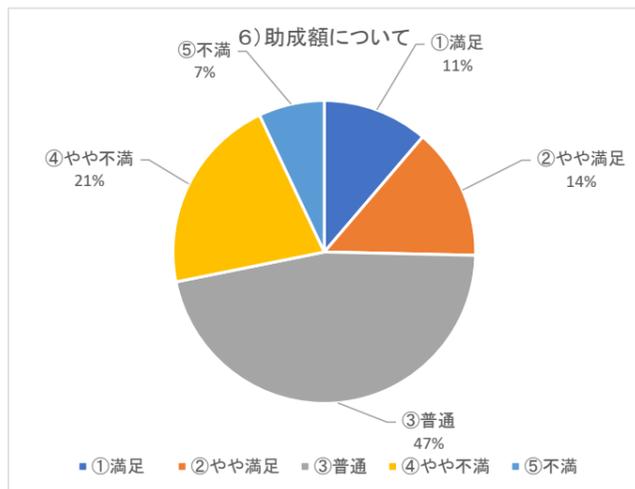


184

6) 助成額について

- ① 満足
- ② やや満足
- ③ 普通
- ④ やや不満
- ⑤ 不満

16
20
66
30
10



8) ご意見

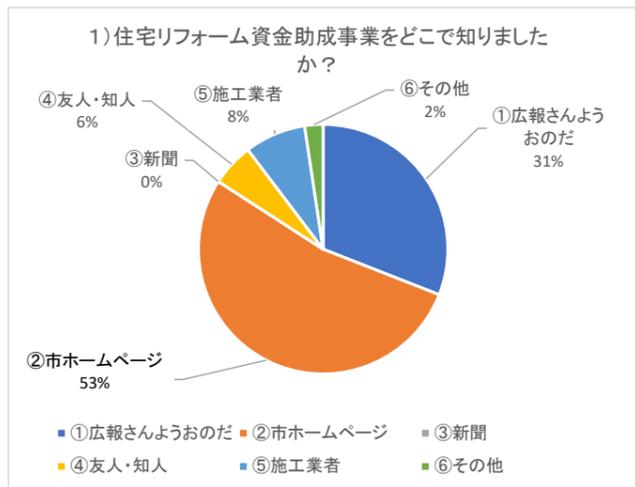
- ・ 28万かかったのですが、8000は切り捨てられ残念です。
- ・ 千円単位の助成額が切り捨てだったので、残念でした。〇〇万円の場合、1割助成になると〇万〇千円となりますが、千円単位が削られたので、〇千円まで助成があると嬉しかったです。
- ・ お世話になっております。リフォームを考える際に、このような助成金があると前向きな気持ちになれると思います。助かりました。ありがとうございます。
- ・ 金額が少ない。
- ・ 修理が終了し、台風の時の恐怖心がなくなりました。助成金ありがとうございました。
- ・ 多くの方が申請されると市も大変では。④にしたいけど、③にとどめました。この制度ありがとうございました。
- ・ せめて10%、上限10万円。①交付申請→内示通知、②完了報告→助成額の決定、①②共時間がかかりすぎる。②の決定通知書月日は9月26日となっていますが、最近の郵便事情もあり私に届いたのは10月1日です。①の内示通知はTELの一方がほしい。工事日程が組めない。
- ・ 一律70,000円のようにするのではなく、〇〇%で最高100,000円のように幅をもたせた方が良いと思います。(5%で最高100,000円ぐらいが良い?)
- ・ 施工業者さんが申請書類作成してくださり助かりました。リフォーム資金助成事業の流れを見た時、屋根に上がって写真とったり無理とまず頭によぎりました。申請し、工事完了しほんとうにありがとうございますという気持ちです。
- ・ 住宅リフォームのきっかけになるため有益
- ・ 大変ありがたい事業だと思います。
- ・ できればもう少し増額して頂きたい。
- ・ クーラーがすぐくように思われます。
- ・ 2年に1回の助成金が毎年1回受けられるようになればよいと思います。
- ・ 次回の助成事業は何年あけたらもらえるのか
- ・ リフォームの資金に合った助成金の方が助かります。
- ・ 助成金があればリフォームするきっかけになると思うが、他市に比べて助成額が少なく感じる。
- ・ とても良い制度だと思います。
- ・ 特にありませんが、助かりました。お礼申し上げます。
- ・ 物価高の時代補助制度があれば、良いと思います。
- ・ 書類作成や写真など大変なので施工業者さんがほぼ作成してくれたので、助かりました。
- ・ ありがとうございます。
- ・ 申請書類ですが申請順のファイル番号を振り付けて頂ければ良いと思います。私はPCに保存する時にファイル頭にNo.を付け保存しました。
- ・ 助成額の増額を希望します

令和6年度 住宅リフォーム資金助成金アンケート(施工業者)

(令和7年2月5日現在)
(回収件数106枚)

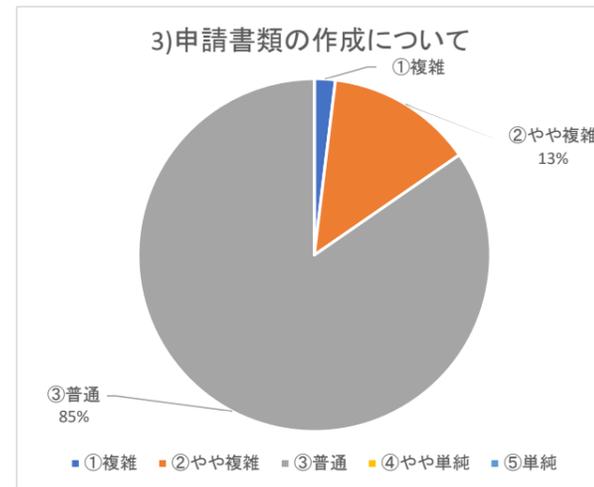
1) 住宅リフォーム資金助成事業をどこで知りましたか？

①広報さんようおのだ	39
②市ホームページ	67
③新聞	0
④友人・知人	7
⑤施工業者	10
⑥その他	3
・ 施主から	
・	
・	



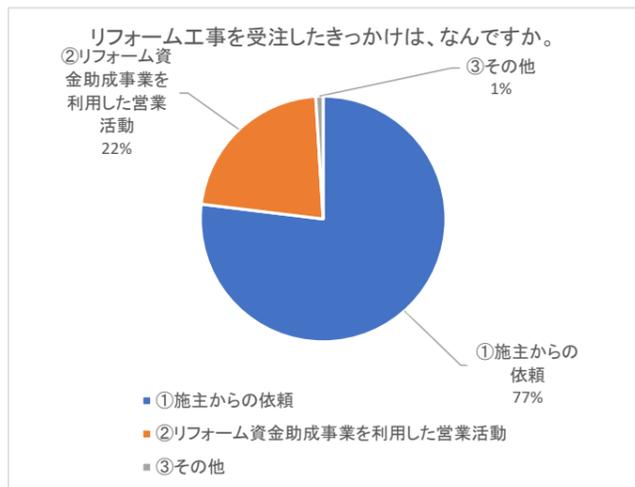
3) 申請書類の作成について

①複雑	2
②やや複雑	14
③普通	88
④やや単純	0
⑤単純	0



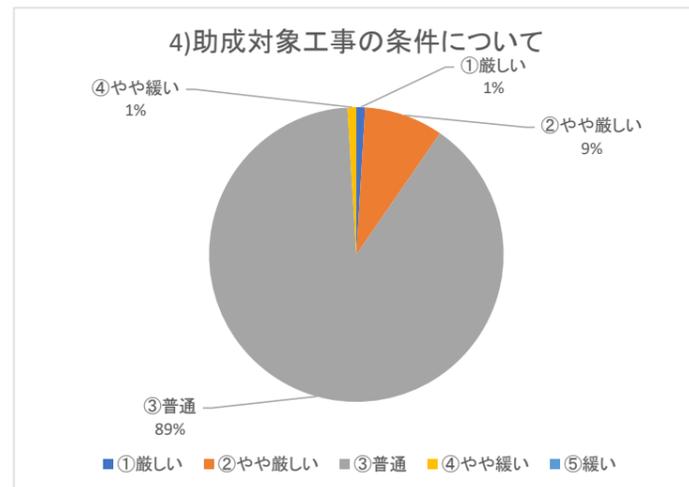
2) リフォーム工事を受注したきっかけ

①施主からの依頼	80
②リフォーム資金助成事業を利用した営業活動	23
③その他	1



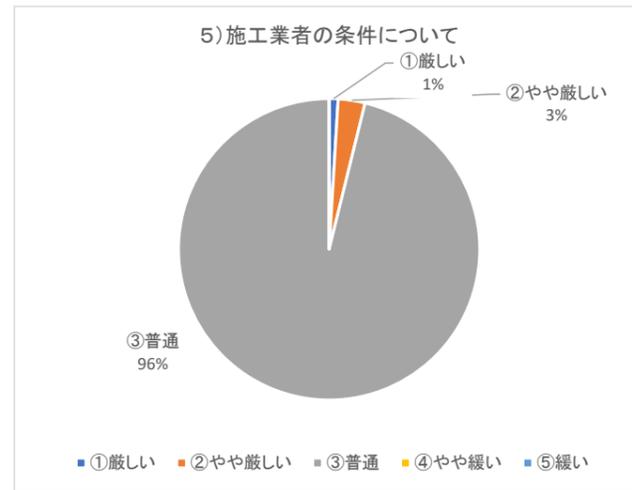
4) 助成対象工事の条件について

①厳しい	1
②やや厳しい	9
③普通	93
④やや緩い	1
⑤緩い	0



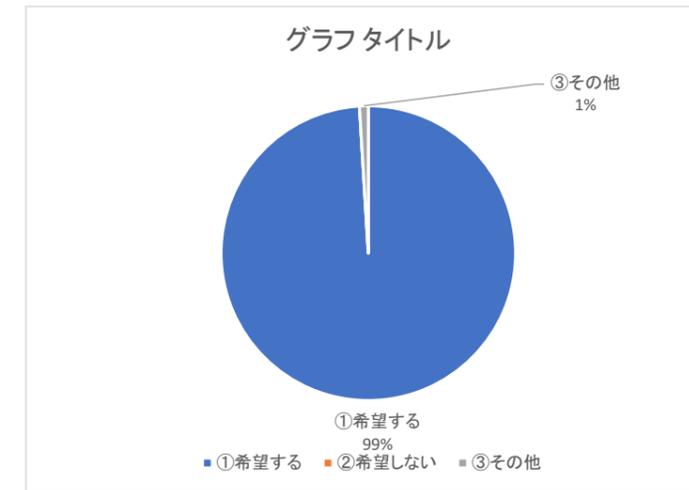
5) 施工業者の条件について
 ① 厳しい
 ② やや厳しい
 ③ 普通
 ④ やや緩い
 ⑤ 緩い

1
3
100
0
0



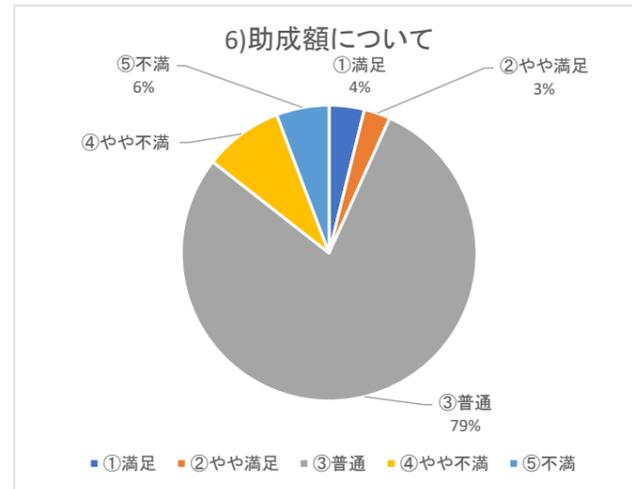
7) 今後の、この制度の継続について
 ① 希望する
 ② 希望しない
 ③ その他

103
0
1



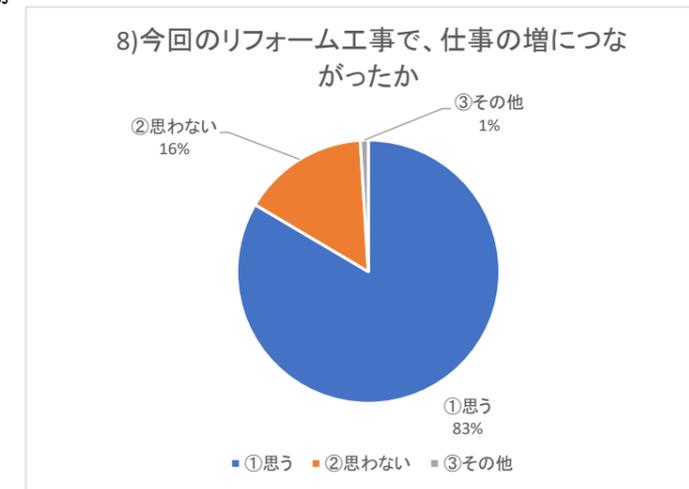
186
6) 助成額について
 ① 満足
 ② やや満足
 ③ 普通
 ④ やや不満
 ⑤ 不満

4
3
82
9
6



8) 今回のリフォーム工事で、仕事の増につながったか
 ① 思う
 ② 思わない
 ③ その他
 ・受注しやすくなった

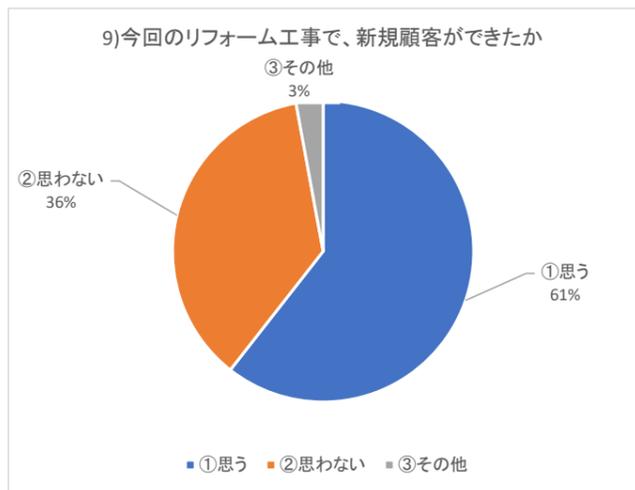
86
16
1



9) 今回のリフォーム工事で、新規顧客ができたか

①思う	63
②思わない	38
③その他	3

- 提案する内容がより充実する
- 以前のように助成額を10万円にして欲しい
- 事務経費の減
- 助成額が増えることで受注が増える
- 来期に使いたい顧客ができた



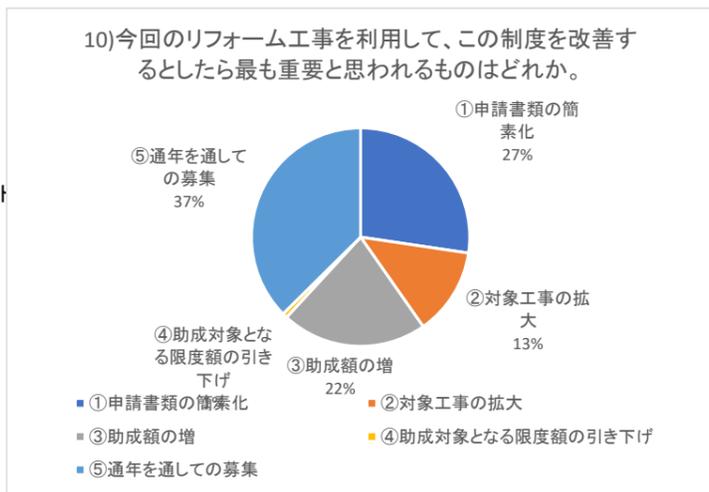
11) その他、ご意見があればお書きください。

- ・何度も足を運ばないといけないのが負担
- ・項目の8,9では、今回は助成金からのお話で工事を受注させていただいた流れではありませんでしたが、この制度を継続していただけるとお客様のご負担が軽くなり喜ばれると思います。お客様も喜ばれており大変嬉しく思いました。ありがとうございました。
- ・リフォームを希望する人が増える。
- ・申請してから決定までの期間が長く、工事予定が立てづらい！行政の対応を早くしてもらえると助かります。また助成金の制度をもっと広報して頂きたいです。
- ・ありがとうございます。
- ・助成額の増額でたとえばバリアフリー工事、小規模な耐震化工事等には増額するなどメリハリをつけると施主様の感心をもらえenと思います。
- ・これからも続けてほしいです。
- ・上限が7万円ですが、100万円以上は10万円に出来ないでしょうか？
- ・申請手続きで①申請→②完了申請→③請求書計3回のところを完了+請求を同時に簡素化できないものでしょうか？
- ・いつもお世話様になります。今後共、何卒よろしくお願い申し上げます。
- ・最近では経済的にも市民の皆さまも大変そうに思います。なのでこの制度は大変好評です。
- ・営業に繋がります。続けて頂きたいと思います。

10) 今回のリフォーム工事を利用して、この制度を改善するとしたら最も重要と思われるものはどれか。

その理由(複数回答あり)	
①申請書類の簡素化	38
②対象工事の拡大	18
③助成額の増	30
④助成対象となる限度額の引き下げ	1
⑤通年を通しての募集	52
⑥その他	6

- ・他市に比べて弱い！
- ・1の簡素化もありがたいですが、金額の増額の方が施主様へのインパクトが大きい
- ・受注件数の増加にもつながる
- ・何回も足を運ばなければならず、手間もかかるため
- ・リフォーム工事のきっかけとなるから



平成27年(2015年)産業連関表による経済波及効果 簡易計算ツール (統合大分類(37部門) Ver.1)

※令和6年度のリフォーム助成金に関する直接工事費(新規需要額欄)と各部門への波及効果
(総務省ホームページから引用)

計算結果

	部門の例示	① 新規需要額 (単位:百万円)
01	農林漁業	米、野菜、畜産、漁業
06	鉱業	石油、原油、天然ガス
11	飲食料品	食肉、精米、パン類、冷凍食品、酒類
15	繊維製品	衣服、じゅうたん、帽子、寝具
16	パルプ・紙・木製品	木材、家具、紙、段ボール箱
20	化学製品	化学肥料、医薬品、化粧品、洗剤
21	石油・石炭製品	ガソリン、灯油、LPG、コークス
22	プラスチック・ゴム製品	プラスチック管、タイヤ、チューブ
25	窯業・土石製品	ガラス、セメント、陶磁器
26	鉄鋼	鋼板、鋼管
27	非鉄金属	銅、アルミニウム、電線、ケーブル
28	金属製品	鉄骨、シャッター、ボルト、ドラム缶、刃物
29	はん用機械	ボイラ、原動機、ポンプ
30	生産用機械	パワーショベル、ドリル、印刷機、旋盤、耕うん機
31	業務用機械	複写機、自動販売機、医療器具、カメラ
32	電子部品	半導体素子、液晶パネル、電子回路
33	電気機械	電気照明器具、エアコン、冷蔵庫
34	情報通信機器	パソコン、テレビ、デジタルカメラ、携帯電話機
35	輸送機械	乗用車、鉄道車両、航空機、船舶
39	その他の製造工業製品	印刷、革靴、楽器、がん具、時計、装身具
41	建設	住宅建築、建設補修、公共事業
46	電力・ガス・熱供給	電気、自家発電、都市ガス、熱供給
47	水道	上水道、工業用水、下水道
48	廃棄物処理	ごみ処理、産業廃棄物処理
51	商業	卸売、小売
53	金融・保険	金融、生命保険、損害保険
55	不動産	住宅賃貸、貸店舗、駐車場管理
57	運輸・郵便	鉄道、トラック輸送、航空輸送、水運、郵便
59	情報通信	電話、放送、ソフトウェア、映画制作、新聞
61	公務	国、地方公共団体
63	教育・研究	学校、研究所、図書館、博物館
64	医療・福祉	病院、保健所、保育所、福祉施設、介護
65	他に分類されない会員制団体	商工会議所、労働団体、学術団体
66	対事業所サービス	物品賃貸、広告、法律事務所、労働者派遣、警備業
67	対個人サービス	ホテル・旅館、飲食店、遊園地、冠婚葬祭
68	事務用品	鉛筆、消しゴム、テープ、のり
69	分類不明	
合計		150.104



波及効果 (単位:百万円)	
0	01
0	06
0	11
0	15
8	16
2	20
3	21
3	22
8	25
14	26
2	27
14	28
1	29
0	30
0	31
0	32
1	33
0	34
1	35
1	39
151	41
4	46
0	47
1	48
12	51
3	53
2	55
11	57
5	59
1	61
0	63
0	64
0	65
21	66
0	67
0	68
3	69
276	

37	実施計画番号	2160203	事務事業番号	216020304	課(局・室・所)・係・担当者	建築住宅課	住宅管理係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-------

21602建築住宅課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	3	都市基盤	16	住環境の確保	2	市営住宅の適正管理			
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部	
3	市営住宅長寿命化事業	4	市営住宅改修事業						

事業概要	対象		長寿命化計画において改善事業の対象である市営住宅
	手段		改善事業の実施
	意図		市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	改善事業の実施	活動	屋上防水工事等 給排水施設改修等	外壁改修工事等	外壁改修工事等	外壁改修工事等
			完了 100.00%	実施中 —		
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿うものであり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	公営住宅法第15条により、市は市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うよう努める義務があり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	公営住宅の長寿命化を図ることによりライフサイクルコストの削減を図るものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	計画的に実施しなければ躯体の劣化を招き入居者の安全を図れないおそれがある。	3	
	行政評価との整合性	市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の改善事業を計画的に実施していくことは、市営住宅の適正管理に必要不可欠である。	3	
	手法の有効性	市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の改善事業を計画的に実施していくことは、市営住宅の適正管理に必要不可欠である。	3	
効率性	実施主体の適正化	事業対象は市の施設であり、市が維持管理を行う。	3	
	受益者負担の適正化	受益者に負担を求めることは適当でない。	3	
	コスト効率	国費(社会資本整備総合交付金)及び地方債(公営住宅整備事業債)を充当する事業。設計書作成の上、競争入札とするため、適正な価格競争がなされる。	5	

事業期間	R5	年度	~	R10以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8	土木費		項	6	住宅費		目	1	住宅管理費	
	大事業	1	住宅管理費			中事業	1、2	市営住宅維持管理費(補助・単独)				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			<ul style="list-style-type: none"> 古開作第二団地(A棟)外壁改修工事 古開作第二団地(I棟)屋上防水工事 古開作第二団地(J棟)屋上防水工事及び外壁改修工事 古開作第二団地(H-1棟)屋上防水工事、外壁改修工事、給水管改修工事及び排水設備改修工事に係る設計委託 有帆団地(A棟・B棟)単独浄化槽解消工事及び給水管改修工事に係る地質調査委託及び設計委託 		<ul style="list-style-type: none"> 有帆団地A棟単独浄化槽解消工事及び給水管改修工事 古開作第二団地H-2棟屋上防水工事、外壁改修工事、給水管改修工事及び排水設備改修工事に係る設計委託 		<ul style="list-style-type: none"> 古開作第二団地H-1棟外壁改修工事及び排水設備改修工事 有帆団地B棟単独浄化槽解消工事及び給水管改修工事 		<ul style="list-style-type: none"> 古開作第二団地H-1棟外壁改修工事及び排水設備改修工事 古開作第二団地H-1棟屋上防水改修工事 古開作第二団地H-2棟外壁改修工事及び排水設備改修工事 古開作第二団地B棟外壁改修工事 古開作第二団地C棟外壁改修工事 		<ul style="list-style-type: none"> 古開作第二団地H-2棟外壁改修工事及び排水設備改修工事 古開作第二団地H-1棟屋上防水改修工事 古開作第二団地H-2棟屋上防水改修工事 古開作第二団地D棟外壁改修工事 古開作第二団地E棟外壁改修工事 			
	支出内訳	R5からR6への繰越明許費	工事請負費	77,517千円	工事請負費	63,360千円	工事請負費	152,553千円	工事請負費		工事請負費			
			設計委託料	12,781千円	設計委託料	10,018千円	手数料	213千円						
			地質調査委託料	6,325千円										
			合計		96,623千円		73,378千円		152,766千円					
財源内訳 割合	国庫支出金	1/2	42,583千円	1/2	20,104千円	1/2	57,910千円	1/2		1/2				
	県支出金													
	地方債	100%	53,700千円	100%	53,200千円	100%	94,500千円	100%		100%				
	その他													
	一般財源		340千円		74千円		356千円							
	合計		96,623千円		73,378千円		152,766千円							

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
社会資本整備総合交付金(公営住宅等ストック総合改善事業)・国土交通省住宅局・山口県土木建築部住宅課、公営住宅整備事業債	<ul style="list-style-type: none"> 古開作第二団地H-1棟外壁改修工事及び排水設備改修工事:66,528,000円 有帆団地B棟単独浄化槽解消工事及び給水管改修工事:86,024,400円 有帆団地B棟単独浄化槽解消工事及び給水管改修工事に係る水道口径変更加入負担金213,000円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
公営住宅法、山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 建築住宅課 住宅管理係 事務事業番号 216020304

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	16	住環境の確保	2	市営住宅の適正管理		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	3	市営住宅長寿命化事業	4	市営住宅改修事業				政策的
	令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。				対象	長寿命化計画において改善事業の対象である市営住宅		
					手段	改善事業の実施		
				意図	市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。			

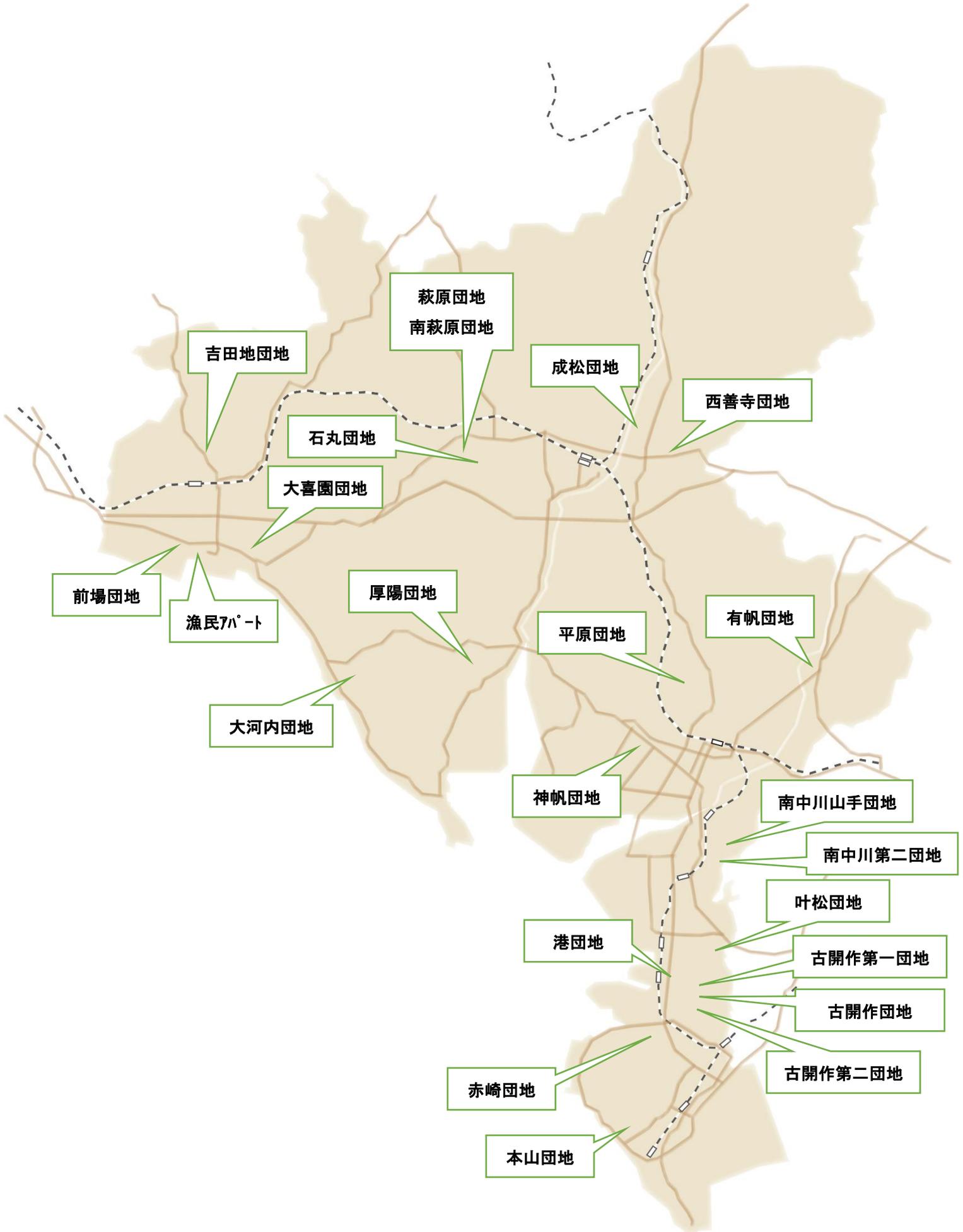
事業期間	R2以前	年度	～	R10以降	年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
支出内訳	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)			
	工事請負費	7,066千円	工事請負費	38,280千円	工事請負費	77,517千円	工事請負費	63,360千円		
			工事請負費(繰越明許)	26,114千円	設計委託料	12,781千円	設計委託料	10,018千円		
					地質調査委託料	6,325千円				
	合計	7,066千円		64,394千円		96,623千円		73,378千円		
財源内訳 / 割合	国庫支出金	1/2	3,508千円	1/2	32,197千円	1/2	42,583千円	1/2	20,104千円	
	県支出金									
	地方債	100%	3,500千円	100%	32,000千円	100%	53,700千円	100%	53,200千円	
	その他									
	一般財源		58千円		197千円		340千円		74千円	
合計		7,066千円		64,394千円		96,623千円		73,378千円		
人工数	人件費	0.55人	3,049千円	0.97人	5,561千円	1.48人	8,622千円			
総経費		10,115千円		69,955千円		105,245千円				

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標		R3	R4	R5	R6
1	改善事業の実施	活動	屋上防水工事等 完了(繰越明許あり)	屋上防水工事等 完了	屋上防水工事等 完了
			50.00%	150.00%	100.00%
2					
3					

成果	市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のための改善事業により長寿命化につながっている。				
R7年度に向けた課題及び改善策					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性			
		成果	現状維持	コスト	現状維持
特記事項	※令和3年度～令和4年度の決算額及び活動指標は、事務事業「市営住宅屋上防水改修工事」及び「市営住宅外壁改修工事」の合計です。				

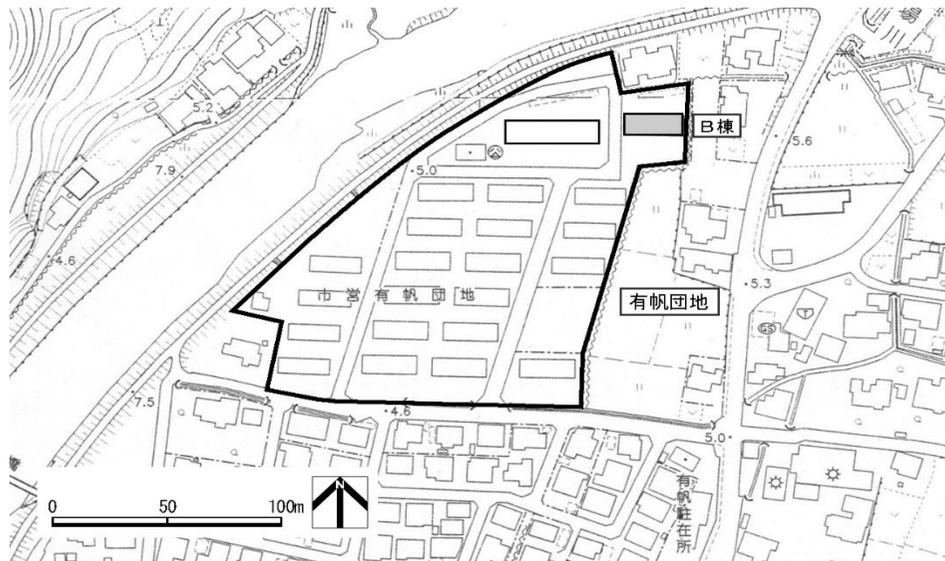
山陽小野田市市営住宅 位置図

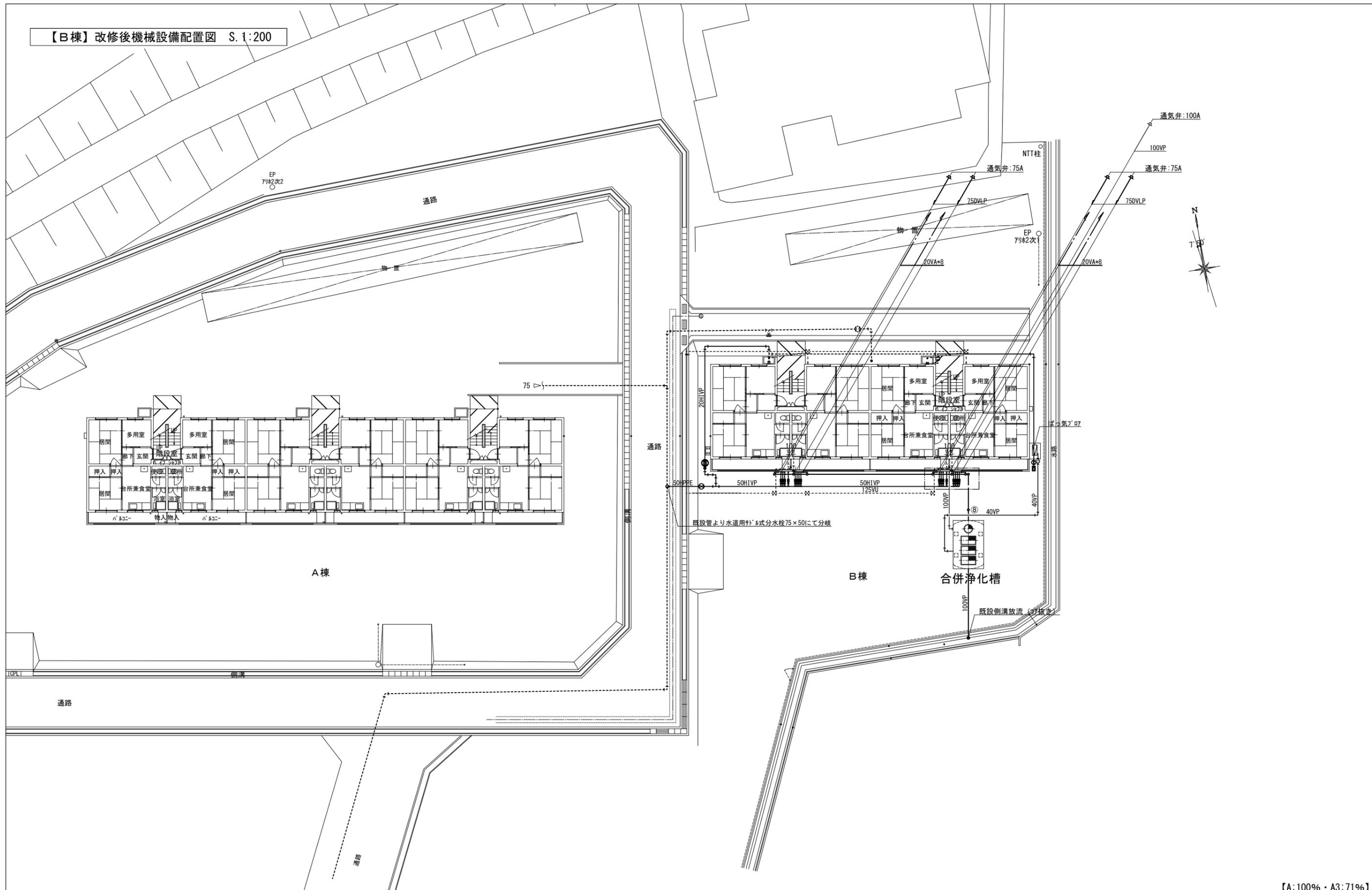


・古開作第二団地H-1棟



・有帆団地B棟





194

【A:100%・A3:71%】

注	縮尺 1/200		図面名	【B棟】改修後機械設備配置図	建・構・電・機
	有帆団地B棟単独浄化槽解消・給水改修工事				

市営住宅改修事業

・ 令和7年度予算額

歳出予算額		財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
手数料	213千円	0千円	0千円	0千円	0千円	213千円
工事請負費	152,553千円	57,910千円	0千円	94,500千円	0千円	143千円
合計	152,766千円	57,910千円	0千円	94,500千円	0千円	356千円

38	実施計画番号	2160203	事務事業番号	216020305	課(局・室・所)・係・担当者	建築住宅課	住宅管理係
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-------

21602建築住宅課

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	16	住環境の確保	2	市営住宅の適正管理		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
3	市営住宅長寿命化事業	5	市営住宅建替整備事業					

事業概要	令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。	対象	長寿命化計画において建替え事業の対象である市営住宅
		手段	建替え事業の実施
		意図	市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月~7月)の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		R5	R6(4月~7月)	R7	R8	R9
1	建替え事業の実施	活動	引越先改修工事等	引越先改修工事等	解体工事等	新築工事等
			完了	実施中		
			100.00%	—		
2						
3						

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策に沿うものであり、妥当である。	5	33
	自治体関与の妥当性	公営住宅法第15条により、市は市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うよう努める義務があり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	公営住宅の長寿命化を図ることによりライフサイクルコストの削減を図るものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	計画的に実施しなければ躯体の劣化を招き入居者の安全を図れないおそれがある。	3	
	行政評価との整合性	市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建替事業を計画的に実施していくことは、市営住宅の適正管理に必要不可欠である。	3	
	手法の有効性	市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建替事業を計画的に実施していくことは、市営住宅の適正管理に必要不可欠である。	3	
効率性	実施主体の適正化	事業対象は市の施設であり、市が維持管理を行う。	3	
	受益者負担の適正化	受益者に負担を求めることは適当でない。	3	
	コスト効率	国費(社会資本整備総合交付金)及び地方債(公営住宅整備事業債)を充当する事業。設計書作成の上、競争入札とするため、適正な価格競争がなされる。	5	

事業期間	R5	年度	～	R12以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	8		土木費	項	6	住宅費		目	2	住宅建設費	
	大事業	1	住宅建設費			中事業	1, 2	市営住宅建設費(補助・単独)				事業区分

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			・叶松団地建替整備事業 ・平原団地建替整備事業		・叶松団地建替整備事業		・叶松団地建替整備事業		・叶松団地建替整備事業 ・平原団地建替整備事業		・叶松団地建替整備事業 ・平原団地建替整備事業			
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費		計画策定委託料	17,600千円	設計委託料	25,336千円	工事請負費	250,536千円						
			測量調査委託料	19,290千円	工事請負費	23,760千円	設計委託料	51,868千円						
			工事請負費	25,850千円	市営住宅入居者 移転補償金	5,815千円	地質調査委託料	27,104千円						
			市営住宅入居者 移転補償金	241千円	修繕料	4,840千円	手数料	3,286千円						
			通信運搬費	484千円	手数料	709千円	空き家具撤去 等業務委託料	3,050千円						
			手数料	241千円	アスベスト調査 委託料	203千円	補償金	1,356千円						
			会場借上料	20千円										
合計			63,726千円	60,663千円	337,200千円									
財源内訳 割合	国庫支出金	1/2	9,926千円	1/2	14,008千円	1/2	132,739千円							
	県支出金													
	地方債			100%	5,100千円	100%	197,600千円							
	その他													
	一般財源		53,800千円	41,555千円	6,861千円									
	合計		63,726千円	60,663千円	337,200千円									

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
社会資本整備総合交付金(公営住宅等ストック総合改善事業)・国土交通省住宅局・山口県土木建築部住宅課、公営住宅整備事業債	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
公営住宅法、山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 建築住宅課 住宅管理係 事務事業番号 216020305

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)			小項目(基本事業)			
	3	都市基盤	16	住環境の確保		2	市営住宅の適正管理		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
事業概要	3	市営住宅長寿命化事業	5	市営住宅建替整備事業					政策的
	令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。					対象	長寿命化計画において建替え事業の対象である市営住宅		
						手段	建替え事業の実施		
					意図	市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。			

事業期間	R5 年度	～	R10以降 年度	予算種別	新規	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳					計画策定委託料	17,600千円	設計委託料	25,336千円
					測量調査委託料	19,290千円	工事請負費	23,760千円
					工事請負費	25,850千円	市営住宅入居者移転補償金	5,815千円
					市営住宅入居者移転補償金	241千円	修繕料	4,840千円
					通信運搬費	484千円	手数料	709千円
					手数料	241千円	アスベスト調査委託料	203千円
					会場借上料	20千円		
合計					63,726千円		60,663千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金				1/2	9,926千円	1/2	14,008千円
	県支出金							
	地方債						100%	5,100千円
	その他							
	一般財源					53,800千円		41,555千円
合計					63,726千円		60,663千円	
人工数	人件費				0.67人	3,903千円		
総経費					67,629千円			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	建替え事業の実施	活動			引越先改修工事等 完了 100.00%	引越先改修工事等
2						
3						

成果	市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等につながっている。					
R7年度に向けた課題及び改善策	事業の実施に当たり、社会資本整備総合交付金を確保する必要がある。					
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項						

叶松団地整備事業（1期解体工事）（2期解体工事）

解体1期工事					解体2期工事															
棟番号	階数	構造	建設年	延床面積	棟番号	階数	構造	建設年	延床面積	棟番号	階数	構造	建設年	延床面積	棟番号	階数	構造	建設年	延床面積	
8棟	2階	CB	S44	269㎡	16棟	2階	CB	S44	138㎡	17棟	1階	CB	S44	138㎡						
9棟	1階	CB	S44	138㎡						18棟	1階	CB	S45	128㎡						
10棟	2階	CB	S45	269㎡						19棟	1階	CB	S45	128㎡						
11棟	1階	CB	S44	138㎡						20棟	1階	CB	S45	128㎡						
12棟	2階	CB	S45	269㎡						21棟	1階	CB	S45	128㎡						
13棟	1階	CB	S44	138㎡						22棟	1階	CB	S45	128㎡						
14棟	1階	CB	S44	138㎡						23棟	1階	CB	S45	128㎡						
15棟	1階	CB	S44	138㎡	計				1,635㎡	24棟	1階	CB	S45	128㎡	計					1,034㎡



工事場所
山陽小野田市叶松一丁目地内

配置図 S=1/400

年度	7	工事名称	叶松団地整備事業（1期解体工事） （2期解体工事）	【共通】	付近見取り図、配置図	S=1/400
	山陽小野田市			設計変更	回	—

1 配置計画



住棟タイプ	1期		2期	
	棟数	面積	棟数	面積
K4(1~2人用:4戸)	4	660	5	825
K3(1~2人用:3戸)	2	246	0	0
J2(3~4人用:2戸)	0	0	2	298
L2(身障者用:2戸)	1	119	0	0
集会所	1	90	0	0
合計	8	1,115	7	1,123

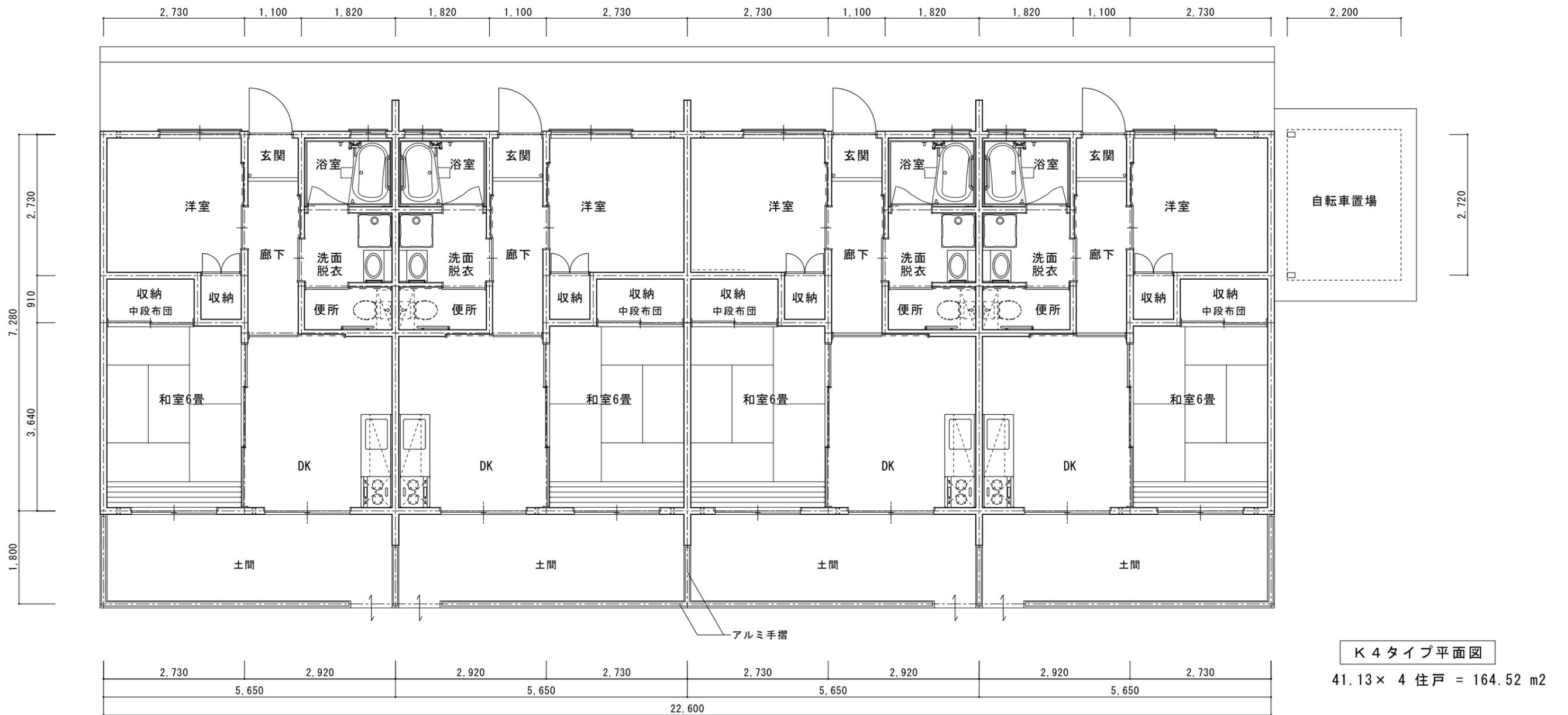
1期工事範囲 2期工事範囲

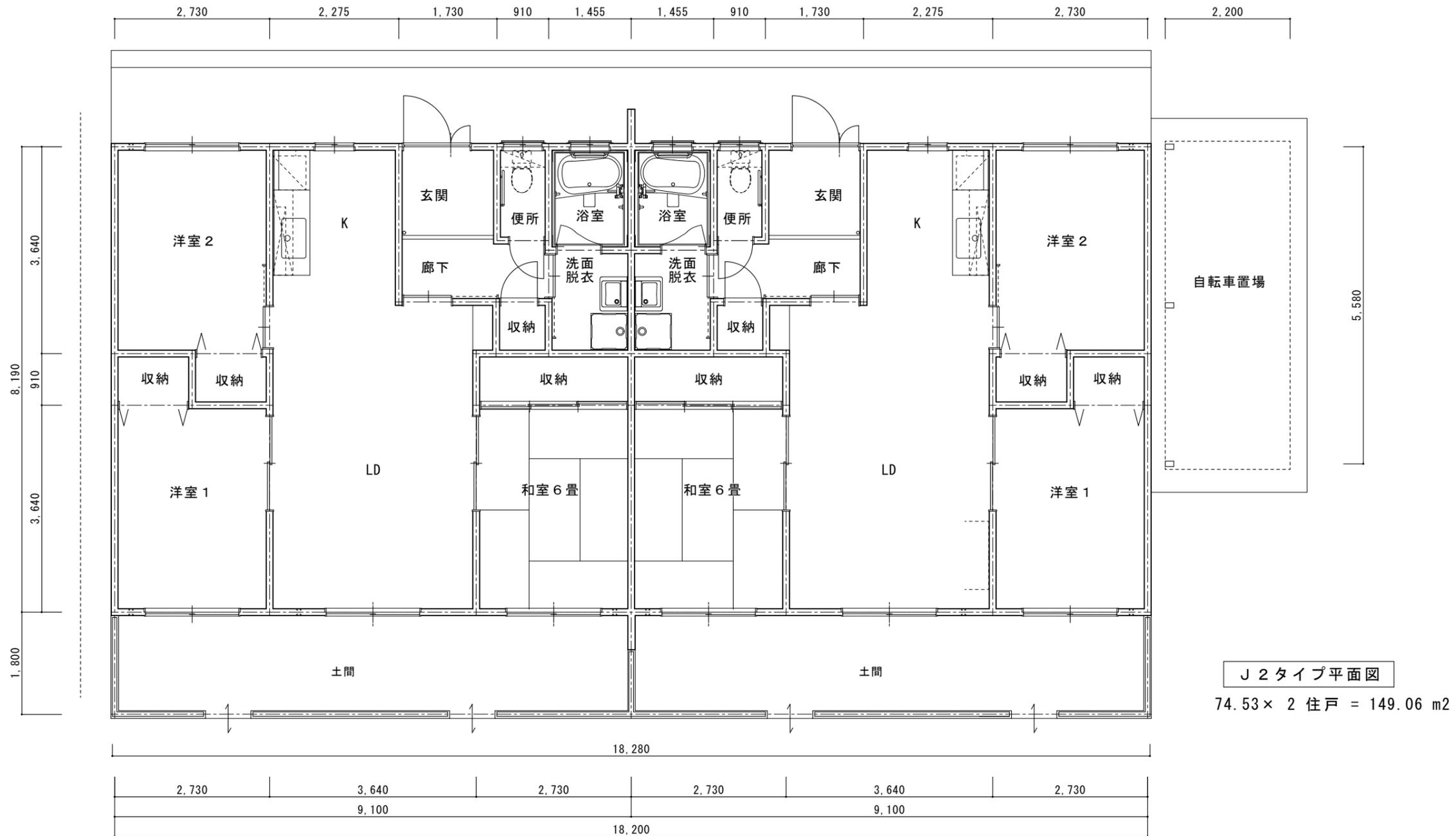
■ 駐車台数 : 17+16+18=51台(車椅子利用者用2台分含む)

全体配置図 S=1/300

2 単身~2人世帯用住棟プラン

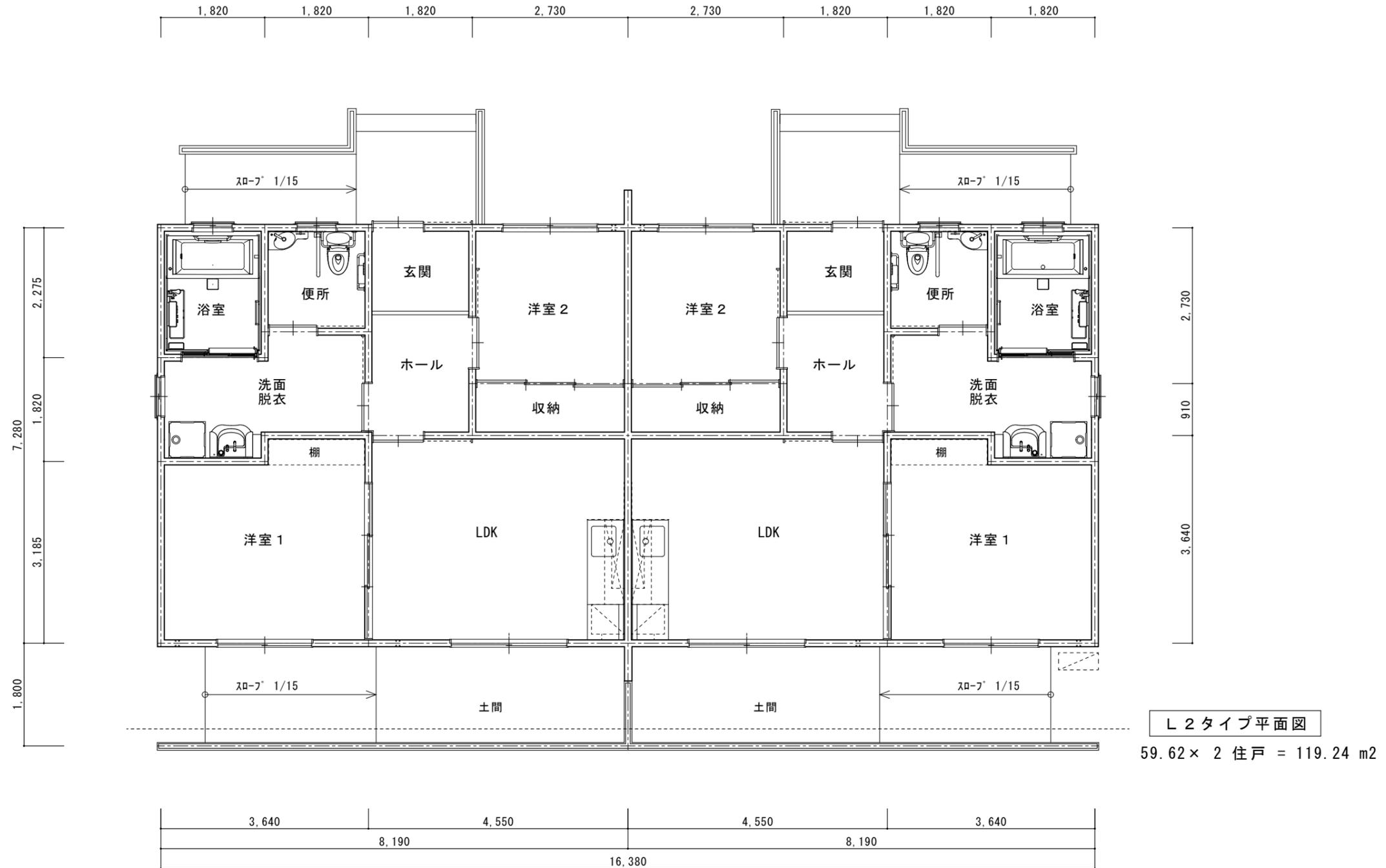
K4タイプ平面プラン





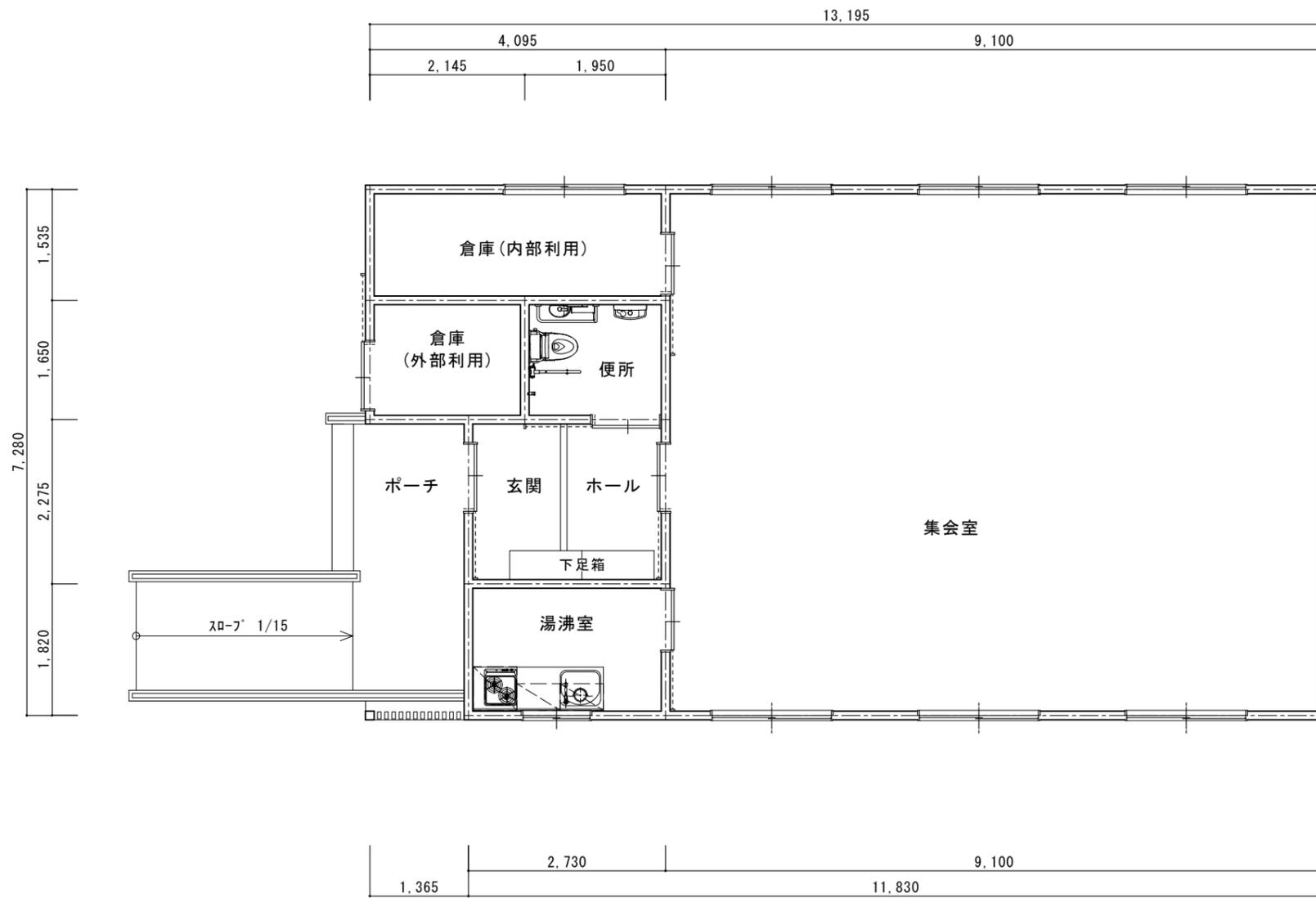
4 車いす利用者向け住棟プラン

L2タイプ平面プラン



5 集会所プラン

平面プラン



集会所平面図

$$13.195 \times 7.28 - 1.365 \times (1.82+2.275) = 90.47\text{m}^2$$

市営住宅建替整備事業全体スケジュール（叶松団地）

番号	項目	令和5年度(2023年度)			令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度(2026年度)			令和9年度(2027年度)			令和10年度(2028年度)								
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和5年度	1 基本計画策定業務委託 ※叶松、平原、西善寺の3団地を同時に発注する。 住民説明会	←→																							
	2 測量調査業務委託	←→																							
	3 移転先改修工事・修繕	←→			←→																				
	4 引越し（入居者）				←→																				
	5 備品撤去処分	←→			←→																				
令和6年度	6 基本設計・解体実施設計業務委託				←→																				
令和7年度	7 解体工事							←→																	
	8 実施設計業務委託							←→																	
	9 地質調査業務委託							←→																	
	10 外構実施設計業務委託							←→																	
	11 電柱移設							←→												←→					
令和8年度以降	12 建築・機械設備工事													←			-----								
	13 電気設備工事													←			-----								
	14 工事監理業務委託													←			-----								
	15 設計意図伝達業務													←			-----								

市営住宅建替整備事業

・ 令和7年度予算額

歳出予算額		財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
手数料	3,286千円	0千円	0千円	197,600千円	0千円	2,455千円
地質調査委託料	27,104千円	13,552千円	0千円		0千円	
設計委託料	51,868千円	25,933千円	0千円		0千円	
工事請負費	250,536千円	93,254千円	0千円		0千円	
空き家家具撤去等業務委託料	3,050千円	0千円	0千円	0千円	0千円	3,050千円
補償金	1,356千円	0千円	0千円	0千円	0千円	1,356千円
合計	337,200千円	132,739千円	0千円	197,600千円	0千円	6,861千円